

第一百一回国会 通信委員会 大蔵委員会 社会労働委員会連合審査会議録 第一号

昭和五十九年七月十八日(水曜日)
午前九時三十一分開議

出席委員

通信委員会

委員長 志賀 節君

理事 加藤常太郎君 理事 戸井田三郎君

理事 畑 英次郎君 理事 吹田 愷君

理事 鈴木 強君 理事 武部 文君

理事 竹内 勝彦君 理事 西村 章三君

理事 足立 篤郎君 理事 龜岡 高大君

理事 近藤 元次君 理事 左藤 恵君

理事 佐藤 守良君 理事 額賀福志郎君

理事 野中 広務君 理事 渡辺 紘三君

理事 伊藤 忠治君 理事 中村 正男君

理事 松前 仰君 理事 小谷 輝二君

理事 中井 治君 理事 永江 一仁君

理事 佐藤 祐弘君

大蔵委員会

委員長 瓦 力君

理事 越智 伊平君 理事 中村正三郎君

理事 野口 幸一君 理事 坂口 力君

理事 米沢 隆君

理事 大島 理森君 理事 田中 秀征君

理事 東 力君 理事 平沼 赳夫君

理事 村上 茂利君 理事 山岡 謙蔵君

理事 川崎 寛治君 理事 戸田 菊雄君

理事 矢追 秀彦君 理事 安倍 基雄君

理事 正森 成二君 理事 箕輪 幸代君

社会労働委員会

委員長 有馬 元治君

理事 愛知 和男君 理事 稲垣 実男君

理事 丹羽 雄哉君 理事 村山 富市君

理事 伊吹 文明君 理事 自見庄三郎君

理事 谷垣 禎一君 理事 友納 武人君

理事 長野 祐也君 理事 西山敬次郎君

出席国務大臣

大蔵大臣 竹下 登君

厚生大臣 渡部 恒三君

郵政大臣 奥田 敬和君

労働大臣 坂本三十次君

出席政府委員

大蔵大臣官房審議官 大山 綱明君

大蔵大臣官房審議官 角谷 正彦君

大蔵省主計局次長 保田 博君

大蔵省主税局長 梅澤 節男君

大蔵省理財局次長 中田 一男君

大蔵省証券局長 佐藤 徹君

厚生省年金局長 吉原 健二君

通商産業省機械情報産業局長 木下 博生君

郵政省次官 関谷 勝嗣君

郵政大臣官房長 二木 實君

郵政省通信政策局長 奥山 雄材君

郵政省電気通信局長 小山 森也君

労働大臣官房審議官 白井晋太郎君

労働省政局局長 谷口 隆志君

労働省職業安定局長 守屋 孝一君
自治省税務局長 矢野浩一郎君

委員外の出席者

日本電信電話公 真藤 恒君

日本電信電話公 岩下 健君

日本電信電話公 外松 源司君

日本電信電話公 中原 道朗君

日本電信電話公 矢島錦一郎君

大蔵委員会調査室長 石黒 善一君

社会労働委員会調査室長 長崎 寛君

通信委員会調査室長 寛君

本日の会議に付した案件

日本電信電話株式会社法案(内閣提出第七二号)

電気通信事業法案(内閣提出第七三号)

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第八〇号)

○志賀委員長

これより通信委員会大蔵委員会社会労働委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が委員長職務を行います。

日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

日本電信電話株式会社法案

電気通信事業法案

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(本号末尾に掲載)

○志賀委員長

各案についての提案理由の説明は、お手元に配付してあります資料によって御了承願うこととし、直ちに質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。戸田菊雄君。

○戸田委員 電電改革三法案について質問いたします。今まで多くの問題について大体触れられてきておるようですが、きょうは事業計画の収支見通しについてまず伺ってまいりたいと思います。

今度の新会社移行による支出増はどのくらいありますか、まずその点からお伺いします。

○岩下説明員 お答えいたします。

支出の増の一番端的なものは税の負担でございます。

これにつきまして、大綱は既に御審議いただいておりますが、大綱は既に御審議いただいておりますが、政

省令等の確定を待つて出るものがございまして、この時点でマクロ的な算定をいたしますと、至近

の決算でございます五十七年度の収支差額利益のベースを基礎にして算定いたしますと、おおよそ

二千億程度の税負担の増になるかと思っております。

そのほか、今まで法律をもつて除外をされておりました各種社会保険料、特に雇用保険あるいは労災保険の適用によりまして増加分が約百七十

ないし百八十億程度でございます。それから地方、地方といいますが、道路に私どもの電柱ある

いは管路、マンホール等設置をしておりますけれども、これは従来無料でございました。これについて一般企業並み、特に電力、ガス事業並みのい

わゆる道路占用料を支払うことになり、この算定も現在建設省でやっておりますけれども、三百億前後の支出の増があるかと現時点で算定をしておるわけでありませう。

○戸田委員 税金関係全体でもって国税、地方税を合わせまして二千億見当、それから雇用保険、労働保険百七十億ないし百八十億、電柱敷地料におおむね三百億等々であります。これはケープルを含んでおりますね。

それで、この税金の関係でありますけれども、国税はそのうちのくらくらになりませう。それから地方税は、これは自治省ですが、どのくらいになりませう。細目、税目に従ってひとつ発表していただかせんか。

○岩下説明員 約二千億のうち国税、地方税半々というふうなマクロ的に見ております。それぞれ税目ごとに算定標準その他が、まだ政令の確定等を待ちまさんと出てくるもののはっきりしないものがございますので、マクロに算定をいたしますと国、地方税それぞれ半々、千億程度ずつの増加というふうな現在考えております。

○戸田委員 そこで、自治省が来ていると思うのですが、これは地方税目ごとに、大体きのう資料要請しておりましたけれども、税引き前の利益三千億、二千億、一千億、この場合の計数をひとつ示してください。

○矢野政府委員 お尋ねの件は、このたび新会社になりますと、所得がございます場合に地方税として課税をされる法人住民税、法人事業税のことと存じます。これは現実にはどれだけ所得が出るかということでは現段階ではもちろん明らかでございませぬけれども、仮に、お示しのように一千億なり二千億なり三千億の利益が出ると仮定いたしますと、地方の法人住民税、法人事業税関係におきましては実効税率が一六・九四%、これらの利益に対して一六・九四%の割合で課税をされるということになりませう。したがって、一千億の場合でございませうと六百十九億、二千億の場合でございませうと三百三十九億、三千億の場合でございませうと五百八億、こういう計算になるわけでございます。

なお、そのほかに固定資産税等の負担があるわけでございます。固定資産税につきましても、耐用年数の計算等具体的なことはまだ確定いたしておりませんが、従来納付されております納付金の基礎となつておりましたところの試算をベースに仮に算定をいたしてみますと、固定資産税の場合には九百七億、事業税で十億、都市計画税で三十三億、合計いたしますと約九百五十億でございます。納付金が昭和五十八年度の場合で五百八十一億、納付金から、これを差し引きますと三百六十九億、こういうぐあいに一応計算されるところでございます。

○戸田委員 国税の場合は五税ありますが、これはどういうことになっておりますか。

○岩下説明員 先ほど私が答えいたしました、マクロでおおよそ二千億としました根拠は、五十七年度の決算、これは至近のものでございませうが、三千七百億でございます。これに対して先ほど自治省から御答弁のございました固定資産税の増加分を三百数十億、約四百億程度見込みまして、これは費用に計上されますので、その分だけ課税利益が減るわけでございますけれども、これに対して言われますいわゆる実効税率、現在五%でございますが、これを掛けますと約二千億、こういう推計をしたわけでございます。その内訳は、おおよそ見ますと国税、地方税半々くらいだろ。したがって、今お尋ねの国税の三税、法人税その他に分けた形では、実はまだ各種の政省令が決まっておりますので細かい算定は今の時点ではしておりませぬけれども、法人税がその大宗を占めるということは当然でございませう。

○戸田委員 ほかに二、三点質問しておきたいのですが、その一つは、収支差額はどのくらいと考えておりますか。それから経営見通しで経営利益はどのくらい。ほかに資本金はどのくらいと考えていますか。それから配当、これはどう考えておられますか。

○岩下説明員 まず、収支の見通しでございませうけれども、現在、資本金の規模その他は設立委員会の決定を待つて決まるというようなことで、いろいろ変動する要件がございます。ございませうが、最近の私どもの五十七、八年度の公社ベースでの収支差額三千七百億前後のものを上げておられますので、全体の基調というものは、少なくともこれが維持できる。また、今回の改革法によりまして、収入の増加策あるいは経費の節減策、これを十分取り入れますし、またとるつもりでおりますので、三千七、八百億から四千億程度の現在の公社制度のもとにおける収支差額、これは十分維持できるし、また上げたいと思っております。

そういういたしますと、これから先ほど御説明いたしました税その他の負担を差し引きしました結果が、最終的ないわば利益になるわけでございますけれども、したがって、配当につきましても、発足当初は経過的ないわば税負担といったようなものもございませう。正直言つてなかなかきついかと思っております。しかしながら、必要最小限度の配当は十分できる。その結果、内部留保としましては数百億円のものが可能だろうと思っておりますし、またこれが二年目以降になりまして、今回の改革法によってますます経営諸条件、これは経営上の大きなメリットになるはずでございますから、これが徐々に浸透をしましてまいりますので、収支両面においてこれがプラスの方に作用しまして業績を徐々に引き上げていくことも可能と思っております。

ただ、私どもとしましては、そういった業績の向上によりまして税引き後の利益あるいは配当後の利益がございませう、これをいたすに大きく配当性向等を上げるといふことになさう。いわば公益事業として一般企業並みのものは確保すること、は当然でございませうけれども、それ以上に出まして余剰といひますか、これは当委員会でも総裁が言明しておりますように、料金の遠近格差の是

正、特に遠距離料金の引き下げにできるだけこれを振り向けられるように、そういった余剰といひますか、サープラスを生み出すように努力してまいりたい、かように考えております。

○戸田委員 配当は商法上大体七%から一二%、こういうことになっていまして、非常識にわたらない配当はやらなくてはいいかと思ひますが、配当率はどのように考えていますか。

○岩下説明員 現在私どもが一応ターゲットとしてねらっておりますのは、現在の一部上場企業の平均的な値であります。一割配当程度のものでございませう。立ち上がり早々は幾つかの税負担の増加等によりまして当初のあれが少しかつと思ひますが、二年目以降、努力によりましてその線まで近づけていきたい、かように考えております。

○戸田委員 一割というところ、一〇%ということでは理解していいのですか。専売改革法案の審議中で、今まで配当問題についてやはりいろいろ問題になりましたが、その返答は非常に識にわたらないし、この範囲どのくらいかと言つたら一〇%ないし八%です、こう言っているのです。お尋ね八%ぐらいが希望するところですが、その点はひとつ、きょう一〇%ということでありませうから、それを上回らない、下回るような配当で今後検討していただきたいと思ひます。

それで、結果的には、今、説明をされましたように、税金でおおむね三千億近くも取られるわけですね。なおかつ、内部留保あるいは配当等仮に一千億といつても、一〇%ですとこれは相当の配当になるわけですね。だから、こういうことになりませうと結果的に内部留保と配当等に占める割合はどのくらいになりますか、今の計算で。

○岩下説明員 先ほど一割程度と申し上げましたが、今、先生御指摘の私どもの本当の気持ち、八%ないし一〇%というふうな改訂をさせていただきます。そうしました場合に、会社後のいわゆる経常利益の算定はなかなか難しゅうございませうけれども

正、特に遠距離料金の引き下げにできるだけこれを振り向けられるように、そういった余剰といひますか、サープラスを生み出すように努力してまいりたい、かように考えております。

○戸田委員 配当は商法上大体七%から一二%、こういうことになっていまして、非常識にわたらない配当はやらなくてはいいかと思ひますが、配当率はどのように考えていますか。

○岩下説明員 現在私どもが一応ターゲットとしてねらっておりますのは、現在の一部上場企業の平均的な値であります。一割配当程度のものでございませう。立ち上がり早々は幾つかの税負担の増加等によりまして当初のあれが少しかつと思ひますが、二年目以降、努力によりましてその線まで近づけていきたい、かように考えております。

○戸田委員 一割というところ、一〇%ということでは理解していいのですか。専売改革法案の審議中で、今まで配当問題についてやはりいろいろ問題になりましたが、その返答は非常に識にわたらないし、この範囲どのくらいかと言つたら一〇%ないし八%です、こう言っているのです。お尋ね八%ぐらいが希望するところですが、その点はひとつ、きょう一〇%ということでありませうから、それを上回らない、下回るような配当で今後検討していただきたいと思ひます。

それで、結果的には、今、説明をされましたように、税金でおおむね三千億近くも取られるわけですね。なおかつ、内部留保あるいは配当等仮に一千億といつても、一〇%ですとこれは相当の配当になるわけですね。だから、こういうことになりませうと結果的に内部留保と配当等に占める割合はどのくらいになりますか、今の計算で。

○岩下説明員 先ほど一割程度と申し上げましたが、今、先生御指摘の私どもの本当の気持ち、八%ないし一〇%というふうな改訂をさせていただきます。そうしました場合に、会社後のいわゆる経常利益の算定はなかなか難しゅうございませうけれども

正、特に遠距離料金の引き下げにできるだけこれを振り向けられるように、そういった余剰といひますか、サープラスを生み出すように努力してまいりたい、かように考えております。

○戸田委員 配当は商法上大体七%から一二%、こういうことになっていまして、非常識にわたらない配当はやらなくてはいいかと思ひますが、配当率はどのように考えていますか。

○岩下説明員 現在私どもが一応ターゲットとしてねらっておりますのは、現在の一部上場企業の平均的な値であります。一割配当程度のものでございませう。立ち上がり早々は幾つかの税負担の増加等によりまして当初のあれが少しかつと思ひますが、二年目以降、努力によりましてその線まで近づけていきたい、かように考えております。

○戸田委員 一割というところ、一〇%ということでは理解していいのですか。専売改革法案の審議中で、今まで配当問題についてやはりいろいろ問題になりましたが、その返答は非常に識にわたらないし、この範囲どのくらいかと言つたら一〇%ないし八%です、こう言っているのです。お尋ね八%ぐらいが希望するところですが、その点はひとつ、きょう一〇%ということでありませうから、それを上回らない、下回るような配当で今後検討していただきたいと思ひます。

それで、結果的には、今、説明をされましたように、税金でおおむね三千億近くも取られるわけですね。なおかつ、内部留保あるいは配当等仮に一千億といつても、一〇%ですとこれは相当の配当になるわけですね。だから、こういうことになりませうと結果的に内部留保と配当等に占める割合はどのくらいになりますか、今の計算で。

○岩下説明員 先ほど一割程度と申し上げましたが、今、先生御指摘の私どもの本当の気持ち、八%ないし一〇%というふうな改訂をさせていただきます。そうしました場合に、会社後のいわゆる経常利益の算定はなかなか難しゅうございませうけれども

正、特に遠距離料金の引き下げにできるだけこれを振り向けられるように、そういった余剰といひますか、サープラスを生み出すように努力してまいりたい、かように考えております。

も、いわゆる配当性向といったものを考えました場合に、現在の大企業あるいは特にその中の公益事業と言われているものにつきまして、この辺の例も参考にしながら考えてまいりたいと思います。が、いずれにいたしましても、サブプライムはできるだけ料金の、特に遠距離料金の値下げに回すということでお客への還元を図りたいということ、が、私どもの基本的な考え方でございます。

○戸田委員 それで郵政大臣にお伺いしたいのですけれども、五十七年度の決算の収支状況を見ますと、固定資産が九三%、九兆五千三百六億円で、一方、資本構成の固定負債は五一・七%ございすね、五兆二千九百五十五億円。それから利子等の金融費用が一年当たり十一億ありますね。それから元利金支払いは年間一兆円強、まさに大きな負担だと思っておりますが、五十七年末の総資本で十兆二千四百八十八億円、うち固定資産は前述のとおり、負債は五兆六千三百五十九億円、資本が四兆六千六百二十九億円、これから設備負担金、退職引当等を引きますと、電政局長が我が党の同僚議員の武部議員に答えているように、資本はおおむね一兆円見当、こういうことに相なります。

私は、五十九年の予算の資料もありますけれども、新会社移行のそういった全体像を出してくれ、こう言ったのだけれども、これは出てない。どうして出ないのですか。

○奥田国務大臣 大変難しい御質問で、私ちょっと今お答えしかねますけれども、現在の電電公社は恐らく、新会社移行後の事業計画なり資金収支計画なり負担増なりという形についてはもう既に試算は行っておると思ひますし、また、現在のところ、それを指導する立場にある郵政省としても、そういった意味の計画プランといひますか、予想収支というものは恐らく手に持っておるものと思っております。できれば政府委員からこの件について答弁させます。

○岩下説明員 先生の御指摘の五十九年度末の状況、これは確かにベースとして必要だと我々も考えております。ただ、現在のところ確定決算が五十七年度のものでございまして、五十八年度は取りまとめ中でございまして、五十八年度の決算が最終的に確定をいたしました後、現在進行中の五十九年度の事業計画の進捗状況、こういったものも加味いたしまして、この法案が成立しました後で、きまるところの設立委員会、ここでそういった具体的な計数をともに、資本金の規模を初めとして会社貸借対照表、こういったものをつくるという作業になるわけでございまして、

現時点でごく大まかに言ひまして、今、先生御指摘の五十七年度末の総資本でございすけれども、五十七年度末で約十兆二千億円ございまして、総資本つまり総資産の金額は年率大体四千数百億から五千億程度の増加でございす。したがひまして、その程度のペースをもつて五十八、五十九とさらに増加するだろうと考えておりますし、自己資本の比率も恐らくこの五十七年度をスタートにしまして二年間でさらに三ないし四千億程度の増加は少なくともあるかというふうに考えておるわけでございす。いずれにいたしましても法案の成立後、その辺の具体的な材料の確定を待ちまして早速私どもとしましても作業に入りたい、かように考えております。

○戸田委員 いずれにいたしましても、今言ったような資本状況、財政状況なんでありまして、私今後の経営というものは非常に厳しいだろうと思ひます。

そこで問題になるのが経営の自主性確保でございますが、資金運用は自由になる、あるいは負担吸収そういったものは要員の合理化でというふうなことが臨調答申に載っておるわけですね。こういった問題について郵政大臣はどういう見解をお持ちでございましょう。

それから、この点の経営状況についての見解は大蔵大臣にもひとつお伺いしておきたいと思ひます。

○奥田国務大臣 今後民営に移管されるという事態を迎えたときに、確かに現在の数字上という形

から見た場合においては、今日の電電が持つている資金力あるいは総資産あるいは収益力というものは、大変巨大企業と申しますか、そういった内容を含んでおると思ひます。しかし、民間移行後必ずしも樂觀できるものではないというところは、今、先生が御指摘になったいろいろな税負担の増あるいは民間会社としてのいろいろな負担増等々考えますときに、労使双方で本当に効率化あるいはそういった企業内の合理化というものを積極的に推し進めていかなければならないと思ひております。そういった形の中で、御指摘のよう

の間の前向きな話し合いということが非常に大事なものになってまいります。そういう意味で、またそれを通じてのみさらに現状よりも効率性を考慮することができ、またそれを通じてのみ世の中のユーザの皆様によりよいサービス、より適切に供給することができると考えておりました、こういう装置産業でございまして、労使関係というものが経営の基本問題になるといふうに心得ております。

○戸田委員 そこで、株式問題について若干質問しておきたいのであります。

会社法、関係法で参りますと、政府は三分の一以上保有、売り株は三分の二以下、資本金はおおむね一兆円見当。三分の二の株式を恐らく一挙に売却することはないと思うのですけれども、そのときの政府の都合で、漸次状況を見ながらこれを処分するということになると思うのであります。その処分方式についてはどういふふうにお考えでございましょうか。これは郵政大臣、どうですか。

○竹下国務大臣 今までのいろいろな御議論を聞いておりましたも、例えば五十七年度の実績をもとにして各税、今も郵政大臣からお話のありました国税、地方税等々五十七年度を前提に置いたり、あるいは千億、二千億、三千億とこういうような利益を前提に置いたりしての御議論があることは私も承知をいたしております。今日までの電電公社の歩みの中で、私どもとしてはもとより期待をしておることは事実でございますが、その期待の裏づけはされば何かと申しますならば、結局労使双方に対して政府の関与を可能な限り排し、その自主性、当事者能力等々の潤達な議論の中で期待されるような方向に行くことを私どももまた期待し、そういう姿勢で臨まなければならぬ、こういう基本的な認識であります。

○奥田国務大臣 今度この法案を御承認いただきまして、すべて経営の責任は私どもの肩に乗ってくださるわけでございまして、したがって、今、両大臣がおっしゃいましたように、これから本当の労使

○戸田委員 総裁はどういう見解を持っていますか。

○真藤説明員 今度この法案を御承認いただきまして、すべて経営の責任は私どもの肩に乗ってくださるわけでございまして、したがって、今、両大臣がおっしゃいましたように、これから本当の労使

○奥田国務大臣 今度この法案を御承認いただきまして、すべて経営の責任は私どもの肩に乗ってくださるわけでございまして、したがって、今、両大臣がおっしゃいましたように、これから本当の労使

それに伴う売却益の処分は当たっては、そういった点もよく十分に勘案をいたしまして慎重に当たらなければならぬと自覚しているところでございます。

○志賀委員長 委員長から戸田委員に御了解を得たいと思ふこと一つございませう。

実は、既に通信委員会におきまして新電電の株式の発行の規模ないしその発売の方法、時期等々につきましては御質問がございました。これについては目下事務局で検討中でございます。それのお答えをいまだにその御質問になった委員には政府当局からなされてない段階でございます。したがって、これは一括してお答えをするという段取りに相なっておりますので、そのときに譲らしていただきたいと思ふのでございませう。このことにつきましては、既に通信委員会の理事会におきまして、社会党の理事にも御了解済みのこととございませう。その他与野党ともに御了解済みのこととございませうので、このことをあらかじめ申し上げさせていただきますと思ふこととございませう。

○戸田委員 今、委員長が言われたことは、私も通信委員会での審議状況は伺っておりますから、これは知っております。僕の質問、これからやるのは別な方向なんです。

しかし、本問題にちよつと私も意見として申し上げておきたいのですけれども、今日まで通信委員会では、本問題について、売却方の明快な答弁がなく審議がストップしたような状況もあるわけですね。そこで通信委員会としては、政府の統一見解を出させるということで今日に至っております。こういうのが今の委員長の状況説明だと思うのです。

私は、今、郵政大臣に伺った内容について、さらに株式の、いわゆるKDDあたりでは何か二十倍ぐらいある、こういうことを言われているのですが、電気通信事業も極めて成長産業でありますから、そういう意味合いから、非常に高値がついてくるだろうというふうに想像できますが、これはどの程度のもので、こう考えておりますか。それ

の見通しはどうですか。これは委員長、いいでしょう。

○小山政府委員 これにつきましては、非常に株の売却、そのときの資金状況、いろいろ市場その他の問題がございまして、私もいろいろ検討はいたしておりますけれども、それはどの程度になるかということまではちよつとまだ結論を得てない次第でございます。

○戸田委員 時間がありませんから再度質問はいたしません。想定するに、KDDが二十倍というなら……(四十倍)と呼ぶ者あり。四十倍ですか。四十倍というのなら、これは最低どうですか、数十倍になるのじゃないですか。だからKDD並みにいくというのにはなれば、これだけでも四四十兆円でしょう。だから、こういう処分益の処理方式というのは非常に重要である、私はそういうことを考える。したがって、その処分に対して、この前うちの同僚議員の武部、鈴木両議員に対して、電政局長はこういうことを言っている。株の売却益は、一般会計の赤字補てんのための民営化でないことは明確にしたい云々、そして基金という性格にするよう、財政当局で強い意思でありたいと答弁してあります。電政局長はこう答弁している。それに対して、さらに同僚議員の竹内議員の質問に対してであります。一般会計の赤字補てんのためではないから適切な処分をするように大蔵省と十分協議したいと言っております。それから郵政大臣も同様の答弁をしております。現在もそういう答弁であります。しかし、竹内議員の質問に対して、大蔵主計官は、株式売却は六十年年度以降なので、売却に当たっては市場動向などを見て各方面と十分協議をしたい、しかし、財政当局としては、資本金は国の全額出資であり、公社は国の分身の機関だから、分身にふさわしい使い方をして売却益は国の財政収入に入れるべきだと考えている。真つ向から意見が食い違つておりますね。これは大蔵大臣、大蔵主計官の答弁は一体どう理解しようか。

○竹下國務大臣 私がほかの委員会で答弁したの

をちよつと読み上げてみますと、これは質問の前提が若干違ふことだけは申し上げておきます。その質問は、公債は六十年後の子孫に負担を残すものであり、株式の売却益は一般会計に入れて公債の減額に充てるのが一番矛盾が少ないとの意見があるが、大臣はどう考えるか、こういう逆の議論でございませう。私、たかさんの委員会を歩きますから、いろいろ議論が出ます。そのときには、電電株式は政府の所有するところでありまして、これを売却すれば、筋論として、一般会計に入つて財政需要全般に充てられるという筋になります。で、今、公債残高の減少に使うというののも一つの考え方ではあるでございませう。しかし、何分国会の議決をいただいて初めて売却できるものでございませう。したがって、今の段階で筋論として申し上げますならば、財政需要全般を考慮して、その都度都度協議を重ねて決定すべきものでございませう。こういう極めて筋論を申し上げておきました。

今度は逆に、特別会計ということをお前提にいたしましたわけではございませうが、いわばこれを財政赤字の補てんに使うべきでない、あるいはそれを念頭に置くべきでない、こういう御議論でございませう。確かに新電電、これは財政赤字解消のためにつくつたものであるとは断じて考えておりません。したがって、今日の段階で言えますのは、国会の議決をいただくことになっておることとございませう。したがって、この国会の議決を得て、いわば筋論として申し上げますならば、年々の予算編成の過程において財政需要全般と同一の土俵の中で議論するべきものでございませうと、まあ、これ以上お答えすることは難しいんじゃないかな、こう思っております。

それから、株の売買のことでございませうが、私もちよつと関心を持って、いわば政府が放出いたしますと、それはまさに売買でございませうけれども、株式市場全体から見れば、新株の発行、こういうことと同じことになりませう。そうすると、昭和五十六年大体新株の発行額というのはどれくら

いかなと、日本全体の株式市場の中で新株の発行額というのは、五十六年で見ますと一兆七千九百三十二億、それが五十七年というのは一兆五百四十四億、五十八年は八千九百四十五億円というのが、大体株式市場における新株の消化能力にございませうが、実績、こういうところでございませうので、さらにこれを具体的にどのような形で市場に接触するかということになりますと、そういうキャパシティの問題からすべて考えていかなければならぬ問題ではないかな、まだ勉強しているわけじゃございませうが、試みにいわゆる新株の発行額を見て、なかなか問題がいろいろあるものだな、まあ一挙に売るとか、あるいはなかなか難しい問題もあるものだなということを感じたことだけを素直に申し上げておきます。

○戸田委員 大臣の答弁としては今おっしゃられたようなことかな、こう考えるのです。それにしても、株の処分益の処分については非常に厳密にやばり、いづれの場合でもそういうものがありませうと、政財界の癒着その他でもって、何か不透明なそういう情勢が醸し出される、こういうことはしばしばありましたから、そういうことがないよう、透明度の高い、そういう一つの処理で今後対処していただきたいと思ふのであります。そのことは要望として申し上げておきたいと思ふます。

時間が余りありませんので、多くの問題に触れることはできませんが、今の株の処分益の問題については、私はやはり、今まで電電が大変な御苦労をなされて、それから加入者その他の皆さんの累積財産として、いわば公有財産、そういうものでありますから、当然処分益等の処理については内部留保または基金制度をつくつて今後の事業発展に使用すべきだ、こういうふうな考えでおりますから、この点は十分ひとつ要請として大蔵大臣の方にお願いをしておきたいと思ふます。いやしくも財政破綻のしりぬぐいに使用するような、そういうことはけしからぬ、こう私は思ふます。いづれにしても、国会議決案件でありますから、そ

れの処分については国会議決を要する、こういうことになっていきますから、そういう時期が到来すればそのときにまた十分審議をしてまいりたい、こういうふうな考えでおります。

最後に大蔵大臣に再度またお願いをするのですが、この七月十六日、毎日新聞の夕刊であります、これによりまして、電話利用税導入、これが掲載されておりますが、これは現実に検討され、そういう導入の意向はあるのでございますか。この点をお聞かせください。

○竹下国務大臣 元来、税というものは税制調査会で三年に一度、委員の方を総理大臣が任命されまして、そして国税、地方税のあり方という大局的な諮問をして、その中で、最近で言えば昨年の十一月、いわゆる俗称中期答申、こういうものが出されておるわけであります。

その中期答申の中には、検討すべき税目の中に電話利用税というものは入っていないといふふうに私は理解をしております。よく電話保有税とか電話利用税とか、一般の税のお話のときに出てくることは承知しておりますが、私も今それを検討をしたという事実はございません。

○戸田委員 最後に一点だけ、今のこの会社法、事業法、関連整備法等々見ますと、余りにも規制等が多過ぎるんじゃないか。例えば新株の発行、あるいは転換社債、または新株引受権付社債の発行、四条三項であります、あるいはまた取締役及び監査役の選任の決議、さらに定款の変更、利益処分、合併、解散、十条第一項、あるいは事業計画、十一条、重要な設備の譲渡等、すべて郵政大臣の認可ですね。そしてなおかつ、これらの種目については大蔵大臣と協議、認可、成立ですね。こんな金縛りにして、一体、民間態様に移って自主性というものが確保できるのかどうか、当事者能力、こういうものが確保できるのかどうか、非常に私は疑わしいと思うのです。ほかに監査役の名前あり、事業の監督、各種命令、報告等、微に入り細に入り、政府の介入を許容している。少なくとも事業計画等については私は、

でき得れば届け出制くらいでいいんじゃないかというふうな気もいたしますが、この点について一点、郵政大臣の答弁を求めて終わります。

○奥田国務大臣 私は、今度の新電電が持つ新会社としての資産形成の経緯等々から考えまして、今後とも果たしていく公共的な役割、そういった点を考えるときに、ほかの特殊会社と比較して、政治的な関与と申しますか、そういった制限は、当事者能力の発揮ということ願って、随分そういった形では緩やかなものになっておると思っております。今、例えば新株発行とか利益処分等々の問題を御指摘されましたけれども、これらはあくまでも今日のよって来った資産形成の、繰り返すようにすけれども経緯、そしてまた利用者である国民全部の利用者保護という立場から考えまして、この程度の制限は新会社には必要であらう、また大蔵大臣との協議の問題としては、国が最大の株主という立場からいっても、至極妥当な線ではなからうかと思っております。以上で終わります。

○戸田委員 時間ですから、以上で終わります。

○志賀委員長 次に、森井忠良君。

○森井委員 新聞に、あるいはテレビによりまして、労働基本権あるいは争議権がこの問題の今、焦点になっておるという感じがいたします。本来でございますと国民のための電気通信ということですが、時間四十分余りと限られております。したがって私は、労働基本権、それから労災保険、さらに年金、大要の三点についてお伺いをしたいと思っております。

まず最初に労働基本権の問題でございます。今度の法案を見てびっくりしたわけでございますが、労調法の中に二階建てでおるわけですね。公益事業の場合は、もう御案内のとおりでありまして、争議を行おうとすれば十日前に予告をしなければならぬ。さらにそれに続きまして今度は強制調停というのがあります。そしてこれは大問題だということになれば総理の緊急調整権とい

うのが認められておりまして、中身のよしあしは別にいたしまして一応の法体系はできておるわけでございます。今回はその緊急調整の前に、労調法の附則によりまして調停をやりまして、場合によつては十五日間争議ができないという形になっておるわけでございます。どうしても理解ができないわけでございますが、もう申し上げるまでもなく、これは憲法で保障された労働基本権、争議権というものはあるわけでございます。あえてここで、商法原理あるいは市場原理に基づく株式会社でできたにもかかわらず、なぜそういった規制措置をとらなければならなかったのか、理由を明らかにしていただきたいと思います。

○谷口(隆)政府委員 私から、今回こういう仕組みを設けた考え方なり趣旨についてお答えを申し上げます。

今回設けようとしております措置につきましては、労働省といたしましては労働基本権を最大限に尊重するということのような基本的姿勢、考え方に基づきながらも、なお今回の法改正で公社から民営に移ります新会社につきましては、一つは御案内のとおり全面的な争議行為禁止と強制仲裁制度という公労法の適用から、争議権を享有いたします

労組、労調法に移行するという、いわば労使関係の法的基盤が大きく変わること、二番目には、新しい会社法が行います業務が引き続き少なくとも当面は公社自体と同様非常に重要な役割を果たされることとなりますので、通常の争議行為では直ちに通信の途絶を招くというようなことは、自動化も進んでおりますので、ないとは存じますが、争議の態様いかにによりましては国民経済とか公衆の日常生活に大きな障害を及ぼすおそれもあり得るわけでございまして、そういう事情がありますことにかんがみまして、新会社の労使紛争が公益に大きな障害を及ぼすことのないようにしながらその迅速な解決を図るため、当分の間に限りまして必要最小限の措置を講じようということとを考えたわけでございます。

○森井委員 先ほど株の売買の御議論が戸田議員から出ておりましたけれども、今度の新電電というものは、先ほども申し上げましたように本質的には民間の会社なんですね。商法原理、市場原理が適用されておるわけですね。郵政大臣、私の考え方に間違いありませんか。

○奥田国務大臣 そのとおりだと思います。

○森井委員 そういたしますと、公社から株式会社に移行する、しかし、従来ほどではないにしてもやはりストライキの規制はする、これではどう考えても話が合わないと思っております。

労働大臣にお伺いしておきたいと思いますが、規制をするかどうかの議論をいたしますけれども、電電の労働者というのは今度は民間の労働者になるわけですね。基本的にはストライキ権はある、これは思っております。あとごちやごちや国民生活とか国民経済とかいうのがついておりますが、これは後で議論をいたしますけれども、やはり本来、官公労働者のストライキの規制についても問題がありますが、今回は特に電電の職員が新電電の職員として完全に民間の職員になる、こういう形でありまして、基本的にはストライキ権がある、こう理解してよろしうございませうか。

○坂本国務大臣 おっしゃるとおりでございます。ただ、局長の言ったのは、暫定的なものであります。ただ、局長の言ったのは、暫定的な、特例的なという例外的なものも公益の面での加味したということであつて、大原則は、労働三権は当然付与される、こういうこととあります。

○森井委員 今回、同じように民営化をされる専売公社の皆さんがあるわけですね。今度はたばこ産業株式会社というんですか、これを見ますとストライキの規制はないわけでございますね。もちろん労調法の規制はございますけれども、一般の産業並み、民間の企業並み、公益事業並みになっておるわけですね。公益事業並みかどうか、私専門ではありませんが明確には申し上げませんけれども、いずれにいたしましても、専売についてはこうした規制はない。

ほかをとってみますと、例えば一番よく似ておるのが国際電信電話株式会社、KDDであります。これはスト権がありますね。それから、幾つも例はありますが、日本航空だつてそうでしょう。そういったところは、いわゆる労働三法がそのまま適用されておるといふ感じでありました。

したがって、新会社になぜ特別の措置を講ずるのか、従来の労働法の規制で十分ではないか。先ほど申し上げましたように、今度は電気通信事業と名称が変わるようであり、電気通信事業では、争議行為をやる前に十日間の予告義務があるんですね、そして、必要とあらば強制調整ができる、そういう中でなぜこういふふうの中に二階をつくらなきゃならないのか、もう一度関連して関連といいますが、類似事業体との比較の上で労働省はつきりとした見解を出していただきたいと思ひます。

○谷口(隆)政府委員 今回の電電公社が民間会社に移行いたしました事態に對しまして設けようといはれております特別措置について、趣旨なり考え方先ほど申し上げましたとおりでございます。

適用されるべき法、あるいはそういう関係で法的基盤が大きな変化をすること、また経営形態は変わりますけれども、圧倒的に重要な役割を引き続き果たしていける、したがって、争議行為の態様によつては国民経済なり公衆の日常生活に大きな影響を及ぼすおそれがある、こういう新会社に特有な経過的な事情があることから、当分の間に限つて調停の特例制度という仕組みを設けようとしておるのでございます。

御指摘のございました専売公社とかあるいは現に労働法の中で認められております日航とかKDDの労働三権との関係がどうかという御質問でございますけれども、専売公社につきましては、確かに、適用法規が公労法体系から労働、労働法体系に移行するという経過的な側面については電電と同様でございますけれども、その争議行為が国民

民生活等に与えます影響につきましてはかなりの違いがある。争議行為が直ちに重大な障害を及ぼすおそれはないというふうなふうに考えられるわけでございます。そういう面の違いから、経営形態の変わります専売公社についてはこういうような特別措置を講ずるといふことは考えなかつたわけでございます。

また、日本航空とKDDにつきましては、御指摘のように、公益性はかなり高いわけでございますが、今般電電公社について見られますような経過的な事情があるわけじゃないということ、また、現状におきましても、現行法体系のもとで特段の問題はないと考えておりますし、そういう観点から、こういう面についての特別の調停は不要であるといふふうに考えたわけでございます。

○森井委員 今回の答弁はやはり説得力がないと思ふのです。いいですか。国際電信電話株式会社は同じように電気通信をやっている。今や海外との交流は切つても切り離せない。ここにはスト権があるのです。しかも下手をすれば国際問題にも発展しかねない重要な要素を含んでいる。にもかかわらず、KDDにはスト権があり、新電電にはない。納得できません。もう一度明確に答弁してください。大臣いかがですか。

○谷口(隆)政府委員 先ほどお答えいたしましたし、今、御指摘のありましたように、KDDが国際的な電話通信用事業におきまして重要な役割を果たしておることは事実でございます。

ただ、今回のような法律改正に際しましてどういふ対応をするかということにつきましては、KDDと、今回の民営に移ります電電新会社についての公益性の比較ということも一つはございませうけれども、特に今回につきましては、新会社が、先ほど来申し上げておりますように、ストライキが全面的に禁止され強制仲裁制度で紛争を解決するというような公労法の適用から、スト権を含む労働三権が全面的に認められる労働、労働法に適用が変わつていく、そういう経過的な側面があることはやはり基本的な差でございますので、今回移行

いたしました新会社につきましては、やはり公益の擁護という点から考えまして、必要最小限の措置を暫定的な措置としては考える必要があるといふことが私どもの考え方でございます。

○森井委員 労働大臣、あなたも政治家ですから、もうのどまで出かけて言えないのだらうと私は思ふのです。いいですか。ベースは商法ベースですよ、民間会社は、公益性公益性と強調するならば、なぜ公社から民間会社に移行するのである。これは民間のよいところも入れるということから始まった議論でしょう。いづれにしても、ベースは商法ベース、そして類似したものとしてKDD、日航等がある。なかつてKDDは同じ電気通信事業を営む事業体です。永久というところはないでしょう。ここで見ますと、規制措置は「当分の間」ということが書いてあります。法律上当分の間ということになりますと、大体今までの経過からいけば、ほとんど未来永劫に近いものもあるわけでございますけれども、少なくとも相当長い期間だと思ふわけではなからぬ。しかし、先ほどあなたの御答弁によりますと、もう規制はしたくないだけだけれどもしばらくの間というふうには私は受け取れたわけではなからぬ。なるべく早くやめたい、そういうことですか。

○坂本國務大臣 私もあなたと同じで、戦後虎墟から今日の日本のこころまで来たその一番の原動力は、経済的諸要因も幾つかあったでしょうけれども、やはり総合的にすれば人間関係ですね。人的資源と言ふのは悪いかもしれぬけれども、その人間関係の中で労使の信頼関係というのは確立しておつたといふことは、諸外国の中で日本はすぐれておる方だ、私はこう思つておる一人でございます。ですから、基本的な考えはそうでありませう。

しかし、この法をつくるに当たりますと、電力並みに厳しくやれという論も確かにあつたことはあつた。それから、あなたのおっしゃるやうに一切の規制らしきものは除けという論もございました。そこはいろいろ勘案をしたわけでございますが、争議権などの労働三権は当然大原則である

けれども、今、局長も説明をいたしましたように経過的な、暫定的な特別としてのものは残した方がよい、これは一つの政治判断であります。でありますから、私の申し上げる趣旨は御理解をいただけると思ふわけでありませう。

○森井委員 よくわからないのですが、要するにそんなに長い期間じゃないということだけはわかりました。しかも、政治家としてはなるべくなら規制はしたくないといふことについてもわかりました。真意といふのはその辺でしょうか。

○坂本國務大臣 まあ大体そういうところであります。

○森井委員 そこで、争議行為により当該業務が停止されるときに国民生活に相当程度の影響が出る、緊急調整とそこが違つておる、(相当程度)といふ言葉が使つてあります。この意味でありませうけれども、ストライキをやつたら国民が困るだろうといふことになるんだらうと思ふのですけれども、過去を振り返つてみますと、なるほど全電通もあるいは場合によつては電通労働もやむを得ざる場合のストライキといふのをやりましたが、私の頭にあるのはやはりスト権ストですね。スト権奪還の闘いでしたからあれだけ長い間ストライキが行われたわけですが、ほかのことは知りませんが、電電公社において電話がとまりましたか、そして国民生活に相当程度の影響がありましたか。電話というのは、ちゃんと全国自動即時網ができ上がりまして自動的に動いてるじゃないですか。あの長いスト権ストのときでも、私が見たところ、直接的に国民に迷惑をかけたといふのは聞いてない。それ以来ずっと例をとつてみましても、最近では全電通、公労協の皆さんも自衛をされてましてストライキ余りやしませんけれども、あつた場合を振り返つてみましても、これは今までの事実に基づいて申し上げておるわけでありませうが、全電通がストライキをやつた場合に、一体どこに国民生活に直接の影響を与えましたか。それは、例えば管理部門であるとか事務部門でありますとかいろいろありましたけれども、国民のため

にはちゃんと電話はつながってきた。そういう点からいけば一体どこに問題があるのか。「国民経済又は公衆の日常生活に相当程度の障害を及ぼすおそれがある」と附則には書いてあります。事実に基づいてあなたの方の論拠というものはなくなっている。どうですか。

○谷口(陸)政府委員 御指摘ございましたように、今までの争議行為におきましては、二十四時間とか四十八時間とか、あるいは拠点で行われたような事例はございましたし、確かにスト権ストのときは非常に長いストライキも打たれたわけでございますが、そういうときに電話による通話サービスがとまったということはございません。

ただ、今までの事実関係はそうでございますけれども、今後も現実的な良識ある労使関係の中でそういう事態はないことを期待いたしておりますけれども、実際の争議行為が行われる場合に、その争議行為の態様によりまして、例えば広範に長期に行われる場合とか、あるいはストライキのときに異常な事故等が重なるとか、そういうふうな場合におきましては通信の途絶を招くおそれもあるのではなからうかというふうに思うわけでございまして、そういうような状態になりましたときは、やはり基本的に争議権は認めながらも、国民経済なり公衆の日常生活に相当程度の実際の障害が出ることににつきましてはできるだけこれを防止する必要があるという観点から考えているわけでございまして、今回の仕組みでもそういうことは、この特例措置を発動するに際しましては、いろいろ理由その他も公表するとかいうようなこともございまして、そういう中でも明らかにする点だらうかと存じます。

○森井委員 しまいごろはぼそぼそとなりましたね。やはりどう考えても、あなたが言われても、私の質問は過去の事実に基づいて、今まで電話がつながらなかったりして国民に迷惑をかけたというところがないのだから、無理にこじつけていらっしやうと思えない。

労働大臣にもう一度伺いたしますが、あな

た方のこの原案が通ったとして、万々通ることはないと思いますが、仮に通ったとして、附則のスト規制の発動というのはいくつものことになるのですか。できるだけ発動したくない、こういう本心ですか。

○坂本國務大臣 普通の場合に電話がストによって途絶をするということもないことは承知をいたしております。それからまた、電報の労使関係の健全なことも評価をいたしております。しかし、ほんの暫定的な特例の措置という、やはり国民に対する安心料とでも申しましようか、そういうものを残した、こういうことでございまして、御了解を願います。

○森井委員 ですから、国民に対する安心料とすれば、これはあることだけであつた方の目的は達するのであつて、発動はよほどのことがない限りしない、大変恐縮でありますけれども、その点だけ明確にしたいのだと思つております。

○坂本國務大臣 おっしゃるとおりです。伝家の宝刀でございまして、そんな簡単なわけにはまいりません。これはできるだけ慎重に扱うのは当然だと思つております。

○森井委員 二番目の質問に移ります。

今度は電報も大変なんです。民間の企業になるもので、例えば雇用保険でありますとかあるいは労災保険でありますとか、そういった民間会社並みの保険にも入らなければならぬという問題があるわけですね。そのほかいろいろ税金とかそういうものを考えますと、本当にやつていくののなにかという危惧が私には一部にあるわけでございまして。当然職員の負担増も出てまいります。例えば雇用保険に入りますと、千分の五ですか、当然掛金も掛けなければならぬ。逆に新電報当局はその倍以上の同じく保険料を掛けなければならぬというような問題があるわけでございます。時間がありませんから、きょうはその中で労災保険についてだけ伺いをしておきたいと思つておりますが、今までは労災保険の適用外ということになっておりました。ですから、電報公社独

自の制度を設けておりました、大体労働省の労災補償に準じた形で労災補償を行つておるわけでございまして。新しい会社に移行した場合に、先ほど申し上げましたように労災保険が適用されることになるわけでありまして、現在公社では、業務災害補償のために、私の調査によりますと大体五十七年度ベースであります。十五億円の費用がかつておると聞いております。今度は新たに労災保険の適用になりました場合に、加入した場合に、かなりの負担増になるのではないかと申すわけでございます。十五億そこそこじゃない、五十億とも七十億とも言われております。

この際、労働省にお伺いしておきたいと思つておりますが、新電報の保険料率については一体どういふふうになるのか、そして保険料率等についてはどういふ扱いになるのか、明らかにしておいていただきたいと存じます。

○白井政府委員 お答えいたします。

この問題につきましては、事務的にはいろいろ検討させていただいたわけでございまして、労働省としましては次のように処置したいと現在考えております。

まず、保険料率の適用につきましては、新電報の行う事業は、原則として労災保険においてはその他の各種事業の中の通信業の事業に分類され、労災保険率は千分の五を適用することとなると考えております。これは労災保険率では最低の料率でございます。

それから次に、この適用の仕方でございますが、事業所単位ではなく企業単位にいたしたいというふうに考えております。これは労災保険料の継続事業の一括の制度によるものでございまして、一定の要件を満たしている事業に適用されるものでございまして。これによりまして、保険料の申告、納付等の手続を本社で一括して処理することとができ、事務の簡素化を図ることができるとともに、将来、労災保険のメリット制度の適用におきましては、個々の事業では規模が小さいためにメリット制度の適用とならない事業であつても、

一括することによってメリット制度の適用を受けることができるというふうになると思つております。このようなことによつて保険料の負担の軽減が図られるものというふうに考えております。

○森井委員 納得のいく答弁でしたから、この一問でやめます。

三つ目の年金関係について御質問いたしたいと存じます。

整備法を見ますと、厚生年金じゃなくて今までの同じように共済組合そのまま継続するという格好になっておるわけですね。本来おかしいと思うのです。しかも昨年の共済組合の統合によりまして、国家公務員と三公社が一つの共済組合になる。当面財布は別でありますけれども、一つになる、こういう形ですね。片や国家公務員あるいは公共企業体の職員、今度は、くどいようでありませんが、商法ベースによる民間の会社、言うなれば水と油を一つにひっくりかたすような格好になっておるわけでございまして。厚生大臣、本来あなたの方はびちびちした新しい被保険者がふえるんだから厚生年金に入つてもらいたい、そういう御希望があるんじゃないですか。

さらに大蔵省にお伺いしておきますが、なぜ厚生年金にしないで無理をして共済年金にしたのか、明らかにしたいだと思つております。

○渡部國務大臣 我が国の公的年金制度では、先生御指摘のように職域に応じて加入する制度が定まつておりました。民間企業者は原則として厚生年金保険の適用とするのが建前でございます。その意味では、先生の御指摘のとおりでございます。

しかしながら、公社の経営形態が民営になった場合においてその適用制度をどうするか、こういうことについては、公的年金制度の再編統合の一環として、公共企業体共済と国家公務員共済とを統合するための法律が既に成立、施行されているということがございます。厚生年金保険と共済年金とでは給付要件等が異なつておりますので、適用の変更に伴い技術的に解決すべき困難な問題が

生じてまいることもございます。これも先生御承知のとおり、年金は期待権、既得権を尊重していかねばなりません。したがって、当面は、引き続き共済組合としての適用を継続していくのが現実的な対応ではないかというふうに考えております。

なお、このような取り扱いについては、公的年金制度全体の再編成が行われる時点でさらに検討を加えて、その結果に基づいて必要な見直しを行うこととしております。

○保田政府委員 お答えいたします。

ただいま厚生大臣から適切な御答弁がなされましたので、大蔵省当局としてこれにつけ加えなければならぬものはないと思います。ただ、一つだけ非常に技術的なことを申し上げますと、ある年次、ある時点を切りまして共済年金から厚生年金に移行するといったような場合には、共済年金期間中に既に年金の受給者となつた方々の支給原資をどうするかといった問題がございます。現在までに積み立てられております積立金を既に年金をもらつていらっしゃる方々にどう支給してしまふかと、その積立金がなくなつたときには既裁定年金の受給者に支給する財源もなくなつてしまふといったような問題点もございまして、それらを考えまして、昨年成立を見ました統合法案のような技術的な解決を見たわけでございます。

○森井委員 保田さん、聞きもしないことを答へなくていいんだ。予防線を張つちや困るよ。このことについては今から質問するんだから。

これは各大臣に御認識をいただきたい点ですけれども、先ほども申し上げましたように、民間になつたと言いつながら、例えば、年金、保険というふうなものについては、片方は、労働省のサイドで民間の雇用保険でありまして労災保険に加入をさせる、片方、年金については、今度は今までの官業労働者等と同じように、そう言う大蔵省は文句を言うのです。いや、そうじゃない。私立学校共済組合なんかがあると申すのですが、これは年金の理論を知らない人の理論でありまして、

私立学校にしても農林漁業団体の職員にいたしましても、共済組合と名前がついていて民間ですけれども、これは経過があるのですよ。もとは厚生年金だった。それから一五・八五という国庫負担は違ふんです。だから、本質的にはこれは民間の厚生年金と変わらない側面を持つてゐる。多くは申し上げませんけれども、本来、やはり民間の会社というのは、厚生大臣が答えになりましてから、一五・八五から二〇〇になるわけでしょう。公社公団を見てもらいなさい。全部厚生年金です。国がつくつた公社公団ですら厚生年金。これは筋が通りますよ。ばらばらです。片や共済年金、片や民間の雇用保険や労務保険というふうなこんなばかんなことをして、私はやはり長い将来を見ますと、悔いを千載に残す。ぜひこの点については御認識を各大臣賜つておきたいと思ひますし、いずれかの時期に整理をしなければならぬと思つております。この議論続けまして、もう時間がありませんから。

そこで、やはり基本的には民間のベース、あり方として、あるべき姿としては、やはり民間の会社でありますから、したがって、これは厚生年金が正しい、こう思うわけです。しかし、先ほど申し上げましたような経過があり、そうして今のところ連帯意識から、もう結果が出ましたから申し上げますが、連帯意識から千分の十二という保険料は、国鉄の共済年金の応援もしなければならぬ、そういうサイドがありますから、今のところ私はこれ以上は申し上げませんが、せめて私はそういう状況のもとからいけば、企業年金くらいはつくれるんじゃないか。企業年金もいろいろ類型がございます。厚生年金基金になる場合もありまふ、大蔵省のサイドの税制適格年金というふうなものもある。あるいは自社年金というふうなものも鉄鋼会社等をつくつていらつしやいます。いづれにしても、労使が話し合ひをして話がつけば、やはりこれはそういった企業独自のものをせめて認めてやらなければ、全くその勤労意欲がな

くなつてしまふ、やる気を起こさなくなつてしまふというふうになるわけでございます。

その点について、とりあえず、年金を所管しております大蔵省、これは大臣から、もうこれは非常に簡単な話でありますから、それから企業年金等厚生年金基金を所管しておられます厚生大臣、お二人の大臣から簡潔にお答えいただきたいと存じます。

○竹下国務大臣 昨年も連合審査の際、森井年金博士から私に対してテストがございまして、それでお答えをいたしました。私は森井さんの意見を否定する考えは全くございません。こういう筋のお答えをいたしました。今もおつしやいましたように、私も年金統合のときに、将来一元化するとして、その事前に少なくとも似た者同士一緒にするが、非常に下世話な言葉になりますけれども、そのときに結局電報、専売労使ともこれが連帯意識というものがあつたばかりに、僕はあの法律は通つた今でもそう思つております。よくぞ通していただいた。共済年金そのものの仕組みから見ますと、どうしても公的年金プラス職域年金という、共済年金は内容を持つておるわけでございますので、したがって、この共済年金制度とは別に企業年金制度を創設するということは、今日の時点では考えておりません。

が、しかし、共済年金の中におきます企業年金的部分とでも申しますか、企業年金部分をどう位置づけるかということになりますと、共済年金制度全体の改革を考えていく場合に、重大な検討の課題として対応していかなければならぬ課題である、そういう事実認識をいたしております。

○渡部国務大臣 今お話がございましたが、共済年金制度に加入したまま厚生年金基金を設けるといふことは、残念ながら現行制度では困難だと思ひます。が、先生御指摘の問題、大変大事な問題でございます。企業年金制度としては、他に先生御存じの適格退職年金制度、自社年金制度等もございまして、当面こうした制度の利用も含めて考えていきたいということでございます。厚

生省としても年金制度の大宗を所管する立場から、できる限りの御相談に応じてまいりたいと思ひます。

○森井委員 大蔵大臣、言いたくないんですけど、大蔵省はもう電報公社から巻き上げられるだけのものを巻き上げてきた。いいですか、納付金をごらんない。四年間四千八百億、そして新たにまたもう二千億、言葉適当でないかもしれないませんが、大臣の顔は非常に温和でよろしいんですけども、あなたの部下は、言葉が悪いんですけども、賃金にもね返らない。それでしよう、郵政大臣。ちつともおもしろくないでしよう。せめて働いたら、何らかの形でやはり返せ。賃金もどうなるかわかりませんけれども、やはりそういうものの、むちゃくちゃに上げるわけにいかない。いろいろなことあるだろうと思う。せめて年金の上積みで、企業年金等つくりたい。いや、ないですか。あなたは共済年金絡みで話しているけれども、本来共済に残る方がおかしい。そういった点からすれば、厚生大臣が御答へになりましたように、例えば幾つ企業年金の類型はありますけれども、あなたでつくることができることは、例えば税制適格年金というのは、これは税絡みの話ですから、大蔵大臣でできる。新電電の労使で話し合えばそれはやつていける、そういうことではないかと思ひます。そういふことではないかと思ひます。どうですか、せめてこれくらいは今の罪滅ぼしの答弁をなさつていいと思う。

○竹下国務大臣 確かに例の統合法案を通していただく際に、専売、電電等の労使間でも細かい議論を法律が成立したまでの間、あるいは審議会の段階、私も各関係者の皆さん方と何度か意見交換を重ねてまいりました。その間にもそのような議論があつたことは事実でございます。

しかし、あの問題は、結局やはり労働者連帯というものがあの法律を通過せしめた偉大なる支えであつたというふうに私はこれを理解をしてお

ります。したがって、今の問題につきましては、国税庁の方からお答えする方が適当かと思うのでございますが、その前段にありました悪代官という問題でございますが、仮にそういう表現があるとするれば、私がいかに柔和な顔をしておろうと、悪代官の親方は私でございまして、私自身の責任で対応しなければならぬ課題だというふうに考えております。

○森井委員 時間がなくなりましたけれども、もう一度お伺いをいたしますが、悪代官不穩当なら取り消しますよ。ただ、竹下大臣、やはりこれから苦勞するわけですね。だから、企業年金についてはそういうふうにかたくお断りにならないで、そういうことになると厚生年金にしろと、こくなるわけですから、そういうふうにお考えにならないで、勞使で話し合えば適当な年金をこしらえてもいい。もうこれからはどちらかというと、あなたの方のしがらみはなくなってくるわけけれども、制度としての企業年金等についてはやはり問題がありますので、そういう場合にはやはり大蔵省も厚生省も応援する。厚生大臣の場合は、相談に乗ってやるというぐらゐの答弁をしてください。

○保田政府委員 先ほど先生御質問の中でおっしゃいましたように、企業年金というものの概念が非常に多岐にわたるものですから、これは結構でございます、あれはいけませんというわけに一概にいかないことはおわかりいただけると思います。

ただ、最後に御質問ございました適格退職年金制度、これにつきましては、その勞使の契約内容が、退職年金または退職一時金の支給のみを目的とする。それから第二に掛金等の額及び給付の額が適正な年金数理に基づいて算定されているものというところ、その他若干の要件がございまして、それらの諸要件につきまして、国税庁長官が承認をするといった場合には、もちろんこれは利用できるといふことでございます。

○森井委員 時間が参りましたが、大分積み残し

がございまして、一点だけ問題提起と要求をしておきたいと思ふのであります。

今度は共済年金の場合、拠出時負担から給付時負担になるわけですね。いろいろ整備法をつくる場合に、大蔵省と電電公社とがチャンバラをしたようでありまして、これからの支払い分については一般会計で賄おうということになったと聞いております。これは当然のことでありまして。しかし、今までの拠出時というところで積み立てられました積立金は、私が調べてみますと千五百八十八億になつております。これに修正率を掛けますと千九百八十五億という膨大な金であります。これをどうするかというのを政令で決めるようになっていまして、これはもともと公経済負担分は、一般会計から今まで積み立てたもので公経済負担、まあ収支差額があつてもなくても払わなければならぬ金ではありましてけれども、いずれにしてもそういったふうにして電電収入から公経済負担分を払っている。ですから、電電公社当局はそれ以外に使用者負担分を払っているわけでありまして、今申し上げましたような金額、もう修正率は問題になりません。これは外すべきだと思ひますけれども、これまで召し上げようという考え方があつても、原則として公社の資産というものは新電電に引き継ぐわけでしょう。共済組合が違ふと言われれば違ふのかもしれませんが、しかし少なくとも電電収入でためてきたものを大蔵は払えと言ふ。しかも政令でこれから決めるというわけでありまして、この点については大蔵サイドの考え方を押さうといったところの意見を十分聞くように要求しておきたいと思ひますけれども、これは最後に大蔵大臣の御答弁をいただいて、私の質問を終わります。

○保田政府委員 今回の新電電株式会社法案が成立をいたしまして、六十年四月から新しい民営形態に移行するという前提での御質問かと思ひますが、その際に共済年金の積立金をどう処分するか

という点についての御質問でございますが、原則として六十年四月以降の被保険者期間に係る給付は全額、今度は公負担というものは国庫が負担をいたしますが、それ以前のものにつきましては公社が負担をする、そういう原則にのっとりまして技術的な処分をする、そういうことでございまして。

○志賀委員長 次に、大橋敏雄君。

○大橋委員 このたび電電公社の経営形態が従来の公社制から株式方式として民営化していくわけでございますが、この基本方針につきましては私も大いに期待を寄せている一人でございます。いわゆる新電電株と新規参入の企業とで自由に競争させていくことが国民の価値観の多様化や、あるいはその需要に適切に対応することでありまして、さらに国民に対するサービスをより一層強化していく趣旨はまさに時代の流れだろう、重要な政治課題であるということ、このたび提出されております関連法案は慎重に審議を尽くして国民の期待にこたえていかねばならぬと思ふのでございます。

そこで私は、きょうは当事者能力の問題あるいは電話料金と電話利用税の問題、勞使関係とスト規制の問題について御質問をしたいと考えております。

まず初めに当事者能力の問題でございますが、郵政大臣にお尋ねしたいと思ひます。

新電電の事業というものはもとより高度な公共性を伴うものでございます。したがって、ある程度の制約はやむを得ないものがあるかと思ふのでございまして、しかし今回の新電電は公社から民営化されるわけでございますから、できるだけ政府の規制を外すべきである。事業遂行責任者としてその手腕が自由に発揮できまして、しかも責任ある立場で臨める形態、こういうことが極めて重要な問題であると思ひます。

そこで質問の第一は、事業遂行の責任者に当事者能力を最大限に付与することが法案の趣旨に最もかなつてゐるものと思ふわけでございまして

が、郵政大臣のお考えを聞きたいこと、これが一つ。

それから、今回の提出法案の内容を見てまいりますと、郵政大臣の認可あるいは認可を必要とする事項があちこちにちりばめられてゐるわけでございますが、これでは一体何のために民営化していくのだからかと疑問を生ずるところでございます。

特にお尋ねしたい点は、新電電の事業運営の最も基本となる事業計画についても認可が必要とされておりますが、これでは私はもう公社制時代と余り変わらないのじゃないか、経営の自主性を損なうことになるのじゃないかなど非常に問題に思つてゐるところでございます。こういう重要なところはむしろ認可制でなく届け制に改めるべきではないか、この二点をまずお尋ねしたいと思ひます。

○奥田国務大臣 御指摘のように民営化される新電電、ほかの特殊会社との比較という形で申し上げるだけでも随分巨大大性と申しますか、三十二万体制、五兆円の資産等々の大きな企業、恐らく上場されれば日本が一番大きな企業体としての特殊会社でございまして、そういう条件等々を考えると、極めてほかのとの比較においては緩やかなものになつておる。したがって、先生の御指摘のように経営責任を明確化して当事者能力をうんと発揮していただくという点においては投資の自由、まあ投資も制約はありますけれども、しかし現在の公社体系から見れば当事者能力を発揮していただいて新規の事業投資も可能でございます。また予算の面においても予算総枠で決めていくという形はしないで事業計画だけの認可にとどめておる次第でございます。

事業計画を認可制をとつておるという形はほかの特殊会社いづれもそうでございます。この新電電もそういう形においては事業計画の総枠だけは、公益事業の性格からいつても、現状の点からいつても大変な資産形成の経緯にかんがみまして、認可というところは私は決して厳しい規制ではないと思つております。もちろん二重にダブル

チェックして資金計画、予算計画、そういった形までチェックする特殊会社が現状においては幾つもあるわけですが、それから、それから比べれば、当事者能力をフルに発揮していただきたいというところがございます。なお、こういった事業計画の中でも、先般の御質疑の中にありましたけれども、経営責任を明確化するという上においては、労使のそういった自主的な解決ということとは、まさに基本でございますから、資金その他においては、政府としてこういった事業計画の中でそれに対して干渉するというようなことはいたさないつもりでございます。

○大橋委員 規模が余り大き過ぎるので、多少の規制はやむを得ぬのだ、決して当事者能力に規制をかける気持ちはない、こうおっしゃるわけですが、何せ国が大株主になるわけですね。しかも、事業計画の中には労働者の資金その他も含まれていくわけですね。大株主の権限がそこに作用されますと、どうしても経営責任者である方の判断というものは鈍ってきますし、規制がかかってくるわけですね。そういう意味で、私は、これは一番肝心なところではなからうかと思うのです。

そこで、私は総裁にお尋ねしたいのですが、従来と全く変わらないように規制はかけていないのだというような大臣の答弁でございますけれども、従来こそ当事者能力が問題になってきたところでありまして、私は、せめて今回は、民間化されるのですから、すかっと身軽な立場でやはり事業を運営していただいたい。そのためには、肝心の事業計画が郵政大臣の認可を受けなければならぬ、こうなっている点について、当事者能力にかんがりの規制がかかってくるのではないかと、私は思っています。総裁はどう思われますか。

○真藤説明員 こういう大きな公益事業を営むわけでございますから、私どもと世の中との関係、いわゆるサービスに関する基本的な事業計画というものは十分郵政省の方、政府のお考えも入れ

ていかなければならぬというふうに考えておりますが、この法案の趣旨が、当事者能力というものを強くして、責任持った経営をしるというのが御趣旨のように受けとめておりますので、企業の内部統制にしましては、できる限り責任を持たせるといふ形で運用していただくことを強く希望いたしておきます。

○大橋委員 一般の企業におきましては、労使対等の原則のもとで団体交渉が行われて労働条件が決定されていく、こういうのが正常な姿であるわけですね。当事者能力が十分与えられていないと、賃金を初めとする労働条件の決定も、自主的に責任を持って決めることもできない、私はこう思うわけですが、そういう点について、御心配ありませんか。

○真藤説明員 私どもの解釈では、予算統制ということとは今後はあり得ないというふうに思っております。したがって、今の御質問の点は、私どもの支払い能力の限度内においてお互いに話をするということでございますし、また、その前に、支払い能力をいかにして大きくするかということ、労使間の相談なり協力なりの一番ポイントになるといふふうに考えております。与えられた金額の中で、あつち捕りしように、こう分捕りしようというわけではございませんで、今度は、私どもが私どもの労使関係の努力で、自分で始末できる金額の総額をふやすのだというのが根本だと思っております。その範囲内のこと、労使間の協議に基づき良識ある結論に従って実行できるといふことに持っていかなきゃ何の意味もないというふうに考えております。

○大橋委員 今の総裁の気持ちに現実に行きわたっていくということになれば問題ないわけでございますが、その点から考えて、認可制はどうも気になるのです。やはりこれは届け出制に変えるべきである、私はこれを強く主張をしておきます。

時間の関係もございますので次に移りますが、次は総裁と大蔵大臣に関連する問題でございます。

が、法案が実施されますと新電電株式会社と新規参入の企業によって、自由な経営競争が始まるわけでございますけれども、当然その結果電話料にどう反映されていくだろうか、総裁はどのように予測しているかというのの一つです。

と申しますのは、一般国民の気持ちの中には、長距離電話料は下がるだろう、しかし市内通話料金は上げられるのではないかと、こういう不安な気持ちがいっぱい渦巻いているように思っています。昨日の連合審査の中で郵政大臣が、市内料金は下げられることはあつても上がることはない、こう答弁なさつたやに伺つておられるわけですが、要するに日本の電話料は、長距離と市内料金が二つに分かれて計画されているように思うわけでございます。したがって、現在の市内通話は十円でございますが、それを一としますと、最遠距離の料金は、五十六年までは七百二十円、一対七十二だったわけですが、五十六年に六百元に変わります。五十八年に四百円に変わって、現在におかつ一対四十ですね。アメリカは一対二十、フランスは一対十五、こういうことでかなり開きがあるわけでありまして、我が国の遠距離の料金が高くなるということは市内料金が上がっていくのではないかと心配です。この見通しについて、総裁ないしは郵政大臣にお願いしたい。

大蔵大臣にお願いしたいことは、国民大衆の素朴な感情は、今申しましたように、電話料の値上げは困ります、反対ですと、このような気持ちの中で、最近の新聞報道で、電話の利用税が検討されている、こういう報道がなされているわけでございます。つまり、サービスに対する課税強化の一環として、六十年代税制改正で電話料金に課税する、いわゆる電話利用税を導入する方針を固めて、具体案の検討が始まった、このような新聞報道なのでございますが、これについて明確にお答え願いたいと思います。

○真藤説明員 料金についての私どもの基本的な問題についてのお尋ねに対してお答え申し上げます。

す。私どもは、現在できるだけ財務の基礎を健全に保つような新しい体制のもとでの経営をいたしまして、財務に余力ができたものは当分の間遠距離料金の値下げに回すという考えでございます。遠距離を下げるからその分だけ近距離を値上げしてカバーするというふうな平面的な考えはいたしておられないということをここでつきり申し上げます。

○奥田国務大臣 私の発言に関する点がございましたから……きのうに限らず、先般の御質疑の過程で電電公社当局が明言していることでもございますし、当分市内料金の値上げに転嫁されるような事態はないということも明言しておきました。これはやつぱり電電公社自体、先生御指摘のとおり、日本の場合、今日まで遠近格差という形は徐々に縮まって、本日発表しておりますように、中距離料金を値下げいたしました。現実においてはまだ遠近格差が他国と比べて大きいことは事実でございます。ですから、世に上る言われることは、市内料金の赤字を遠距離料金によつてカバーしているんじゃないか、こう言われるわけですが、それは市内の料金のコストは一体どれだけの形になるかと、これはもう本当に、公社当局も明言していることですからあれですが、いわばそういった具体的なコストの実態というものを科学的なデータというのが、まだはっきりした形の結論を得ていないという実情でございます。

したがって、今、公社としてはここ二年のうちに、新しい機器をもう既に導入を開始しているようでございますが、それらの形の敷設と申しますか、機器を配置することによって、本当の市内料金コストというものの科学的根拠というものを国民の前に示せるんじゃないかということでございます。これには相当まだ年月がかかるということでございます。しかも、今日の電気通信技術というものは、まさに公社は一元体制のもとで、世界

でも高い水準のデジタルサービス網というものを目下構築、ほぼ完成に近づきつつあるという段階でございます。

こういったことからいいますと、技術革新、と同時にたゆまない企業の努力によつて、今日の料金体制は、市内料金に限らず、市内料金だけを特別取り上げたものではありません。市内料金というものを特定したわけではありませんけれども、今後の新会社の努力によつては、電話料金は下がる形で国民に還元できても、上がることは絶対ないだろうという見通しを述べたわけでございます。

○竹下 国務大臣 電話利用税についてちよつと詳しく申し上げますと、御指摘の電話利用税については、現在具体的に検討を行っているという状況にはございません。これは明確に申し上げます。それで、税制調査会のことをちよつと付言して先般申し上げたわけですが、税制調査会でできればどういう指摘が今まであつておるか申し上げますと、昨年十一月の中期答申で、「個別物品サービス課税等」というところに詳しく基本的な考え方から、問題点から書かれてあつて、最後のところから、「消費のサービス化が進展している最近の状況を考慮すると、運輸、通信等を含め各種のサービスに対する課税のあり方について幅広く検討すべきである」との意見があつた」という程度の御指摘でございます。

それから、ほかで今まで議論として出しましたのは、これも公式な議論じゃございませんが、新聞にもいつか出ておりましたのは、一昨年の減税問題に関する特別小委員会の際に、電話利用税が検討課題として取り上げられたという報道があつたというのが現実の状態でございます。したがつて、仮に今度は六十年代税制のあり方ということになりますと、税制調査会で暮れにかけて審議していただくわけでございますので、何が出るか、こつちから予測するわけにはまいりませんけれども、平たく申しまして、今のような段階において具体的な検討を行つておる状況にはございません。

し、税制調査会においての御指摘は、このような意見があつたという指摘が一度なされておるというところを正確に申し上げておきます。

○大橋委員 税制調査会の中に、運輸、通信等を含め各種のサービスに対する課税のあり方について幅広く検討すべきである。要するに、今までの課税のあり方については、従来の考え方ではなくて大いに売れてるものについてはほとんど課税していったらどうかというような指摘の後で、今の問題が出てきていると思うのです。ということ、我々もこの問題かな、電話利用税が検討されているのはこれかなと思ひましたけれども、今の大蔵大臣のお話ではそういうことは検討していないということでございますので安心をしたわけでございます。

私は、断じてこれは反対でございます。しかしきのうのやはり連合審査の中で自治省の局長さんが、何か地方税の方に電話利用税をいただきたい、それが好ましいというような答弁をしたような新聞記事が載つておりましたけれども、現在も地方税の中には電気ガス税等があるわけでございますが、これはもう悪税の中の悪税と私は考えているのです。なぜならば、人間が生きていく上においてなくてはならないものに必需品でございます。これに課税しているというのは、過酷ないわゆる酷税ですね。同様に電話というのは、今や国民生活になくてはならぬ必需品であるうと私は思うのでございまして、決して便宜品でもなければ奢侈品でもないわけでございますから、電話利用に対する課税というものは断じてやつてはならないということを強く要望しまして、次の問題に移りたいと思ひます。

今度は労使関係の問題でございます。今回の新電電の職員のスウェーデンを規制する措置が講じられていふようでございますけれども、民営化する以上スト権の規制は不要になると私は思うのでございまして、この点いかかというところでございまして、附則において特別の規制などをつけているということには、私は断じて反対でございます。この点につき

まして、これは新聞記事でございますので定かかどうか確認したいこともございますが、郵政大臣は昨日、附則は経過措置である、早い時期に取り除くべきであらう、このように答えられたと新聞で見たわけでございますが、もしこういうお気持ちが変わりなければそのとおりだと言つていただきたいし、こういう郵政大臣の気持ちに対して労働大臣はどのような見解を持たれるか、ちよつとお尋ねしたいと思ひます。

○奥田 国務大臣 この問題は労働大臣が主管でございますので、きのう御質疑の過程の中でお答えしたのは、この法に附則でこれは「当分の間」という形での特例措置として明記してあるわけでございます。したがつて、これは公労法の適用から、スト禁止の適用からスト権を含む労働三法を適用される民間会社になるといふ形の一つの経過措置、そういうことでは、はっきり言つて労働三法が適用される形ですから、こういった形の中の激変と言つたらおかしいですけども、労働環境の変化に伴う形の中の当分ということでございます。

したがつて私の考えとしては、できることならこういった規制はなくなるくらいいい意味の国民に期待される労使慣行ができれば一番いいわけでございます。しかしながら依然この独占の一元体制というものは、この法案が通過してもやはり当分続くわけでございます。はつきり言つて、競争原理を導入して第二電電、第三電電と言われておりますけれども、これらが実用を開始して本当のサービスの競争原理が働くという形にはこの三年くらいはやはりかかると思ひます。時間的には、これはもう私が個人的に申すことじゃなくて、一つの設備の敷設、実用の供用開始等々考えますと。したがつて、この法案自体の、事業法案自体の見直しも、三年間という形での見直し規定も設けられておるわけでございます。ですから私としては、当分の間の経過措置である。依然として独占状態が続く、一元体制が依然として続く間は、国民に最も関係のある公益事業を二元体制でやは

り現実にはやるわけですから、そういった形のときの特例措置という形に理解しておるわけでございます。

○坂本 国務大臣 この労使関係の基本につきましては、これはやはり労使間の自主的かつ良識的な関係にゆだねるということは基本であります。ただ、今も郵政大臣の申しましたように、非常に国民生活に密接ないわゆる独占的な経営形態はしばらく続くということでございますので、やはり公共の福祉の擁護という観点も配慮をいたさなければならぬ、こう思つております。

そこで、今度の電電の労使関係を律する法制度をつくるに当たりまして、労使の自主的関係にゆだねるべきで、一般の私企業における規制以上の規制はかけるべきではないという議論から、また逆に、民営化されたとはいへその事業の公益性は甚だ大きいので、争議行為を従前どおり厳しく規制すべきであるという議論もあつたことは事実であります。大変幅が広がつたわけでありまして、そういうようなことの中で私も考えたわけでありまして、新会社における労使の自主性を最大限尊重するべきであるという基本姿勢は、これは一番大切なところだ、しかし、その間にもやはりいろいろな御意見もございましたので、それをしんしゃくをいたしまして今回の暫定的な特例措置というところをつけ加えた、こういうことでございます。

もちろん、新会社は労働三権は認められております。そして今度のこの特例調整というものは、規制しようという考えではなくして、紛争が起きたときはできるだけ迅速に解決をするということができるために、必要最小限の措置として調停制度の特例を設けたものでございまして、争議権を規制しようなどという気持ちは決してございません。

○大橋委員 御存じのとおり、労働三権というのは労働者の基本的な権利であるわけですね。しかしながら、終戦後、アメリカの占領政策によりまして官公労働者には厳しい規制がかけられたわけ

ございますが、この三公社等の現業部門に對してストライキを含む争議行為を全面的に禁止していたことは、これは国際的にも類例がなかったわけでありまして、そういうことで、官公労働者はスト権等争議というものを、さまざま犠牲者を出しながらも闘い続けてきたわけですね。今回、事業内容は膨大なものであり、公共性も大変なものでございますが、公社から民営化されるという事実がここに出てきたわけですから、言うならば天下晴れて自由の身となるわけでございますから、余分な規制はすべきではない、私はこう思うのでございます。

そこで、私は個別にお尋ねをしてみたいと思うのですけれども、今般、電電公社と同様に経営形態を変更される専売公社があるわけでございますが、これについては、労働関係は労働三法の適用、すなわち全く民間並みとされているわけですね。これに比べて非常に片手落ちではないかというのが一つ。もし事業内容の公共性の相違によってこういう姿になったんだ、片手落ちになったんだということであるならば、先ほども問題になっておりました日本航空はどう見ているんだ、政府の資金が投入され、しかも電気通信事業と比べてその公益性には何ら遜色のないのが日本航空でございます。そして、そういう日本航空と、あるいはまた先ほどのKDDですね、国際間の業務に限定されているとはいへ、電電公社及び新電電とほとんど同様のKDD、こういうものについては労働三法が適用されております。先ほども話があつておりましたように、労働法上の事業としての一定の規制はかけられておりますけれども、さらにそれに上乗せした今回の附則の内容というような規制はつけられていないのに、なぜ今度の場合は特別な規制をかけるのか、もう一度大臣にお伺いいたします。

○谷口(陸)政府委員 専売公社の問題とか日本航空、KDDの会社との問題でございますが、先ほど大臣も申し上げましたが、今回民営化されます電電公社につきまして特例措置を設けようとしております趣旨は、電電公社が民営化されても、民営化されるに際しまして、一つは、従来争議権は全面的に禁止して強制仲裁制度で紛争を解決するという仕組みの法体系から、争議権を享有する労働、労働法の法体系に移行する、そういう意味で労働関係の法的基盤に大きな変化があるということがございます。

二番目に、民営化された会社になりますけれども、新会社につきましては少なくとも当面、引き続きかなりという相当重要な役割を実施されるわけでございます。通常の争議行為程度では電話による通話サービスは自動化されておりますから直接障害が出るということはないと存じますけれども、その争議行為の態様いかによつては国民経済なり公衆の日常生活に障害を生ずるおそれがある。そういう新会社に特有な経過的事情がありますので、当分の間に限りまして紛争を迅速に合理的に解決する仕組みを設けようというのが私の考え方でございます。

そこで、御指摘の専売公社、日航、KDDのごとでございますが、専売公社につきましては御指摘のように民営化される点は今回の電電公社の場合と同じでございますけれども、国民生活等に与える障害につきましては基本的に差異がございますので、電電に考へておられるような仕組みは必要がないんじゃないかということを考えましたことと、それから日本航空、KDD等につきましては、公益性はかなり高いものがございますけれども、その公益性についても、電話等を中心とする電電公社のサービスの国民生活、経済へのかわり方と基本的に違いがあるんじゃないかというように、こともございますが、法的基盤が変わるという経済的な側面がないという点も違ひますし、また現行法体系の中で特別問題がないというような実情もございまして、そういうことを勘案して、こういう措置は設ける必要がないというふうに考えているわけでございます。

○大橋委員 いろいろ御説明があつたわけでございますが、要するに本當の気持ちは、労働組合に對する不快感が心のどこかにあるのではないかと、私はこう思うわけですね。KDDにしろあるいは日本航空にしろ、労働法上の規制はかけられておりますよ。私は、そこまでいいと思うのです。今の労働組合の良識といふものは莫大なものがございます。そう非常識なことではないというストを發動するわけじゃないわけですよ。ですから、私はせめてKDDあるいは日本航空並みに取り扱うべきであるということ強く要求します。大臣、最後に一言もう一度聞かせてください。

○坂本國務大臣 私といたしましては、やはり先ほど申しましたように、労働関係というものは一番大切なものだ、そして電電の労働関係というものは非常に私は評価をして、そういう中でございまして、基本的にはあなたのお気持ちは十分理解できるわけでございますが、先ほど局長から申しましたような変化の過程の中で暫定的、特例的にという気持ちでございまして、それほど長期にわたるなどというようなことは考えませんし、発動につきましても、これはよほど慎重に、よほどのことがない限り発動するということとはまず考えられないと思つております。

○大橋委員 もう時間が来ましたからやめますが、二重規制は必要ないということを主張して終わります。

○志賀委員長 次に、安倍基雄君。

○安倍(基)委員 時間も限られておりますから、二つの点に問題点を絞つてお聞きいたします。

第一番は株式の問題、第二番は外資規制の問題でございます。

株式の問題につきましては、大蔵委員会でも論議され、当委員会でも繰返し論議されたと思ひます。いわば資本金一兆円くらいの、含み資産がどのくらいあるかわからないという電電株がどういったぐあいに公開されるか、非常にみんなが関心を持つておられる話でございます。現在どういふスケジュールでやるかという話につきましてもこれはなかなか難しい問題かと思ひますけれども、私も、私も要望いたしますことは、まず第一に、これが一部個人あるいは企業の利得になつてはいかぬということ、第二は、電電がこれから国際競争力を持つていく上におきまして、十分のいわば含み資産と申しますか、資金を持つてこなくちゃいかぬということだと思ひます。この点につきまして、大蔵大臣に、その株式公開につきまして、今後どんなルールを考へておられるのか、またその際にあらかじめ我々に相談する気持ちがあるのかどうか、この一点に絞つてお聞きしたいと思ひます。

○竹下國務大臣 株式の売却、これは當然のこととして国会の議決を要することでございますので、議決をいただいた限度数の範囲内で行うということでございますので、私どもは最小限の時点で、少なくとも国会の御意見なり御協議には、当然議することになりますから、事前に相談するかという表現を廣義に言へば、最小限それもあり得るということではなからうかと思ひます。

それから、今、御指摘なさいましたような方向にその処分が行われることは誠に慎まなければならぬ。今までのもの、いろいろ調べてみますと、例えば合成ゴムとか、そういうようなものでもいろんな議論をされておりますが、これはやはり極めて重要な資産でございますので、まさにそれこそ競争入札によるのかあるいはその他の方法、例えばシンジケート団によるものか、さらには株式市場の関連等どうなるか。先ほど申し上げましたように、新株の発行額と言へば、大体一兆八千億から九千億ぐらいの間だということ消化能力とか、そういうものを総合的に判断して、政府部内で十分検討して行つべきものである。しかし、あくまでも国会の議決ということがその前提にあるという認識を持つべきである、このように思つております。

○安倍(基)委員 次に、外資規制の問題でございますけれども、この問題は私は非常に重要な問題と考えております。ところが、どうも四月六日のいわば閣議決定、その後はみんなが触れないよう

な形になってきておる。私はこれは非常に心外である。行革も大事かもしれないけれども、一番問題は、この通信の分野が外資の支配にいわばゆだねられるかどうかということではないか。

いろいろ話を聞いてみますと、これは大丈夫だといふことをしきりと申すのでございませうけれども、まず郵政大臣にお伺いいたしますけれども、先進国でいわゆる大型V A Nと申しますか、特別第二種について、これを自由にして、外資参入が自由になっている国はどこですか。私は今までの議論を通じて当然このくらのことは郵政大臣は御存じだと思います。お答えください。

私は大臣に聞いています。

○奥田国務大臣 こういった二種事業を開放したという国は、今回の日本としましてアメリカだけだと思っております。

○安倍善委員 御承知のように、フランスにおいてもドイツにおいても規制されている。イギリスがある程度自由になっているといえますけれども、これも女王のライセンスという形をとっております。

かつて、問題が決着する前に郵政省がつくった資料がございまして、「特別第二種電気通信事業がもつ国際的、政治的、経済的、社会的な影響の大きさを考慮した上で、国家の安全保障の面からいって」外資規制は必要最小限であるとはつきり書いてございまして、これが変わったのはどういう意味でございましてか。今でもそういうぐあいと考えていらつしやいますか。——私は大臣に聞いております。

○奥田国務大臣 当初、郵政原案としては緩やかな外資規制を考えたことは事実でございまして。それは二種事業に関して特に大型V A Nという形になりますと、全国ネットで、しかも不特定多数という点で、これが経済的あるいは社会的に与える影響はまことに大であります。したがって、そういう意味から、ある特定V A N、特定の大型のV A Nがもしも外国資本一社に独占席巻されて、支配されるというような事態の想定も含めて

考えたところでございます。その後、いろいろな調査、そしていろいろな討議の過程を経まして、一社独占あるいは外国資本に席巻されるおそれというものは全然ないという断定はできませんけれども、そういう形にならずに、競争原理が多分に働いて、十分対抗し得るという結論に達しましたので、そういった討議の末の中で、外資規制はこの際、世界でも先導的な一つの重大な改革ではございませうけれども、こういった形で開放しようということに、内外無差別の原則をとったという次第でございまして。

○安倍善委員 このいわば大型V A Nの分野が、では、今でも、もし外資に席巻されたら困るという御認識をお持ちでございませうか。

○奥田国務大臣 一手独占の形で支配されるという形はまことに影響大、困るという考え方は今でも変わりません。

○安倍善委員 いろいろまあ、一体勝てるか勝てないかという問題がございまして。

それでは、私は、大臣もいろいろこの議論を通じて覚えていらつしやと思ひますけれども、A T T、I B M、電電、富士通、それぞれ大体どのくらいの売り上げ規模と御理解でいらつしやいますか。

○奥田国務大臣 詳しいことは知りませんが、日本のN T T、電電公社と比較いたしますと、A T Tの規模というのは売り上げにおいても恐らく倍近くあるのじやなからうかと思つております。I B Mもそれ以上の規模であるように認識いたしております。

○安倍善委員 ずうたいの大きいものが必ずしもいわばV A N事業、大型V A Nを支配するかどうかかわらぬという議論もございまして、私自身もその辺は確信はございせん。しかし、今我々は、この事業はまだ始めてない、要するに、プールのところでスタートを待っているところなんです。ずうたいの大きいものが勝つか、いや、我々のプールだから勝つか、だれも言ひようがないというふうな状況で、どうして日本の産業が、日

本の方が勝てるという確信を持たれたのか。しかも、これは我々の電電だけではなくて、もう少し、今回の民営化は日本の民間の企業が育つことを望んでいると私は考えております。この場合に、私はききょうは通産大臣にきていただこうと思つていろいろあれしたのですが、それができなかったもので、通産の担当者の意見を聞いても仕方がないから主として郵政大臣にお聞きいたしますけれども、どういう根拠で我々の国内の企業が育つのか。電電のみならず国内企業は、I B MとかA T Tとかあつたものが本格的に乗り出すのに対して勝てるのか。I B M、A T Tは、御承知のようにしばらくの間独禁法でアメリカは手足を縛られておつたわけですから、その潜在力というのは大きいのでございませうけれども、その潜在力というのは大きくなるわけではございまして、このままほつておけばA T T、I B M、電電の三社の三つともえになるのじやないかと私は考えております。その場合にどうやってその民間の部分が育つていくのか、どうやって日本が勝てるのかというところをお聞きしたいと思ひます。だからさういふことを聞いたのか。

○奥田国務大臣 大変専門的なお話になりましたけれども、日本の場合V A Nの分野は未成熟な分野である、この認識においては先生の御指摘のとおりだと私も認識いたしております。ただ、A T T、I B M、なるほど現在の公社の力をもつてしてもその技術力、資本力といった形においては巨大大なものであるという認識はもちろん私も持つております。しかし、このV A Nの分野においては、A T Tといえどもつい昨年から開放されて、独禁の解除でようやく入つたばかりでございまして、日本においてはもう既に数年前から電電公社は先行してこのV A Nのシステムをやつておるわけなんです。現実において全銀のシステムであれ何であれ、これは不特定多数ではありませんけれども、さういった形でV A Nシステムのノーマルに關しては電電当局もA T T、I B Mに十分対抗でき得る技術力と信用力を持つておるといふことは自負

いたしております。

さういった形でこれから民間の新しいローカル的あるいは業種的にそれぞれのグループのV A N事業ができると思ひますけれども、やはりV A Nといえども基本的には、システムもさることながら企業の機密なりさういった形の信用が一つの非常に大きな企業基盤を支えておるわけですから、例えば電電公社が新会社になって、今日やつておるデータの処理部門というものは、I B M、A T Tに技術的にも決して席巻されることはないという確信を公社当局は持つております。

○安倍善委員 私は公社だけでなく民間のいろいろな企業、実は私は二、三代代表的な企業に聞いてみました。担当者は皆恐れおる。ただ、首脳部は表立って反対の旗を振ると通産にいらまるとかいったことでちやうちよしている。私は事実何人かに聞きました。電電はあるいは対抗できるかもしれない、しかし民間産業はどうだかわからないと私は思うのでございまして。その意味において私は通産大臣の意見を聞きかけたのでございまして、これはどうせ政府委員が出てきても大丈夫ですという答弁しかないと思ひます。だれに聞いたか、一体どういった根拠で大丈夫なのか。私はいろいろ外国の人間と会つてみますけれども、アメリカは今までは自分の弱業、鉄とか自動車は負けそうだと、それではしようがないから先端産業で出てこようといふことを考えておるようでございまして。その意味におきまして、私は少なくともこの二、三年は一応外資を閉ざして、国内でその市場をつくり、そして外資を認めるといふようなことでいくべきだと思ひるのでござい

ます。

私はここでずばりお聞きしますけれども、もし日本の国内産業が育たなかつた場合、あるいは独占とは言われないにしても外資によつて相当攪乱されたとき、大臣はもう一度この法律を見直すことができるかどうか、外資規制について見直しをするかどうか、その点についてはつきりとお答え願ひたいと思ひます。

○奥田国務大臣 今回の電気通信事業法案というものは、あらゆる面において、技術革新の面も含めて非常に変化の多い事業分野であるという認識で、この法案提出に当たつていろいろな御指摘も受けましたけれども、三年間の見直し規定という形の分野を設けてあるのも、そういった技術革新の分野と同時に、今、先生も御指摘なされたように二種事業という形はまさに未成熟な分野でもございます。そういったこと等々も勘案いたしまして、それだけのために見直し規定を設けてあるわけではございませんけれども、そういうグローバルな形の中での一つの見直し規定という形で御認識賜りたいと思います。

制については状況によつては見直しを行うということをお約束してくれましたから、まだ時間もございませうけれどもこの点については私は一応……この一点につきまして私は非常に心配をしておつた。

それとともに、それじゃもう一つお聞きしますけれども、郵政省が財投あたりから大分資金を受けてV.A.N事業あるいは第一種についての援助を要求しようというお話がございませうけれども、それは本当でございませうか。政府委員で結構でございます。

それと、郵政省が財投あたりから大分資金を受けてV.A.N事業あるいは第一種についての援助を要求しようというお話がございませうけれども、それは本当でございませうか。政府委員で結構でございます。

○奥田国務大臣 ちよつとその前に……

外資規制については見直すと明言したように先生御指摘なさいましたけれども、これは大事なことでですからはっきり言わせていただきます。

○安倍(基)委員 それでは、今のお答えは外資規制についても見直すということをお約束なさるんですね。

今回の御審議願つている電気通信事業、今日のこの法案の中で三年後の見直し規定がある。それはなぜか。この分野というのは世界でも技術革新の非常な著しい分野であるし、この際内外無差別という世界でも先導的な形で通信事業というものを開放いたしました。そういった形においては日本はまさに、通信事業を世界で内外無差別という形で開放したということは、先生の御指摘にもありましたようにほとんど例のない先導的な一つの試案でもございませう。そういう形の中でのいろいろな技術革新の変化の分野であることも踏まえて、通信分野において国家の通信主権を侵されるような、先ほども先生も御指摘ありましたが、確かに神経系統であるそういった形の分野において、万が一にも混乱が起るといふような形になった場合には、広範な範囲において見直し規定の中にも当然その問題は含まれるであらうということをお申し上げた次第でございませう。見直すと申し上げておるわけではなく、含まれておるということを申し上げたわけでございます。

○奥田国務大臣 見直しも含めてという形の中には、広範の中には入つておるといふことでございませう。

この辺でやめすけれども、いずれにいたしましても、この外資問題はいわばアメリカに言われたからやめたと言いますが、アメリカの場合には、御承知のように、行政府は、国会がうるさいから、国会がこうだからというのを常に交渉の手段にしているわけですね。我々国会が交渉の盾になるうじやないですか。国会がうるさいから君たちの要求には応じられないよとなぜ答えなかったのか、私は非常に心外でございませう。郵政大臣がはつきりとお見直しの中には外資の問題も含むということをおっしゃいましたから、あと何年間の様子を見ましよう、一応外資を閉めておいて、そして三年後あるいは五年後に、見直しのときに開けばいいんじゃないか、何でも今や必要があるのかと私は思うのでございませう。プールのスタート台に立ちながら、一体向こうが勝つかこちらが勝つかまだわからない状況で、一遍こちらがやってみてそれで本当に勝つて、外資に攪乱されないという見通しがついて初めて幕を開けるのが当然じゃないかと思うのでございませう。この点いかがでございますか。

○奥田国務大臣 今回の法案では内外無差別というところで二種事業に関して開放するわけでございませうけれども、先生の御指摘されたような懸念は日本の市場では起こらないという形の中で開放いたしました。もしそういった形の危惧が具体的なものとなつて、業界秩序という形の面においても、あるいはそういった中小V.A.Nに対する影響の混乱度から見ましても、それがふさわしくなかったという結果が出た場合においては、当然それらの点も見直し規定の中に含まれるものと私は理解いたしております。

○奥田国務大臣 ちよつとその前に……

○奥田国務大臣 見直しも含めてという形の中には、広範の中には入つておるといふことでございませう。

この辺でやめすけれども、いずれにいたしましても、この外資問題はいわばアメリカに言われたからやめたと言いますが、アメリカの場合には、御承知のように、行政府は、国会がうるさいから、国会がこうだからというのを常に交渉の手段にしているわけですね。我々国会が交渉の盾になるうじやないですか。国会がうるさいから君たちの要求には応じられないよとなぜ答えなかったのか、私は非常に心外でございませう。郵政大臣がはつきりとお見直しの中には外資の問題も含むということをおっしゃいましたから、あと何年間の様子を見ましよう、一応外資を閉めておいて、そして三年後あるいは五年後に、見直しのときに開けばいいんじゃないか、何でも今や必要があるのかと私は思うのでございませう。プールのスタート台に立ちながら、一体向こうが勝つかこちらが勝つかまだわからない状況で、一遍こちらがやってみてそれで本当に勝つて、外資に攪乱されないという見通しがついて初めて幕を開けるのが当然じゃないかと思うのでございませう。この点いかがでございますか。

○安倍(基)委員 それは議事録にきちつと書いておいてください。私はこの前中曽根総理大臣にも御質問したんですけれども、現在金融の自由化、そしてこのV.A.Nの問題。金融というのはいわゆる血液である、通信は神経である、この二点はやはりどうしても、私は金融の自由化もやむを得ないと思うけれども、ある程度テンポが必要である、血液の交換にはある程度の時間が必要であるということとともに、いわば神経組織である通信事業、これはどうしても譲るべからざる一線もあるのではないかとおもうのでございませう。

○奥田国務大臣 ちよつとその前に……

○奥田国務大臣 見直しも含めてという形の中には、広範の中には入つておるといふことでございませう。

この辺でやめすけれども、いずれにいたしましても、この外資問題はいわばアメリカに言われたからやめたと言いますが、アメリカの場合には、御承知のように、行政府は、国会がうるさいから、国会がこうだからというのを常に交渉の手段にしているわけですね。我々国会が交渉の盾になるうじやないですか。国会がうるさいから君たちの要求には応じられないよとなぜ答えなかったのか、私は非常に心外でございませう。郵政大臣がはつきりとお見直しの中には外資の問題も含むということをおっしゃいましたから、あと何年間の様子を見ましよう、一応外資を閉めておいて、そして三年後あるいは五年後に、見直しのときに開けばいいんじゃないか、何でも今や必要があるのかと私は思うのでございませう。プールのスタート台に立ちながら、一体向こうが勝つかこちらが勝つかまだわからない状況で、一遍こちらがやってみてそれで本当に勝つて、外資に攪乱されないという見通しがついて初めて幕を開けるのが当然じゃないかと思うのでございませう。この点いかがでございますか。

○安倍(基)委員 政府委員に対する質問は小さな問題ですから。

これは、そういった状況が起つたら見直すということ。大臣は世界に先駆けてというお話をさ

○奥田国務大臣 見直しも含めてという形の中には、広範の中には入つておるといふことでございませう。

この辺でやめすけれども、いずれにいたしましても、この外資問題はいわばアメリカに言われたからやめたと言いますが、アメリカの場合には、御承知のように、行政府は、国会がうるさいから、国会がこうだからというのを常に交渉の手段にしているわけですね。我々国会が交渉の盾になるうじやないですか。国会がうるさいから君たちの要求には応じられないよとなぜ答えなかったのか、私は非常に心外でございませう。郵政大臣がはつきりとお見直しの中には外資の問題も含むということをおっしゃいましたから、あと何年間の様子を見ましよう、一応外資を閉めておいて、そして三年後あるいは五年後に、見直しのときに開けばいいんじゃないか、何でも今や必要があるのかと私は思うのでございませう。プールのスタート台に立ちながら、一体向こうが勝つかこちらが勝つかまだわからない状況で、一遍こちらがやってみてそれで本当に勝つて、外資に攪乱されないという見通しがついて初めて幕を開けるのが当然じゃないかと思うのでございませう。この点いかがでございますか。

○奥田国務大臣 見直しも含めてという形の中には、広範の中には入つておるといふことでございませう。

○奥田国務大臣 見直しも含めてという形の中には、広範の中には入つておるといふことでございませう。

○奥田国務大臣 見直しも含めてという形の中には、広範の中には入つておるといふことでございませう。

この辺でやめすけれども、いずれにいたしましても、この外資問題はいわばアメリカに言われたからやめたと言いますが、アメリカの場合には、御承知のように、行政府は、国会がうるさいから、国会がこうだからというのを常に交渉の手段にしているわけですね。我々国会が交渉の盾になるうじやないですか。国会がうるさいから君たちの要求には応じられないよとなぜ答えなかったのか、私は非常に心外でございませう。郵政大臣がはつきりとお見直しの中には外資の問題も含むということをおっしゃいましたから、あと何年間の様子を見ましよう、一応外資を閉めておいて、そして三年後あるいは五年後に、見直しのときに開けばいいんじゃないか、何でも今や必要があるのかと私は思うのでございませう。プールのスタート台に立ちながら、一体向こうが勝つかこちらが勝つかまだわからない状況で、一遍こちらがやってみてそれで本当に勝つて、外資に攪乱されないという見通しがついて初めて幕を開けるのが当然じゃないかと思うのでございませう。この点いかがでございますか。

○安倍(基)委員 もう時間もございませぬけれど、勝てる、勝てないはちよつと問題でございまして、これを外資にオープンするということは、いざとなつてみればじゅうりんされても仕方がないよという前提じゃないでしょうか。(奥田国務大臣「じゅうりんされないだろう」と呼ぶ)「さねない、さねるといふのは……(奥田国務大臣「意見だよ。討論になつちゃうじゃないか」と呼ぶ)もしこれでもつてじゅうりんされたら、責任をとりますな。

○奥田国務大臣 そういう形にならないようにお互いに努力いたしたいということでございます。もちろん責任をとれと言われれば当然でございます。

○安倍(基)委員 それではこの辺でやめておきましょう。

いづれにいたしましても、この問題は大きな問題でございますので、よろしく考えていただきたい。いづれにせよ、見直しの中にそれが入っていると私は理解しておきます。質問を終わります。

○志賀委員長 次に、塚田延充君。

○塚田委員 私の予定質問時間は非常に制限されておりますので、労働省に對しまして、スト権問題を中心とする労使関係に焦点を絞つて御質問申し上げますので、労働省サイドの明快かつ簡潔な御回答を期待するものでございます。

まず、労働法附則におきまして、国民生活に相対的影響を及ぼす争議につきましても、労働大臣によるスト規制、これは十五日間でございますが、これができるとなつておりますけれども、労働法には総理大臣による緊急調整の規定がございします。ですから、この総理大臣による緊急調整の規定で十分な対応が可能であると考えてもいいんじゃないかと思うのですが、労働省の御見解をお伺いいたします。

○谷口(隆)政府委員 今回講じようとしております措置は、電電公社が新たに民営化されます、その新会社への移行につきまして、一つは公労法から労組、労働法へ適用が変わる、そういう意味で

の労使関係の法的基盤が大きく変わるということ。それから二番目は、公社から民営に変わつてまいりますけれども、少なくとも当面、引き続き公社時代と同様な重要な役割を果たされる新会社につきましても、経過的な事情がありますために、これに對する暫定的な仕組みとして考えようとしております。

御指摘のございました緊急調整制度は、争議行為によりまして国民生活が重大な危機にさらされるような場合に対応しようという性格のものでございします。つまり異常な規模とか異常な性質の争議行為に對処いたしまして、国民生活を擁護するとかあるいは国民生活の安定と秩序を保持しようという、いわば非常事態に對する措置は、こういうふうな緊急調整を發動するような事態にまでは至らない場合でも、国民生活に公衆の日常生活に相当程度の障害を生ずるおそれがある場合に對処しようというものでございまして、基本的には争議権を認めながらも公益を擁護する、そういう調和の中で私も必要最小限の措置であると考えているわけでございします。

○塚田委員 重複するような質問になるわけですが、労働法附則によりまして規制をわざわざ上乗せすることの効力といふまいでしょうか、実効性または必要性、これはどんなことにあるのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○谷口(隆)政府委員 労使関係に關します問題は本来労使間の良識ある自主的な関係によつて処理されるべきであるという基本的な考え方はございします。ただ、先ほど申し上げましたように、争議行為によりまして国民生活等に重大な危機にさらされるような場合に、公益擁護の観点から緊急調整という制度が現在設けられておるわけでございします。

今回、電電の新会社につきまして考えております措置は、緊急調整のような事態に至らないまでも、場合によりましては国民生活等に相当程度の障害を及ぼす争議行為も考えられますので、その

ような場合にはできるだけ労使間の自主的な対応という大枠は尊重しながらも、公益への障害を回避するため、迅速に、かつ適切な労使紛争の調整を行うことができる仕組みを設けるということ、私は、私も必要でかつ合理的なことだと考えております。

今回の特例調整制度は、新会社が持つておりますそういう経過的な側面に着目して暫定的な措置として設けようとするものでございまして、場合によりましてはそういう実効性のある制度として機能するというふうな期待をいたしておるものでございします。しかし、当然のことながら、冒頭申し上げましたように、新会社におきましても労使関係が引き続き良好な状態で推移いたしまして、こういう特例調整制度が發動される事態にならないようなことが望ましいということでございますので、そういうことを期待をいたしておるところでございます。

○塚田委員 私がただいま質問申し上げておりますスト権問題を中心とする労使関係の問題につきましても、通信委員会においても何度か質疑に上つたことでもございまいし、ただいまの連合審査においても同じような質問が繰り返されておるようでございしますけれども、最後に労働大臣に、労使関係というものは本来労使の交渉にゆだねるべきだといふこの原則を尊重する、これが一番大事なことでございます。この原則について、繰り返しにしたいと思いますけれども、大臣の明確なる御答弁をお願いしたいと思います。

○坂本國務大臣 おっしゃるとおりであらうと思ひます。労使関係、この信頼関係というものが今日の日本の活力の源になつてきたということも、私はそう思つております。特に電電の労使関係につきましても評価もいたしておるところでございます。決して電電の労使関係に不信を持つてという意味でこの特例調整制度をつくつたわけではありませぬ。ただ、きのうまではスト権はない、一夜明ければ完全スト権というような事態に對しまして、電話がとまるようなことは私はないと思ひ

ます、またそれ以上の事態に發展することも万々なからうとは思ひますが、国民の皆さんに對する公益擁護という観点から、この過渡期におきましては暫定的に特例的にそういう制度も設けまして、そして万が一のときはその紛争解決を早めて円満な解決にお役に立ちたいという程度の制度だ、私はこう思つておるわけであります。あなたのおっしゃる通りに、労使関係は信頼関係というものが確立されるべきである、大原則は間違いありません。

○塚田委員 これをもつて私の質問を終わります。

○志賀委員長 次に、小沢和秋君。

○小沢(和)委員 最初に郵政省の方にお尋ねをしたいと思うのですが、日本電信電話株式会社法の附則、つまり会社の設立について定めてある第三条の四では、「株式に関する商法第六十八条ノ二各号に掲げる事項は、定款で」定めるといふことになつております。

そこでお伺ひしますが、二号の株式の発行価額は幾らにするのか、それから三号の「株式ノ発行価額中資本二組入レザル額」、すなわち資本準備金は幾らになるのか、まずお尋ねをいたします。

○小山政府委員 お尋ねの点でございしますが、これはいづれにせよ正式には設立委員が決めるべきものでございしますが、私も一つ一つの試算として申し上げますが、私どもが一つの試算として申し上げますと、発行価額の総額というのは電電公社が新会社に出資する財産の正味価額に当たる額になるものと考えております。これにつきまして、昭和五十九年度の予定貸借対照表の自己資本総額、約五兆円として考えますと、これは非常に大胆な計算でございしますけれども、そういうことを前提いたしまして退職手当は現在法律によつて担保されておりますが、民営化によつてその担保がなくなるわけでございしますので、一般民間会社の例に倣ひまして引当金、要するに負債として計上する、これが大体の計算でございしますが一兆六千億でございます。その額を控除いたしますと約三兆円強が

出資財産の正味価額になるものと考えられております。したがって、出資価額に相当する額はこの三兆円強であろうと推定しているわけでござい

ます。

次にお尋ねございました資本に組み入れない額でございます。電電公社の純資産のうち設備料累積額、これは加入者が負担した資本拠出的性格を持つことというふうに考えられますので、資本金に組み入れて株式に転化させることは適当でないと考えております。これも大胆な試算でございまして、推定するところの五十九年度の予定貸借対照表によりまして、これは大体二兆五千億ぐらいになるのではないかと考えております。

○小沢(和)委員 その点はわかりました。

では、次にお尋ねをしたいと思うのです。これは大蔵省の方にお尋ねをしたいのですが、政府は今まで電電公社の利益金を目をつけて、昭和五十六年度以降、国庫に毎年納付をさせてきたわけでありまして、初めは四年間で納付させるということになっておつたのに、五十八年度は二年分納付させて、五十九年度にまた新しく財源確保の法律をつくって二千億も納付させた、こういういきさつがあるわけですが、新会社になりますとこういう納付金は取れなくなりますけれども、先ほどから議論されておりますように、これにかわつて政府の収入をいろいろ上げる道があるということのはつきりしてまいつたわけでありまして、まず税収ですけれども、利益金を見ても毎年約四千億円ぐらいですから、実効税率五三%とすると約二千億円ぐらいが、これは地方税も含むことになるでしょうけれども、ある。しかし、その大部分は国税ということになるだろうと思うのです。それから次に配当、これは来年度は充足したばかりで、株の大部分は政府が持つておるということになりまして、配当をもし一割と考えると、これが一億、そうするとこれだけでも今まで取つていた納付金以上に政府には収入があるということ

になるのじゃないかと思うのですが、これは政府にはなかなかたえられぬ改正なんだというところを私、先ほどの議論で感ずるのであれば、もう、そういうふうな理解でよろしゅうござい

しょうか。

○竹下国務大臣 まず第一に、五十六年に法律をお願いいたしまして、千二百億ずつ四年間これをお願いをしたわけです。これは納付させたんじやなくして、お願いしてお聞き届けいただいた、こういうふうな理解をすべきであらうと思つております。そのお願いしてお聞き届けいただいたことを国会で御協賛を賜つた、こういうことだろうと思つております。これは民営化が行われますならば一般の企業と一緒にありますから、念頭にあるのは、まずは法人税等の問題と配当の問題、この二つということになるわけでござい

ます。

それから、株式の売却ということにつきまして、これはまた国会の議決をお願いしなければできないこととありますが、その範囲においてその売却収入も、筋道からいへば一般の歳入財源として入ってくる、こういうことにならうかと思うのであります。ただ、四千億を仮定しておくといふ、今、御議論の土台でござい

ますが、なかなかそういうことを今の段階で予測することは難しいわけであり

ます。一つの仮定を前提に置いてのお話ですから、小沢さんのおっしゃつて

いるのはおっしゃる通りでござい

ますが、現実の場合、それを予測することはなかなか難しい問題であらうといふふうに思つて

おります。

配当にいたしましても、一般的に、常識としては八分とかあるいは一割とかいふことが言われま

すものの、それもいわば常識の範囲内の議論の土台となる問題でござい

ますので、これとて現在予測するわけにはいかぬ。

ただ、御心配なすつておりますように、新会社から、また何か知恵を絞つてかわりの新たな政府収入をそれこそお願い申し上げるのじゃないかといふことは、今全く念頭に考へておりません。

○小沢(和)委員 いや、私が言つたのは、特別に

何かそういう制度をこしらえなくても今までの納付金以上のものが入ってくる、これはこたえられぬ話になつておるといふことを指摘をしたわけであり

ます。

そこで、今度は郵政大臣の方にもお尋ねをしたと思うのですが、今申し上げたように、国には今まで以上に金を出さなければならぬようになるだろう。ところがその一方で、今度は電話利用税という話もきのうから盛んにここで議論をされて

いるわけ

です。これは国税になるとかあるいは地方税として考へた方がいいとかいろいろそれはあるけれども、とにかくこれも五%とか一〇%とかい

わゆる税率とおりならまた大変な負担になつてくる、

そういうような中で、新会社は民間会社ですから利益を上げていかなければいけないといふこと

になれば、きのう私がここで心配していろいろお尋ねをしたような労働者に対する合理化とかあるいは電話料の値上げ、電話利用税といふのは事実上値上げみたいなものですけれども、

そういうことに勢ひこれはなつてござるを得ないのじゃないかと思つて

すね。この辺について、きのうはちよつと議論をしなかつた点なんです

が、どうお考えでしょう。

○奥田国務大臣 きのうの御質疑の中でもこの電話利用税という問題が取り上げられました。きょうは大蔵大臣がお見えになつて、さつきからの御答弁にもありましたように、電話利用税は考へていないといふことと

ござい

ました。論議の過程の中ではあるの

でしょうけれども、今、大臣としてはそういう形

の利用税は念頭にないといふことと

ござい

ます。

私として、昨日答弁してまいつたのは、競争原理を導入して公社を民営化することによつて新しいメディアのサービスと同時に、料金的にも安い形で国民にそのサービスのメリットを還元して

いただくという今度の新法案を目下御提案いたし、御審議

中であるに、電話利用税なるがごとき形で出ますと、これは結局、今、先生にも御指摘を

いただきましたように、国民に直接はね

返つてくるということになります。したがつて、この利用税云々の形が、電電の経営の内容、本質は別として、直ちに利用税という形の加算というものは料金の値上げにも通ずるおそれあり、したがつて、今日のように料金を安く、サービスを還元しようといふ法案審議のさなか

にこのよう

な議論が出ることは自體私としては承服しがたいとい

うことを申し上げた気持ちはきょうも変わつており

ません。

○小沢(和)委員 では、問題を変えたいと思ひますが、先ほどから、これもスト権問題が盛んに議論されておりますので、これについての私どもの見解を申し上げながら若干お尋ねをしておきたいと思

うのです。

もともと、敗戦後、新しい憲法のもとで、憲法二十八条に基づいて、電電の労働者も含めて官公労働者にスト権が保障されておつたわけでありま

す。ところが、労働者の闘いの盛り上がり

を恐れ、時のアメリカ占領軍が昭和二十三年に、マツカーサーの指示という

ことでこれを禁止するよう

に指令をして、スト権を剝奪する政令がその後出

されておるわけ

です。その状態が、言つてみれば憲法違反のこの状態が今日まで継続して

いるとい

うのが今の状態ではないかと思ひますし、私どもは、そういう立場から、一日も早く官公労働者にスト権を回復すべきだといふことを今日まで

言つてまいりました。

そこで、これは労働大臣にお尋ねをしたいと思ひますけれども、今回の法改正で新電電の労働者は民間の労働者になるといふので、自動的にスト権を回復することになるわけ

です。ところが、無条件で返すわけにはい

かないといふので、労働法に新たに附則第三条を起

こして、今でも内閣総理大臣が緊急調整を決定

して五十日間争議行為を禁止することができるようになつて

いるのに、これに加えて、労働大臣が同法十八

条五号により労働委員会に対し調停の請求

をした場合には十五日間争議行為を禁止するとい

う、いわば屋上屋を重ねるようなナンセンスな

条文が出てきておるわけ

す。これは本当に意味があるのか、私はもう全く屋上屋、言ってみれば、ねらいとしては、労働大臣がまず調停の請求をやつて、それでもだめなら内閣総理大臣の緊急調整、二つ関門を置けば大抵ストライキをやろうと言つてもできないような状態に追い込んでしまふことができる、事実上、これで今までと同じようにストライキなんかできないような状態をつくり上げることができる、その辺をねらつてのことだろうと思ひますけれども、これは私はまことに深くない態度じゃないかと思うのです。この際、きつぱりこういうようなことはやめたらどうかというを思ひますけれども、いかがでしょうか。

○坂本國務大臣 私もしつぱりやめようかとも思つたこともある。しかし、たくさんの国民の皆さんの中には、きのうまでは全面禁止しておいて、一夜明ければオールフリー、ちよつとそこは、そんな心配はないかという意見もあつたことも事実なのでございます。そこで、私としては、これはやはり民営になつた以上は労使関係を信頼していくのが大道である。まあしかし、そういう御心配の向きもございましたので、初めは相当ありましたよ、だから、その向きも少しは配慮して、暫定的、特例的な調停制度、禁止というふうなつもりではなしに、もしものがあつたならばひとつ早く解決をしたい、お世話をしたい、そういうつもりでつくつたということでございます。決してスト権を禁止するということやなつてもやつたわけではありません。

○小沢和委員 今、大臣は、一夜明ければオールフリーというふうに言われたのですけれども、オールフリーでない。内閣総理大臣が緊急調整を決定して五十日間ストライキを禁止できるといふことがこの電報の労働者にはちゃんとかけられてくるような仕組みになつておるわけでしょう。だから、もともとオールフリーじゃないのですよ。いつでもそれを発動することができるような状態に今度はなるわけでしょう。だから、オールフリーだなどと言ふこと自体が間違つておる。それ

から、お世話をすると申すのですけれども、お世話をしたのだつたら、何もそんな禁止などいふことをまた振りかざさなくてもそれはできるわけなんですね。だから、そういうことはやめてもらいたいと思ひますけれども、きょうは時間もありますから私は一応我々の見解を申し上げる範囲にとどめておきたいと思ふのです。

それから、もう一つお尋ねをしたいのは、これはどなたにお尋ねすればいいのかわちよつとわかりませんけれども、新会社に移行して心機一転するといふことになれば、憲法違反の公労法によつて多くの処分が今日まで行われてきた、その処分についてもこの機会に過去の悪しき遺産だということできつぱり全部撤回をする、そして実損を回復するといふこと、私は新たな再出発をするといふのだつたらこれは大いに考えた方がいいんじゃないかと考へるのですが、こういうことは考へえませんか。

○外松説明員 お答え申し上げます。

電報公社はストライキの処分につきましては適法にやつておるわけでございます。経営形態が変わりましても画一的に実損を回復するといふ考へ方は現在持つておりません。今後とも勤務成績が優秀な者につきましては特別昇給制度を実施する中で対処してまいりたい、こういうふうに考へております。

○小沢(和)委員 時間がありませんからその次の問題に移りたいと思ふのですが、私は、「最近の高齢者対策について」という表題の大阪電報の西地区管理部長名のマル秘の指示文書の写しを入手いたしました。それによりますと、これは年金制度の改正を控えて、それがやられる前の方が退職しやすいといふことになるのじゃないか、だからこしはやめさせるチャンスだから頑張れといふことで、例年より退職勧奨期間を繰り上げて、一人でも多くやめさせるようにといふしりをたたいた文書なんですね。具体的にはどんなことを言つてゐるかというと、労使間で退職勧奨は五十八歳になつた

きに一回だけやるようになってゐるわけですが、こしは特に過去に勧奨した人、それでやめなかつた人についても、そういう事情だからやめたらどうですか、年金の改まることなども言つてもう一遍やるように説得しろ、それから、五十八歳になつたら退職しなければならぬといふ職場の雰囲気、職成に努めろ、どんなことを言つてゐるかというと、職場で高齢者を村八分のようにしてゐたままにしないようにしてしまへ、年とつたからといって簡単にきつい仕事を軽い仕事に変えてやるといふことを配慮したりしたらだめだぞ、こういうことをマル秘の文書の中では言つてゐるのですよ。これは随分ひどい指示文書だと思ひますけれども、こういう文書を実際に出しているかどうかといふことをまず御確認したい。

それから、これは大阪の西地区で出された文書なんだけれども、この西地区の管理部長だけが特に気がきいておつてこんなことをやるはずはないと私は思ふのです。これは電報公社の本社が考へて全国的にそういう方針で指示をした、その文書がたまたま大阪西地区で私どもの方にこうやつて写しが手に入つたといふ関係じゃないかと思ふのですが、その点もひとつはつきりした説明をしてください。

○外松説明員 お答えいたします。

御指摘の文書につきましては、近畿電気通信局を通じて調査いたしました。御指摘の内容、御指摘の現場管理機関におきましてそういう文書が出されておるのは事実でございます。

その趣旨は、今、先生もちよつとお触れになられましたけれども、公社におきまして昭和五十九年三月期の高齢者の退職勧奨を実施するに当たりまして、共済年金につきまして、昭和五十九年四月一日に公企体の職員等共済組合が国家公務員等共済組合法に統合されることに伴ひまして、高齢の職員にとつて退職した方が有利となるというふうなことから、該当事者に対してもその趣旨を説明するように、そういう趣旨でそのような文書を出したようでありましても、表現

につきましてちよつと行き過ぎた点がございいますので、この点については十分指導することといたします。

なお、本社がそういう指導をしておるかどうかという御質問でございますけれども、本社として、今、先生がおつしやつたような指導はいたしておりません。(二)どういう指導をしてゐるのと呼ぶ者あり)

○小沢(和)委員 今それから声がでましたように、それではどういう指導をしてゐるかといふことをお尋ねしたいわけでありま。御存じのとおり、公務員には今、既に六十歳の定年制がしかれております。それから、労働省は民間に対しては六十歳六十歳定年の一般化といふことを強力に指導をしてゐるわけですね。国の大方針としては、私は、六十歳までこの高齢化社会の中でみんなが働けるようにするといふのが大きな方向だと思ふのです。そういう中で、五十八歳の人たちに、こしはやめるチャンスですといふことであつたら力を入れて肩たけななで、これは途方もない間違つた方針じゃないかと思ふのです。そういう国あるいは全体としての動きになつておるといふことを知つた上で公社はこういうことをやつておるのですか。一体どういう指導方針を今、公社本社としてはお持ちなのかといふことをお尋ねします。

○外松説明員 高齢者に対する対策につきまして、電報公社として特にその対応が従来と変わつたといふことはございせん。ただ、先ほどもちよつと申し上げましたように、共済組合の関係が変わる、これについて、その該当と思はれる職員にはよく周知した方がいいという考へ方でもつて、公社としてもその周知には努めてまいつてきたところでございます。

御指摘の六十歳の定年制の導入の問題でございますけれども、これは国家公務員を初め他企業においても導入されつつあるわけでございます。今後とも電報公社といたしましては検討していく課題であるといふふうに考へております。

○小沢(和)委員 これで終わりにしたいと思いま

すけれども、今、電電公社としては基本的には今

までと対応に変わりが無いというふうにおつ

てお聞きになられたか、感想、感覚を伺いたいと思

います。

○坂本國務大臣 詳しいことは存じませぬけれど

も、一般的に言いますと、スト権を含む団結権とい

うものは尊重するべきものである、それによつ

て多少の影響を受けるというところはやむを得ない

場合が多い。しかし、そこがまた基本的な人権と公

共の福祉の調和というところがございまして、ど

こまでやるか、具体的な問題はそこの国のや

はりいろいろな実情に応じて、法律、制度によつて

規制をされておられるところもあるだろうと思つてお

ります。

我が国におきましては、あなたから見ればイギ

リスほど進んでないとおっしゃるかもしれないけれ

ども、やはり日本人の大方の感覚というものは、

公共の福祉というものが非常に大事なんだという

感覚はイギリスよりも強いのではないかな、

こう思っております。そういうところですね。

○江田委員 どちらが進んでるのと云々でも、イ

ギリスもイギリスで悩んでるわけではありませ

んけれどもね。しかし、別にストライキがどのど

ん起った方がいいわけじゃないので、これはも

ちろん信頼関係が保たれて円滑な、円滑な労使関

係が続いていく方がいいに決まってる。しか

し、公共の福祉といつても、万やむを得ないとき

に労働者の皆さんがストライキをやつて、それで

公共の福祉が多少害される、そういうことは長い

目で見ていくと世の中の進歩発展に通じていくん

だという一種の信頼がなければいけないわけで、

労働者なり労働大臣というのは、そういうときに

国民の皆さんに、どうもストライキに対して公共

の福祉に対する懸念の方が強いから、そういう心

配の向きもあるから、だから屋上屋を架したスト

規制をやる。総理大臣の政治責任だけじゃ足りな

いから労働大臣の政治責任までさらに上乗せをす

る。そういうことをやるんじゃないかと、むしろ逆

に、国民の皆さんに、労働基本権なりストライキ

権なりについての寛容の態度なり精神なりを助長

していく、そういう努力をすることの方が労働大

臣の務めじゃないかと思ひますが、いかがです

か。

○坂本國務大臣 先ほども申し上げましたよう

に、やはりその国その国のいろいろな国民感情な

りそれからまた慣行なりございまして、その具体

的な判断というものは、あなたのおっしゃる気持

ちはよくわかるのです。わかりますけれども、し

かし、政治でございまして、大方の国民はどう

考えておられるかなという判断が、私もこれは

やはり考えなければいかぬこととございます。

そういうような意味におきまして、今度の特例調

停、暫定的な特例的なものという、基本的人権の

方に八分のウエイトを置けば二分ぐらいは多少考

えよう、こういうことで今度考えたわけでありま

す。

○江田委員 これはひとつやはり大いに努力をし

ていたでいて、今の新電電の労使関係もこれまで

の電電公社における労使関係と同様に、そうお

かしなことになるべく得るよう努力をいた

ただいて、こういう妙な制度、屋上屋を架すよう

な規制の制度は一日も早くなくしていくよう努力

をしていただきたいと思います。

それから次に共済について伺います。

ことし四月からですか新しい制度になって、

電電公社の共済がその他の国鉄とか専売とか国家

公務員の共済と一本化され、同じき労働者連帯、

こう言われると、救いの手を差し伸べる方も差し

伸べられる側も恐らく目をぱちくりするのじやな

いかと思ひますね。日ごろいろいろいじめ抜かれ

て、こんなときだけおだてられて、そんなおだて

に乗るもんかという感じもあるんじゃないかと思

ひます。労働者連帯も大切ですが、一体今、国鉄

共済の救済のために電電職員一人一月当たり幾

らぐらい拠出している勘定になるのでしょうか。

○中原説明員 お尋ねの件でございすけれども、

来年度に入つて応援をするということになつ

て、今このイギリスの例、詳しいことはもちろ

くよろしく願ひしたいと思ひます。

まず、私もスト権の問題について伺ひたいと思

ひますが、どうも新電電のスト権、何かばつとし

ませぬね。すばつとやめようと思つたこともある

という労働大臣のお答えでしたが、しかしそれは

いかなかつたということ、なぜかと思つたとき、

ておりまして、ただいまは長期財政調整委員会という組織の中で、どのような形で幾ら援助をしていくものであるかという点を検討しておるところでございます。またその論議の中にあるというふうな理解をしております。

○江田委員 一月一人当たり千二百円、公社の負担分も入れたら二千四百円というような勘定になるというのにも聞いたりしておるわけですが、これ民営ということになって、今のままで続けていくという整備法、これはこれで整合性があるというふうにお思ひになつてゐるんですか、そうじゃないんですか。退職金とか労災とか雇用保険とかいろいろ比べてみて、どうも共済だけがこういうことになつておるといふのは、これ整合性があるようにはどう考えても思えないんですがね。

○中原説明員 お答えいたします。

私ども電電公社の立場で考えますと、全体が民営化されていく中で、この部分がむしろどちらかと言へば国家公務員と同じ扱いになつていくという点につきましては、いささか問題がないではないというふうには考えております。

ただ、前国会等におきまして、政府の方針が決められてまいつたわけでございますけれども、共済年金の特殊性あるいは継続性、過去の経緯、こういうものの中から、厚生年金と共済年金との間に給付要件等いろいろ差があったり、あるいは移管するに付いて難しい問題等があるということから、直ちに厚生年金等へ移つていくということが特に年金問題については難しいという問題からされました所要の措置であつて、移行するに当たりましては、ある意味では常識的、妥協的な措置として考えられる一つの方法であつたであらうというふうには思つております。

○江田委員 この年金制度は、いづれにしても将来大改革が必要になつてくる。今既に大きな改革の筋道が、検討がもう既にかなり終わつて、いろいろな法案も提出されたりしておるわけですが、でも、そういう将来展望の中で一体電電公社、新しく民営化された新電電はどういう年金制度にな

らうとするのか、これは厚生省ですかね、将来展望の中でどういう位置づけを考へておられるのかを伺いたいと思ひます。

○吉原政府委員 電電公社が民営化されるに当たつて、当面、先ほどから御議論のございましたように、共済組合の適用を続けるという措置がとられたわけでございますけれども、将来の年金制度全体のあり方として、いづれにいたしましても、共済、厚生年金、国民年金、そういう三種の分離した年金制度を統合一元化する方向で進めなければならぬという考え方を持っております。私ども現在、今の国会に厚生年金と国民年金についての大きな制度改革というものを法案として提出して、御審議をいただいておりますのでございますけれども、その考え方に沿つて、次の通常国会に共済との調整を図るというスケジュールを持っておりますし、さらに昭和七十年を目指して制度全体の統合一元化についてさらに検討を進めるといふスケジュールを持っておりますので、そういう中で今の電電の共済の取り扱いを含む全体の問題について検討を進め、見直しをしてまいりたいというふうには思つております。

○江田委員 抽象的なお答えで、もつと突つ込みたいところですが、時間がありません。

真藤総裁に最後に伺つておきますが、これちよつと話が違ふんですが、現在、来年の夏には婦人差別撤廃条約を批准をする。それを旨として今この国会でも男女雇用機会均等法が議論をされてゐるというそういう時期なんです。電電公社というのは交換手の皆さんが非常に多いわけだから、随分女性がたくさんいる職場かなと思つて調べさせていただきましたら、全職員で見ると七七・三%が男だ。どうも女性はいくつ多くはないんです。二二・七%弱。交換手を除いてみますと八八・五%が男だということ。この男女の差を見ると、平均年齢は男が三十七・四歳、女が三十九・七歳と女性の方が高いのに、平均給与は男が二十一万九千六百円、女性が二十万六千二百円。年平均では女性の方が高いのに、給与は平均では女性の方が安い、こうなつていて、どうも公社という公共的経営体でも女性の地位が十分に確立されてないのかという感じがするのですが、民営ということになりましたと、ますますそういう女性がないか、こう懸念されますけれども、こういう男女の平等という大きな時代の流れの中で、総裁としてどう御決意があらうか伺つて、私の質問を終わります。

○真藤説明員 この男女平等問題というものが大きな流れとして動き出しましたので、私も今、先生のおっしゃるようなことに気がつきまして、実は女子職員の特殊な訓練スケジュールをつくりまして、今その実施に具体的にかかつておるところでございます。

考えますという、今から新しい情報社会に入つていくときに、私どもの持つております女子職員というもののタレントというものは、使ひようによつては非常に大きな力になるという可能性を持つておりますので、その方向についていろいろ基礎的な教育ということで、女子職員の中の指導者をグループ分けにつくりまして、それを今、訓練を始めておるのが実情でございます。そこから手をつけていきたいと思つております。

○江田委員 終わります。

○志賀委員長 以上をもちまして、本連合審査会は終了いたしました。

最後に一言お願いをしておきたいのでございますが、先ほど来の御質疑の間に、委員長長の取り仕切りによらないで特定の答弁者を求める動きがございました。こういうことは、一步誤りますと、委員会混乱の源に相なりますので、どうか同僚委員におかれましては十分御注意をいただきたいと思ひます。

午後零時五十八分散会

日本電信電話株式会社法案

（目的及び事業）

第一条 日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、国内電気通信事業を営むことを目的とする株式会社とする。

2 会社は、前項の事業を営むほか、郵政大臣の認可を受けて、これに附帯する業務その他同項の目的を達成するために必要な業務を営むことができる。

（資務）

第二条 会社は、前条の事業を営むに当たつては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配慮し、国民生活に不可欠な電話の役務を適切な条件で提供することにより、当該役務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する実用化研究及び基礎的研究の推進並びにその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に資するよう努めなければならない。

（事務所）

第三条 会社は、本店を東京都に置く。

2 会社は、必要な地に支店又は出張所を置くことができる。

（株式）

第四条 会社の株式は、記名式とし、政府、地方公共団体、日本国民又は日本国法人であつて社員、株主若しくは業務を執行する役員半数以上、資本若しくは出資の半額以上若しくは議決権の過半数が外国人若しくは外国法人に属さないものに限り、所有することができる。

2 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

3 会社は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。転換社債又は新株引受権附社債を発行しようとするときは、

きも、同様とする。

(政府保有の株式の処分)

第五条 政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもつて国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならぬ。

(商号の使用制限)

第六条 会社でない者は、その商号中に日本電信電話株式会社という文字を用いてはならない。

(社債発行限度の特例)

第七条 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限を超えて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の四倍を超えてはならない。

(一般担保)

第八条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第九条 会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(定款の変更等)

第十条 会社の定款の変更、利益の処分、合併及び解散の決議は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の合併の決議(会社と第一種電気通信事業電気通信事業法(昭和五十九年法律第

号)第六條第二項に規定する第一種電気通信事業をいう。を営まない法人との合併であつて会社が存続するものについての決議を除く。)

についての郵政大臣の認可は、同法第六條第二項の規定の適用については、同項の認可とみなす。

(事業計画)

第十一条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第十二条 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を郵政大臣に提出しなければならない。

(重要な設備の譲渡等)

第十三条 会社は、電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(監査役及び監査命令等)

第十四条 会社の監査役は、三人以上でなければならない。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、監査役を指名して、特定の事項を監査させ、当該監査の結果を報告させることができる。

3 監査役は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、郵政大臣に意見を提出することができる。

(監督)

第十五条 会社は、郵政大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため特に必要があるとき、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ

る。

(報告)

第十六条 郵政大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、会社からその業務に関する報告を徴することができる。

(大蔵大臣との協議)

第十七条 郵政大臣は、第四條第三項、第十條第一項(定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更する決議に係

るものに限る。)、第十一條又は第十三條の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(罰則)

第十八条 会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に関してわいろを收受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の懲役に処する。

2 会社の取締役、監査役又は職員になろうとする者が、就任後担当すべき職務に関し、請託を受けてわいろを收受し、要求し、又は約束したときは、取締役、監査役又は職員となつた場合において、三年以下の懲役に処する。

3 会社の取締役、監査役又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに關して、わいろを收受し、要求し、又は約束したときは、二年以下の懲役に処する。

第十九条 前条各項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十条 第十八條各項に規定するわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第二十一条 第十八條の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四條の例に従う。

第二十二条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした会社の取締役又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。

一 この法律により郵政大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第一條第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第七條ただし書の規定に違反して、社債を募集したとき。

四 第十二條の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

五 第十五條第二項の規定による命令に違反したとき。

六 第十六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十三条 第六條の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一條及び第十二條の規定は、昭和六十年四月一日から施行する。

(会社の在り方の検討)

第二条 政府は、会社の成立の日から五年以内に、この法律の施行の状況及びこの法律の施行後の諸事情の変化等を勘案して会社の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(会社の設立)

第三条 郵政大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に關して発起人の職務を行わせる。

2 設立委員は、定款を作成して、郵政大臣の認可を受けなければならない。

3 郵政大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

4 会社の設立に際して発行する株式に関する商法第六十八條ノ二各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

5 会社の設立に際して発行する株式について

は、商法第二百八十四条ノ二第二項本文の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超えざる額を資本に組み入れないことができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又ハ日本電信電話株式会社法」とする。

6 会社の設立に際して発行する株式の総数は、日本電信電話公社(以下「公社」という。)が引き受けるものとし、設立委員は、これを公社に割り当てるものとする。

7 前項の規定により割り当てられた株式による公社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

8 公社は、会社の設立に際し、会社に対し、その財産の全部を出資するものとする。この場合においては、日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第六十八條の規定は、適用しない。

9 会社の設立に係る商法第八十條第一項の規定の適用については、同項中「第七十七條ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「日本電信電話株式会社法附則第三條第六項ノ規定ニ依ル株式ノ割当」とする。

10 第八項の規定により公社が行う出資に係る給付は、附則第十一條の規定の施行の時に行われるものとし、会社は、商法第五十七條の規定にかかわらず、その時に成立する。

11 会社は、商法第八十八條第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

12 公社が出資によつて取得する公社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

13 商法第六十七條、第六十八條第二項及び第八十一條の規定は、会社の設立については、適用しない。

(公社の解散等)
第四條 公社は、会社の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その

時において会社が承継する。
2 公社の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、日本電信電話公社法第十條第二項第二号及び第五十八條第一項(監事の監査報告書に係る部分に限る。)に係る部分を除き、なお従前の例による。

3 第一項の規定により公社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(権利及び義務の承継に伴う経過措置)
第五條 前條第一項の規定により公社が承継する公社の電信電話債券に係る債務について国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該電信電話債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約に係る電信電話債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

2 前項の電信電話債券は、第七條及び第八條の規定の適用については、社債とみなす。
3 前條第一項の規定により公社が承継する債務に係る電信電話債券又は借入金資金運用部資金による引受け又は貸付けに係るものである場合における当該電信電話債券又は借入金についての資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第七條第一項の規定の適用については、会社を同項第三号又は第四号に規定する法人とみなす。

4 前條第一項の規定により公社が承継する債務に係る電信電話債券が簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金による引受けに係るものである場合における当該電信電話債券についての簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第三條第一項の規定の適用については、会社を同項第四号に規定する法人とみなす。
(職員に関する経過措置)

第六條 会社の成立の際現に公社の職員である者は、会社の成立の時に公社の職員となるものとする。
2 前項の規定により公社の職員が公社の職員となる場合においては、その者に對しては、国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

3 会社は、前項の規定の適用を受けた公社の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の公社の職員としての引き続き在職期間を公社の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。
(商号についての経過措置)
第七條 第六條の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本電信電話株式会社という文字を用いている者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業計画についての経過措置)
第八條 会社の成立する日の属する営業年度の事業計画については、第十一條中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。
(公社の設立に伴う租税関係法令の適用に関する経過措置)
第九條 会社の附則第三條第八項の規定により公社が行う出資に係る不動産又は自動車の取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 会社の取得した附則第三條第八項の規定により公社が行う出資に係る土地で公社が引き続き保有する土地のうち、公社が昭和四十四年一月一日沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日前に取得したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

3 会社の取得した附則第三條第八項の規定により公社が行う出資に係る土地で公社が引き続き保有する土地(公社が昭和五十七年四月一日以

後に取得したものに限る。)のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

4 会社の取得した附則第三條第八項の規定により公社が行う出資に係る土地で公社が引き続き保有する土地(公社が昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日)から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得したものに限る。)のうち、地方税法第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項に規定する市街化調整区域内に所在し、かつ、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

5 附則第三條第八項の規定により公社が行う債券(有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二号)第四條第二項に規定する持分を含む。)の出資に係る給付は、同法第一條に規定する有価証券の譲渡に該当しないものとする。

6 附則第三條第十一項の規定により公社が受ける設立の登記及び同條第八項の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い公社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

7 会社の成立する日の属する営業年度の試験研究費の額については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十二條の四第一項の規定中「当該法人の昭和四十二年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度(以下この条において「基準年度」という。)から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の

昭和五十九年七月十八日

額」とあるのは「日本電信電話公社の昭和五十九年四月一日を含む事業年度の試験研究費の額」と、「のうち最も多い額を超える場合」とあるのは「を超える場合」として同項本文の規定を適用するものとし、同項ただし書の規定は、適用しない。

8 前項に規定するもののほか、会社の設立に伴う会社に対する法人税に関する法令の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第十條 附則第三条から前条までに規定するもののほか、会社の設立及び公社の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

(日本電信電話公社等の廃止)

第十一條 次の法律は、廃止する。

一 日本電信電話公社法

二 日本電信電話公社法施行法(昭和二十七年法律第二百五十一号)

(日本電信電話公社法の廃止に伴う経過措置)

第十二條 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本電信電話公社法(以下「旧法」という。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 前条の規定の施行の際現に旧法第三条の規定により公社が行っている業務であつて、第一条第一項の国内電気通信事業に該当しないものは、同条第二項の規定により公社が認可を受けた業務とみなす。

3 前条の規定の施行の日の前日までの期間について公社に勤務する職員に支給する給与についての旧法の適用については、なお従前の例による。

4 附則第六條第一項の規定の適用を受ける者の前条の規定の施行前に旧法第三十三條の規定により受けた懲戒処分及び前条の規定の施行前の事業に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行後に懲戒処分を行うこととなるときは、会社の

代表者又はその委任を受けた者が懲戒処分を行うものとする。

5 旧法第六十九條に規定する現金出納職員又は旧法第七十條に規定する總裁により物品の管理をする職員として任命された者の前条の規定の施行前の事実に基づく弁償責任については、なお従前の例による。

6 旧法第七十三條に規定する公社の会計に係る会計検査院の検査については、なお従前の例による。

7 前条の規定の施行前に生じた事故に基づく公社の職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、なお従前の例による。

8 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前各項に規定するもののほか、日本電信電話公社法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

今後における社会経済の進展及び電気通信分野における技術革新等に対処するため、日本電信電話公社を改組して日本電信電話株式会社を設立し、事業の公共性に留意しつつ、その経営の一層の効率化、活性化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気通信事業法案

電気通信事業法

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 電気通信事業

第一節 総則(第六条—第八条)

第二節 事業の許可等

第一款 第一種電気通信事業(第九条—第二十条)

第二款 第二種電気通信事業(第二十一条—第三十条)

第三節 業務(第三十一条—第四十条)

第四節 電気通信設備

第一款 電気通信事業の用に供する電気通信設備(第四十一条—第四十八条)

第二款 端末設備の接続等(第四十九条—第五十五条)

第五節 指定試験機関及び指定認定機関

第一款 指定試験機関(第五十六条—第六十七條)

第二款 指定認定機関(第六十八條—第七十二條)

第三章 土地の使用(第七十三條—第八十八條)

第四章 雑則(第八十九條—第九十九條)

第五章 罰則(第一百條—第一百四條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするににより、電気通信業務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けることをいう。

二 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいう。

三 電気通信業務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。

四 電気通信事業 電気通信業務を他人の需要に応ずるために提供する事業(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第三十五号)第二条に規定する有線ラジオ放送、有線放送電話に関する法律

(昭和三十三年法律第五十二号)第二条第一項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第十四号)第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送及び同法第九条の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を除く。)をいう。

五 電気通信事業者 電気通信事業を営むことについて、第九条第一項の許可を受けた者、第二十二條第一項の規定による届出をした者及び第二十四條第一項の登録を受けた者をいう。

六 電気通信業務 電気通信事業者の行う電気通信業務の提供の業務をいう。

(検閲の禁止)

第三条 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

(秘密の保護)

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に關して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(電気通信事業に関する条約)

第五条 電気通信事業に關し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

第二章 電気通信事業

第一節 総則

(事業の種類)

第六条 電気通信事業の種類は、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業とする。

2 第一種電気通信事業は、電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。)を設置して電気通信業務を提供する事業とする。

3 第二種電気通信事業は、第一種電気通信事業

以外の電気通信事業とする。

(利用の公平)

第七条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いはしてはならない。

(重要通信の確保)

第八条 電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信であつて郵政省令で定めるものについても、同様とする。

2 前項の場合において、電気通信事業者は、必要があるときは、郵政省令で定める基準に従い、電気通信業務の一部を停止することができる。

第二節 事業の許可等

第一款 第一種電気通信事業

(第一種電気通信事業の許可)

第九条 第一種電気通信事業を営もうとする者は、郵政大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 郵政省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様

三 業務区域

四 電気通信設備の概要

3 前項の申請書には、事業計画書その他郵政省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第十条 郵政大臣は、前条第一項の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

一 その事業の提供に係る電気通信役務がその

業務区域における需要に照らし適切なものであること。

二 その事業の開始によつて、当該事業を行う区域又は区間の全部又は一部について電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が著しく過剰とならないこと。

三 その事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

四 その事業の計画が確実かつ合理的であること。

五 その他その事業の開始が電気通信の健全な発達のために適切であること。

(許可の欠格事由)

第十一条 郵政大臣は、前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、第九条第一項の許可をしてはならない。

一 この法律又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)若しくは電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十九条第一項の規定により許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人又は団体であつて、その役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

四 日本の国籍を有しない人

五 外国政府又はその代表者

六 外国の法人又は団体

七 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの、これらの者がその役員の三分の一以上を占めるもの又はこれらの者により直接占められる議決権の割合とこれらの者により他の法人若しくは団体を通じて間接に占められる議決権の割合として郵政省令で定める割合とを合計した割合が三分の一以上であるもの

(事業の開始の義務)

第十二条 第九条第一項の許可を受けた者(以下「第一種電気通信事業者」という。)は、郵政大臣が指定する期間内に、その事業を開始しなければならない。

2 郵政大臣は、特に必要があると認めるときは、電気通信役務の種類若しくは態度又は業務区域を区分して前項の期間の指定することができる。

3 郵政大臣は、第一種電気通信事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、第一項の期間を延長することができる。

4 第一種電気通信事業者は、その事業の開始前に、第九条第一項の許可に係る電気通信設備(郵政省令で定めるものを除く。)が第四十一条第一項の技術基準に適合することについて、郵政大臣の確認を受けなければならない。

5 第一種電気通信事業者は、その事業第二項の規定により電気通信役務の種類若しくは態様又は業務区域を区分して期間の指定があつたときは、その区分に係る事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

(氏名等の変更)

第十三条 第一種電気通信事業者は、第九条第二項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

(電気通信役務の種類等の変更)

第十四条 第一種電気通信事業者は、第九条第二項第二号から第四号までの事項を変更しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。ただし、郵政省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第一種電気通信事業者は、前項ただし書の郵政省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 第十条及び第十一条(第二号を除く。)の規定

は、第一項の許可について準用する。

4 第十二条の規定は、第一項の場合(業務区域の減少の場合を除く。)に準ずる。この場合において、同条第一項及び第四項中「第九条第一項」とあるのは、「第十四条第一項」と読み替へるものとする。

(業務の委託)

第十五条 第一種電気通信事業者は、電気通信業務の一部を委託しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 その電気通信役務を効率的に提供するため当該委託を必要とする特別の事情があること。

二 受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併)

第十六条 第一種電気通信事業の全部の譲渡し及び譲受けは、郵政大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 第一種電気通信事業者たる法人の合併は、郵政大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。ただし、第一種電気通信事業者たる法人と第一種電気通信事業を営まない法人が合併する場合において、第一種電気通信事業者たる法人が存続するときは、この限りでない。

3 第十条及び第十一条の規定は、前二項の認可について準用する。

4 第一種電気通信事業の全部の譲渡しがあつたとき、又は第一種電気通信事業者たる法人の合併があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、第一種電気通信事業者の地位を承継する。

(相続)

第十七条 第一種電気通信事業者が死亡した場合において、その相続人(相続人が二人以上ある場合は、第一相続人)が二人以上あるときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合は、第一相続人)は、第一種電気通信事業者の地位を承継する。

る場合においてその協議により当該第一種電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。が被相続人たる第一種電気通信事業者の地位を承継する。

2 前項の相続人が被相続人の死亡後六十日以内にその相続について郵政大臣の認可を申請しない場合又は同項の相続人がしたその申請に対し認可をしない旨の処分があつた場合には、その期間の経過した時又はその処分があつた時に、第一種電気通信事業の許可は、その効力を失ふ。

3 第十号及び第十一号の規定は、前項の認可について準用する。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第十八号 第一種電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の事業の休止の許可は、一年を超える期間についてすることができない。

3 第一種電気通信事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、郵政大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

4 郵政大臣は、第一種電気通信事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除き、第一項の許可又は前項の認可をしなければならない。

(事業の許可の取消し)

第十九号 郵政大臣は、第一種電気通信事業者が次の各号の一に該当するときは、第九号第一項の許可を取り消すことができる。

一 第十二号第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間)内に事業を開始しないと

二 前号に規定する場合のほか、第一種電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公

共の利益を阻害すると認めるとき。

三 第十一号各号(第二号を除く。)の一に該当するに至つたとき。

2 郵政大臣は、前項の規定により第九号第一項の許可を取り消したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

(変更の許可の取消し)

第二十号 郵政大臣は、第十四号第一項の規定により第九号第二項第二号から第四号までの事項の変更の許可を受けた第一種電気通信事業者が、第十四号第四項において準用する第十二号第一項の規定により指定した期間(第十四号第四項において準用する第十二号第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間)内にその事項を変更しないときは、その許可を取り消すことができる。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第二款 第二種電気通信事業

(第二種電気通信事業の種類)

第二十一条 第二種電気通信事業の種類は、一般第二種電気通信事業及び特別第二種電気通信事業とする。

2 一般第二種電気通信事業は、特別第二種電気通信事業以外の第二種電気通信事業とする。

3 特別第二種電気通信事業は、電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する第二種電気通信事業であつて当該設備の規模が電気通信回線の収容能力を基礎として政令で定める基準を超える規模であるもの及び本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する第二種電気通信事業とする。

(一般第二種電気通信事業の届出)

第二十二条 一般第二種電気通信事業を営もうとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 郵政省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様

2 前項の届出をした者(以下「一般第二種電気通信事業者」という。)は、同項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 一般第二種電気通信事業者は、第一項第二号の事項を変更しようとするときは、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。ただし、郵政省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

(一般第二種電気通信事業の譲渡し等)

第二十三条 一般第二種電気通信事業の全部の譲渡があつたとき、又は一般第二種電気通信事業者について合併若しくは相続があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは相続人は、一般第二種電気通信事業者の地位に承継する。

2 前項の規定により一般第二種電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 一般第二種電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

4 一般第二種電気通信事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産による場合にあつては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

(特別第二種電気通信事業の登録)

第二十四条 特別第二種電気通信事業を営もうとする者は、郵政大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

は、その代表者の氏名

二 郵政省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様

三 電気通信設備の概要

3 前項の申請書には、事業計画書その他郵政省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第二十五条 郵政大臣は、前条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次の事項を特別第二種電気通信事業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第二項各号に掲げる事項

2 郵政大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十六条 郵政大臣は、第二十四条第二項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十八条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人又は団体であつて、その役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

四 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有しない者

2 郵政大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

(変更登録等)

第二十七條 第二十四條第一項の登録を受けた者

(以下「特別第二種電気通信事業者」という。)
は、同条第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、郵政大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、郵政省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

3 第二十四條第三項、第二十五條及び前条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十五條第一項中「次の事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第二十四條第二項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書」とあるのは「変更登録に係る申請書」と読み替へるものとする。

4 特別第二種電気通信事業者は、第二十四條第二項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、郵政大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。
(登録の取消し等)

第二十八條 郵政大臣は、特別第二種電気通信事業者が次の各号の一に該当するときは、第二十四條第一項の登録を取り消すことができる。

一 特別第二種電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二 不正の手段により第二十四條第一項の登録又は第二十七條第一項の変更登録を受けたとき。

三 第二十六條第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2 第二十六條第二項の規定は、前項の場合に準用する。
(登録の抹消)

第二十九條 郵政大臣は、次条において準用する

第二十三條第三項若しくは第四項の規定による電気通信事業の全部の廃止若しくは解散の届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該特別第二種電気通信事業者の登録を抹消しなければならない。
(準用)

第三十條 第二十三條の規定は、特別第二種電気通信事業者について準用する。

第三節 業務

(契約約款の認可等)

第三十一條 第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金その他の提供条件(郵政省令で定める事項及び第四十九條第一項又は第五十二條第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係るものを除く。)について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三 第一種電気通信事業者及びその利用者(電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。)の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものでないこと。

五 特定の者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

六 第八條第一項の通信に関する事項について適切に配慮されているものであること。

3 第一種電気通信事業者は、第一項の規定によ

り契約約款で定めるべき提供条件については、同項の認可を受けた契約約款によらなければならない。

4 第一種電気通信事業者は、郵政省令で定める基準に従い、契約約款で定める電気通信役務の料金を減免することができる。

5 特別第二種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金その他の提供条件(郵政省令で定める事項に係るものを除く。)について契約約款を定め、その実施前に、郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6 第三項及び第四項の規定は、特別第二種電気通信事業者による電気通信役務の提供に係る提供条件について準用する。この場合において、第三項中「同項の認可を受けた」とあるのは、「第五項の規定により届け出た」と読み替へるものとする。

(契約約款の揭示)

第三十二條 第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者は、前条第一項の認可を受けた契約約款(第四十九條第一項又は第五十二條第一項第一号の規定により認可を受けた技術的条件を含む。第百十一條第二号において同じ。)又は前条第五項の規定により届け出た契約約款を、営業所その他の事業所において公衆の見やすいように揭示しておかなければならない。

2 前項の規定は、前条第一項又は第五項の郵政省令で定める事項に係る提供条件について準用する。

(会計の整理)

第三十三條 第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金の適正な算定に資するため、郵政省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理しなければならない。

(提供義務)

第三十四條 第一種電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における電気通信役務の提供を拒んではならない。

(業務の停止等の報告)

第三十五條 電気通信事業者は、第八條第二項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき、又は電気通信業務に關し通信の秘密の漏えいその他郵政省令で定める重大な事故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、郵政大臣に報告しなければならない。

(業務の改善命令)

第三十六條 郵政大臣は、電気通信役務の料金その他の提供条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、利用者の利益を阻害していると認めるときは、第一種電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、第三十一條第一項の認可を受けた契約約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 郵政大臣は、第一種電気通信事業者の業務の方法に關し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に第一種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるときは、当該第一種電気通信事業者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、その業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

第三十七條 郵政大臣は、一般第二種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者(以下この条において「第二種電気通信事業者」という。)の業務の方法に關し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に第二種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他

第二種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるとき、又は第二種電気通信事業者の経営によりこれと電気通信業務に係る需要を共通とする第一種電気通信事業者の当該需要に係る電気通信回線設備の保持が経営上困難となるため公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該第二種電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

(電気通信設備の接続又は共用に関する協定)

第三十八条 第一種電気通信事業者は、他の第一種電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、当該協定が公共の利益を増進するものであるときは、前項の認可をしなければならない。

(電気通信設備の接続又は共用に関する命令)

第三十九条 郵政大臣は、電気通信設備の接続又は共用に関する第一種電気通信事業者間の協議が調わない場合又は協議をすることができない場合で、当事者から申立てがあつた場合において、当該接続又は共用が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、当該接続又は共用に関し、前条第一項の規定による協定を締結すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令があつた場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続若しくは共用の条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、郵政大臣の裁定を申請することができる。

3 郵政大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与

えなければならない。

4 郵政大臣は、第二項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

5 第二項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。

6 第二項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定があつたことを知つた日から三月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

7 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

8 第二項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができない。

(外国政府等との協定の認可)

第四十条 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、外国政府又は外国人若しくは外国法人との間に、電気通信業務に関する協定又は契約であつて郵政省令で定める重要な事項を内容とするものを締結し、變更し、又は廃止しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第四節 電気通信設備

第一款 電気通信事業の用に供する電気通信設備

(電気通信設備の維持)

第四十一条 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備(以下「事業用電気通信設備」という。)を郵政省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次の事項(特別第二種電気通信事業者に係るものにあつては、第一号から第三号までの事項)が確保されるものとして定められなければならない。

一 電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信業務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること。

二 電気通信業務の品質が適正であるようにすること。

三 通信の秘密が侵されないようにすること。

四 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。

五 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること。

(技術基準適合命令)

第四十二条 郵政大臣は、事業用電気通信設備が前条第一項の郵政省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者に対し、その技術基準に適合するように当該設備を修理し、若しくは改造することを命じ、又はその使用を制限することができる。

(管理規程)

第四十三条 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、電気通信業務の確実かつ安定的な提供を確保するため、郵政省令で定めるところにより、事業用電気通信設備の管理規程を定め、事業の開始前に、郵政大臣に届け出なければならない。

2 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、管理規程を變更したときは、遅滞なく、變更した事項を郵政大臣に届け出なければならない。

(電気通信主任技術者)

第四十四条 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督させるため、郵政省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならない。

2 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、前項の規定により電気通信主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(電気通信主任技術者資格者証)

第四十五条 電気通信主任技術者資格者証の種類は、伝送交換技術及び線路技術について郵政省令で定める。

2 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者が監督することができる電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の範囲は、前項の電気通信主任技術者資格者証の種類に依じて郵政省令で定める。

3 郵政大臣は、次の各号の一に該当する者に対し、電気通信主任技術者資格者証を交付する。

一 電気通信主任技術者試験に合格した者

二 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程で、郵政大臣が郵政省令で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを修了した者

三 前二号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると郵政大臣が認定した者

4 郵政大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、電気通信主任技術者資格者証の交付を行わないことができる。

一 次条の規定により電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

5 電気通信主任技術者資格者証の交付に関する手続的事項は、郵政省令で定める。

(電気通信主任技術者資格者証の返納)

第四十六条 郵政大臣は、電気通信主任技術者資格者証を受けている者がこの法律又はこの法律

に基づく命令の規定に違反したときは、その電気通信主任技術者資格者証の返納を命ずることができる。

(電気通信主任技術者試験)

第四十七條 電気通信主任技術者試験は、電気通信設備の工事、維持及び運用に必要の専門的知識及び能力について行う。

2 電気通信主任技術者試験は、電気通信主任技術者資格者証の種類ごとに、郵政大臣が行う。

3 電気通信主任技術者試験の試験科目、受験手続その他電気通信主任技術者試験の実施細目は、郵政省令で定める。

(電気通信主任技術者の義務)

第四十八條 電気通信主任技術者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督の職務を誠実に履行しなければならない。

第二款 端末設備の接続等

(端末設備の接続の技術基準)

第四十九條 第一種電気通信事業者は、利用者から端末設備(電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む)又は同一の建物内であるものをいう。以下同じ。)をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が郵政省令で定める技術基準(当該第一種電気通信事業者が郵政大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。次項及び第五十一条において同じ。)に適合しない場合その他郵政省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができる。

2 前項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定めなければならない。

一 電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。

二 電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること。

三 第一種電気通信事業者の設置する電気通信

回線設備と利用者の接続する端末設備との責任の分界が明確であるようにすること。

(端末機器技術基準適合認定)

第五十條 郵政大臣は、申請により、郵政省令で定める種類の端末設備の機器(以下「端末機器」という。)について、前条第一項の郵政省令で定める技術基準に適合していることの認定(以下「技術基準適合認定」という。)を行う。

2 郵政大臣は、技術基準適合認定をしたときは、郵政省令で定めるところにより、その端末機器に技術基準適合認定をした旨の表示を付するものとする。

3 技術基準適合認定を受けた端末機器以外の端末機器には、前項(第七十二條)において準用する場合を含む。)の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(端末設備の接続の検査)

第五十一條 利用者は、技術基準適合認定を受けた端末機器を接続する場合その他郵政省令で定める場合を除き、端末設備を接続したときは、第一種電気通信事業者の検査を受け、その接続が第四十九條第一項の技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。これを變更したときも、同様とする。

2 第一種電気通信事業者は、端末設備に異常がある場合その他電気通信設備の円滑な提供に支障がある場合において必要と認めるときは、利用者に対し、その端末設備の接続が第四十九條第一項の技術基準に適合するかどうかの検査を受けるべきことを求めることができる。この場合において、当該利用者は、正当な理由がある場合その他郵政省令で定める場合を除き、その請求を拒んではならない。

3 前二項の検査に従事する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(自営電気通信設備の接続)

第五十二條 第一種電気通信事業者は、第一種電気通信事業者以外の者からその電気通信設備

(端末設備以外のものに限る。以下「自営電気通信設備」という。)をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、その請求を拒むことができる。

一 その自営電気通信設備の接続が、郵政省令で定める技術基準(当該第一種電気通信事業者が郵政大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。)に適合しないとき。

二 その自営電気通信設備を接続することにより、当該第一種電気通信事業者の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて当該第一種電気通信事業者が郵政大臣の認定を受けたとき。

2 第四十九條第二項の規定は前項第一号の技術基準について、前条の規定は同項の請求に係る自営電気通信設備の接続の検査について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「第四十九條第一項の技術基準」とあるのは、「第五十二條第一項第一号の技術基準(同号の技術的条件を含む。)」と読み替へるものとする。

(工事担任者による工事の実施及び監督)

第五十三條 利用者は、端末設備又は自営電気通信設備を接続するときは、工事担任者資格者証の交付を受けている者(以下「工事担任者」という。)に、当該工事担任者資格者証の種類に應じ、これに係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければならない。ただし、郵政省令で定める場合は、この限りでない。

2 工事担任者は、その工事の実施又は監督の職務を誠実に履行しなければならない。

(工事担任者資格者証)

第五十四條 工事担任者資格者証の種類及び工事担任者が行い、又は監督することができる端末設備若しくは自営電気通信設備の接続に係る工事の範囲は、郵政省令で定める。

2 第四十五條第三項から第五項まで及び第四十六條の規定は、工事担任者資格者証について準用する。この場合において、第四十五條第三項

第一号中「電気通信主任技術者試験」とあるのは「工事担任者試験」と、同項第三号中「専門的知識及び能力」とあるのは「知識及び技能」と読み替へるものとする。

(工事担任者試験)

第五十五條 工事担任者試験は、端末設備及び自営電気通信設備の接続に必要の知識及び技能について行う。

2 第四十七條第二項及び第三項の規定は、工事担任者試験について準用する。この場合において、同条第二項中「電気通信主任技術者資格者証」とあるのは、「工事担任者資格者証」と読み替へるものとする。

第五節 指定試験機関及び指定認定機関

第一款 指定試験機関

(指定試験機関の指定等)

第五十六條 郵政大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、電気通信主任技術者試験又は工事担任者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、郵政省令で定める区分ごとに、試験事務を行うとする者の申請により行う。

3 郵政大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

4 郵政大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の試験事務を行わなければならないものとする。

(指定試験機関の指定の基準)

第五十七條 郵政大臣は、前条第二項の申請に係る区分の試験事務につき他に指定試験機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 試験事務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

2 郵政大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号の一に該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律又は有線電氣通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

三 第六十六条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第五十九条第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(試験員)

第五十八条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、電氣通信主任技術者として必要な専門的知識及び能力又は工事担任者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、郵政省令で定める要件を備える者(以下「試験員」という。)に行わせなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第五十九条 指定試験機関の役員及び解任は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定試験機関は、試験員を選任し、又は解任

したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 郵政大臣は、指定試験機関の役員又は試験員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分又は第六十一条第一項の試験事務規程に違反したときは、その指定試験機関に対し、その役員又は試験員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第六十条 指定試験機関の役員若しくは職員(試験員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員(試験員を含む。)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第六十一条 指定試験機関は、郵政省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、前項の認可をした試験事務規程が試験事務の適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第六十二条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に郵政大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第六十三条 指定試験機関は、郵政省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに試験事務に関する事項で郵政省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第六十四条 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができ、

(業務の休廃止)

第六十五条 指定試験機関は、郵政大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 郵政大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第六十六条 郵政大臣は、指定試験機関が第五十七条第二項各号(第三号を除く。)の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 郵政大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この款の規定に違反したとき。

二 第五十七条第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

三 第五十九条第三項、第六十一条第二項又は第六十四条の規定による命令に違反したとき。

四 第六十一条第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

第六十七条 郵政大臣は、指定試験機関が第六十五条第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第五十六条第四項の規定にかかわらず、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 郵政大臣は、前項の規定により試験事務を行うこととし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

3 郵政大臣が、第一項の規定により試験事務を行うこととし、第六十五条第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、郵政省令で定める。

第二款 指定認定機関

(指定認定機関の指定)

第六十八条 郵政大臣は、その指定する者(以下「指定認定機関」という。)に技術基準適合認定を行わせることができる。

2 指定認定機関の指定は、郵政省令で定める区分ごとに、技術基準適合認定を行おうとする者の申請により行う。

3 郵政大臣は、指定認定機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の技術基準適合認定を行わないものとする。

(指定認定機関の指定の基準)

第六十九条 郵政大臣は、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定認定機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、技術基準適合認定の業務の実施の方法その他の事項についての技術基準適合認定の業務の実施に関する計画が技術基準適合認定の業務の適確な実施のために適切な

ものであること。

二 前号の技術基準適合認定の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 技術基準適合認定の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて技術基準適合認定の業務が不公平になるおそれがないこと。

四 その指定をすることによつて当該申請に係る区分の技術基準適合認定の業務の適確な実施を阻害することとならないこと。

二 第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

(指定の公示等)

第七十条 郵政大臣は、指定認定機関の指定をしたときは、指定認定機関の名称及び住所、指定に係る区分、技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地並びに技術基準適合認定の業務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定認定機関は、その名称若しくは住所又は技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 郵政大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(技術基準適合認定の義務等)

第七十一条 指定認定機関は、技術基準適合認定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、技術基準適合認定のための審査を行わなければならない。

2 指定認定機関は、技術基準適合認定を行うときは、郵政省令で定める方法に従い、郵政省令で定める要件を備える者(以下「認定員」という。)にその審査を行わせなければならない。

(準用)

第七十二条 第五十条第二項及び第五十九条から第六十七条までの規定は、指定認定機関について準用する。この場合において、第五十九条第

二項及び第三項並びに第六十条中「試験員」とあるのは「第七十一条第二項の認定員」と、第五十九

条第三項、第六十一条及び第六十六条第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「業務規程」と、第六十条、第六十一条、第六十四条、第六十五

条第一項、第六十六条第二項及び第三項並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「技術基準適合認定の業務」と、第六十三条中「試験事務」とあるのは「技術基準適合認定」と、第六十六

条第二項第一号中「この款」とあるのは「第六十一条の規定又は第七十二条において準用するこの款」と、同項第二号中「第五十七条第一項各号」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替へるものとする。

第三章 土地の使用

(土地等の使用権)

第七十三条 第一種電気通信事業者は、第一種電気通信事業の用に供する線路及び空中線並びにこれらの附属設備(以下この章において「線路」と総称する。)を設置するため他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物以下単に「土地等」という。)を利用することが必要かつ適当であるときは、その土地等の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けて、その土地等の所有者(所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下同じ。)に対し、その土地等を使用する権利(以下「使用権」という。)の設定に関する協議を求めることが出来る。第三項の存続期間が満了した後において、その期間を延長して使用しようとするときも、同様とする。

2 前項の認可は、第一種電気通信事業者がその土地等の利用を著しく妨げない限度において使用する場合にすることが出来る。ただし、他の法律によつて土地等を収用し、又は使用することが出来る事業の用に供されている土地等にあつてはその事業のための土地等の利用を妨げない限度において利用する場合に限り、建物その他の工作物にあつては線路を支持するために利

用する場合に限る。

3 第一項の使用権の存続期間は、十五年(地下ケーブルその他の地下工作物又は鉄鋼若しくはコンクリート造の地上工作物の設置を目的とするものにあつては、五十年)とする。ただし、同項の協議又は第七十七条第二項若しくは第三項の裁定においてこれより短い期間を定めたときは、この限りでない。

4 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨をその土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

5 第一項の協議が調つた場合には、第一種電気通信事業者及び土地等の所有者は、郵政省令で定めるところにより、その協議において定めた事項を都道府県知事に届け出るものとする。

6 前項の届出があつたときは、その届け出たところに従い、第一種電気通信事業者がその土地等の使用権を取得し、又は当該使用権の存続期間が延長されるものとする。

(裁定の申請)

第七十四条 前条第一項の規定による協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、第一種電気通信事業者は、郵政省令で定める手続に従い、その土地等の使用について、都道府県知事の裁定を申請することが出来る。ただし、同項の認可があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

2 第一種電気通信事業者は、使用権の存続期間の延長について前項の規定により裁定を申請したときは、その裁定があるまでは、引き続きその土地等を使用することが出来る。

(裁定)

第七十五条 都道府県知事は、前条第一項の規定による裁定の申請を受理したときは、三日以内に、その申請書の写しを当該市町村長に送付するとともに、土地等の所有者に裁定の申請があつた旨を通知しなければならない。

は、三日以内に、その旨を公告し、公告の日から一週間、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による公告をしたときは、公告の日を都道府県知事に報告しなければならない。

4 前三項の規定の適用については、これらの規定中市町村長とあるのは、特別区のある地にあつては「特別区の区長」と、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては「区長」と、全部事務組合のある地にあつては「全部事務組合の管理者」と、役場事務組合のある地にあつては「役場事務組合の管理者」とする。

第七十六条 前条第二項の規定による公告があつたときは、土地等の所有者その他利害関係人は、公告の日から十日以内に、都道府県知事に意見書を提出することが出来る。

第七十七条 都道府県知事は、前条の期間が経過した後、速やかに、裁定をしなければならない。

2 使用権を設定すべき旨を定める裁定において、次の事項を定めなければならない。

一 使用権を設定すべき土地等の所在地及びその範囲

二 線路の種類及び数

三 使用開始の時期

四 使用権の存続期間を定めたときは、その期間

五 対価の額並びにその支払の時期及び方法

3 使用権の存続期間を延長すべき旨を定める裁定においては、延長する期間(延長に際し前項第五号に掲げる事項を変更するときは、延長する期間及び当該変更後の同号に掲げる事項)を定めなければならない。

4 都道府県知事は、第二項第五号に掲げる事項(前項に規定する変更後のものを含む。)については、あらかじめ収用委員会の意見を聴き、これに基づいて裁定しなければならない。この場合において、同号の対価の額の基準は、その使用により通常生ずる損失を償うように、線路及

ら一週間、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

び土地等の種類ごとに政令で定める。 5 都道府県知事は、第七十四条第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を第一種電気通信事業者及び土地等の所有者に通知するとともに、これを公布しなければならない。 6 使用権を設定すべき旨を定める裁定があつたときは、その裁定において定められた使用開始の時期に、第一種電気通信事業者は、その土地等の使用権を取得するものとする。 7 使用権の存続期間を延長すべき旨を定める裁定があつたときは、当該使用権の存続期間は、その裁定において定められた期間延長されるものとする。 8 第三十九条第六項から第八項までの規定は、第七十四条第一項の裁定について準用する。この場合において、第三十九条第六項及び第八項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは「対価の額」と、同項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替へるものとする。 (土地等の一時使用) 第七十八条 第一種電気通信事業者は、次に掲げる目的のため他人の土地等を利用することが必要であつて、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、一時これを使用することができ。ただし、建物その他の工作物にあつては、線路を支持するために利用する場合に限る。 一 線路に関する工事の施行のために必要な資材及び車両の置場並びに土石の捨場の設置 二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合に合その他特にやむを得ない事由がある場合における重要な通信を確保するための線路その他の電気通信設備の設置 三 測標の設置 2 第一種電気通信事業者は、前項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において十五日以内の期間一時使用する	ときは、この限りでない。 3 第一種電気通信事業者は、第一項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、あらかじめ、土地等の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用開始の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。 4 第一項の規定により一時使用しようとする土地等が居住の用に供されているときは、その居住者の承諾を得なければならない。 5 第一項の規定による一時使用の期間は、六月(同項第二号に規定する場合において仮線路又は測標を設置したときは、一年)を超えることができない。 6 第一項の規定による一時使用のため他人の土地等に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面(同項ただし書の場合にあつては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない)を携帯し、関係人に(土地の立入り) 第七十九条 第一種電気通信事業者は、線路に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、他人の土地に立ち入ることができる。 2 前条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、第一種電気通信事業者が前項の規定により他人の土地に立ち入る場合について準用する。 (通行) 第八十条 第一種電気通信事業者は、線路に関する工事又は線路の維持のため必要があるときは、他人の土地を通行することができる。 2 第五十一条第三項並びに第七十八条第三項及び第四項の規定は、第一種電気通信事業者が前項の規定により他人の土地を通行する場合について準用する。 (植物の伐採) 第八十一条 第一種電気通信事業者は、植物が線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が線路に関する測量、実地調査若しくは工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、都道府県知事の許可を受け、その植物を伐採し、又は移植することができる。 2 第一種電気通信事業者は、前項の規定により植物を伐採し、又は移植するときは、あらかじめ、植物の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採又は移植の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。 3 第一種電気通信事業者は、植物が線路に障害を及ぼしている場合において、その障害を放置するときは、路線を著しく損壊し、通信の確保に重大な支障を生ずると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受け、その植物を伐採し、又は移植することができる。この場合においては、伐採又は移植の後、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出るとともに、植物の所有者に通知しなければならない。 (損失補償) 第八十二条 第一種電気通信事業者は、第七十八条第一項の規定により他人の土地等を一時使用し、第七十九条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第八十条第一項の規定により他人の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したことによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。 2 前項の規定による損失の補償について、第一種電気通信事業者と損失を受けた者との間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、第一種電気通信事業者又は損失を受けた者は、郵政省令で定める手続に従い、都道府県知事の裁定を申請することができる。 3 第三十九条第三項から第八項までの規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、同条第三項中「郵政大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「答弁書」とあるのは「答弁書(損失を受けた者に通知する場合にあつては、意見書)」と、同条第四項中「郵政大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第六項及び第八項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは「補償金の額」と、同項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替へるものとする。 4 損失の補償をすべき旨を定める裁定においては、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。 (線路の移転等) 第八十三条 線路が設置されている土地等又はこれに近接する土地等の利用の目的又は方法が変更されたため、その線路が土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになったときは、その土地等の所有者は、第一種電気通信事業者、線路の移転その他支障の除去に必要な措置をすべきことを請求することができる。 2 第一種電気通信事業者は、前項の措置が業務の遂行上又は技術上著しく困難な場合を除き、同項の措置をしなければならない。 3 第一項の措置について、第一種電気通信事業者と土地等の所有者との間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、第一種電気通信事業者又は土地等の所有者は、郵政省令で定める手続に従い、都道府県知事の裁定を申請することができる。 4 第七十五条、第七十六条並びに第七十七条第一項及び第五項の規定は、前項の裁定について準用する。 5 第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置に要する費用の全部又は一部を土地等の所有者が負担すべき旨を定めることができる。 6 第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置をすべき時期(前項の場合にあつては、その時期並びに土地等の使用者が負担すべき費用の額、支払の時期及び支払の方法)を定めなければならない。 7 第四項において準用する第七十七条第五項の	失を受けた者に通知する場合にあつては、意見書)」と、同条第四項中「郵政大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第六項及び第八項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは「補償金の額」と、同項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替へるものとする。 4 損失の補償をすべき旨を定める裁定においては、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。 (線路の移転等) 第八十三条 線路が設置されている土地等又はこれに近接する土地等の利用の目的又は方法が変更されたため、その線路が土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになったときは、その土地等の所有者は、第一種電気通信事業者、線路の移転その他支障の除去に必要な措置をすべきことを請求することができる。 2 第一種電気通信事業者は、前項の措置が業務の遂行上又は技術上著しく困難な場合を除き、同項の措置をしなければならない。 3 第一項の措置について、第一種電気通信事業者と土地等の所有者との間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、第一種電気通信事業者又は土地等の所有者は、郵政省令で定める手続に従い、都道府県知事の裁定を申請することができる。 4 第七十五条、第七十六条並びに第七十七条第一項及び第五項の規定は、前項の裁定について準用する。 5 第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置に要する費用の全部又は一部を土地等の所有者が負担すべき旨を定めることができる。 6 第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置をすべき時期(前項の場合にあつては、その時期並びに土地等の使用者が負担すべき費用の額、支払の時期及び支払の方法)を定めなければならない。 7 第四項において準用する第七十七条第五項の
---	---	---

規定による公告があつたときは、裁定の定めるところに従い、第一種電気通信事業者と土地等の所有者との間に協議が調つたものとみなす。

8 第三十九条第六項から第八項までの規定は、第三項の裁定について準用する。この場合において、同条第六項及び第八項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは「費用の負担の額」と、同項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替へるものとする。

(原状回復の義務)

第八十四条 第一種電気通信事業者は、土地等の使用を終わつたとき、又はその使用する土地等を第一種電気通信事業の用に供する必要があるとなつたときは、その土地等を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、これを返還しなければならない。

(公用水面の使用)

第八十五条 第一種電気通信事業者は、公共の用に供する水面(以下「水面」という。)に電気通信事業の用に供する海底線路(以下「海底線路」という。)を敷設しようとするときは、あらかじめ、次の事項を郵政大臣及び関係都道府県知事(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場たる水面については、農林水産大臣を含む。次項において同じ。)に届け出なければならない。

- 一 海底線路の位置及び次条第一項の申請をしようとする区域
- 二 工事の開始及び完了の時期
- 三 工事の概要

2 関係都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合において、漁業権(漁業法による漁業権)という。以下同じ。)に関する利害関係人若しくは同項第一号の区域において次条第四項の政令で定める漁業を現に適法に行つてゐる者の意見により、又は漁業に対する影響を勘案して、前項の届出に係る事項を変更する必要があると認めるときは、他の関係都道府県知事がある場合にあつては必要な協議を行つた上、届出があつた日から三十日以内に、その旨を郵政大臣及び当該第一種電気通信事業者へ通知することができ。

3 第一種電気通信事業者は、前項の規定による通知を受けた場合には、当該事項を変更しなればならない。ただし、当該事項の変更がその業務の遂行上著しい支障がある場合において、その変更を要しない旨の郵政大臣の認可を受けたときは、その事項については、この限りでない。

(海底線路の保護)

第八十六条 郵政大臣は、第一種電気通信事業者の申請があつた場合において、前条に定める敷設の手續を経た海底線路を保護するため必要があるときは、その海底線路から千メートル(河川法(昭和三十一年法律第六十七号)が適用され、又は準用される河川(以下「河川」という。)については、五十メートル)以内の区域を保護区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、告示によつて行う。

3 第一種電気通信事業者は、第一項の規定による保護区域の指定があつたときは、郵政省令で定めるところにより、これを示す陸標を設置し、かつ、その陸標の位置を公告しなければならない。

4 何人も、第一項の保護区域内において、船舶をびよう泊させ、底びき網を用いる漁業その他の政令で定める漁業を行い、若しくは土砂を掘採し、又は前項の陸標に舟若しくはいかだをつないでなければならない。ただし、河川管理者が河川工事を行う場合、海岸法(昭和三十一年法律第百一十号)第二条第二項に規定する海岸管理者以下この条において「海岸管理者」という。)が同法第二条第一項に規定する海岸保全施設(以下この項において「海岸保全施設」という。)に関する工事を施行する場合又は同法第六条第一項の規定により主務大臣が海岸保全施設に関する

工事を施行する場合においてやむを得ない事情があるとき、その他政令で定める場合は、この限りでない。

5 都道府県知事(漁業法(昭和三十一年法律第二百六十七号)第百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合は、農林水産大臣。次項において同じ。)は、第一種電気通信事業者の申請があつた場合において、海底線路を保護する必要があると認めるときは、第一項の保護区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命ずることができる。

6 都道府県知事は、第一項の保護区域内の水面における漁業権の設定については、海底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

7 海岸管理者は、第一項の保護区域の水面における施設若しくは工作物の設置又は行為の許可については、海底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

第八十七条 第一種電気通信事業者は、前条第五項の規定による漁業権の取消し、変更又はその行使の停止によつて生じた損失を当該漁業権者に對し補償しなければならない。

2 漁業法(昭和三十一年法律第二百六十七号)第百三十九条第六項から第十一項までの規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第九項中「国」とあり、及び同条第十項中「政府」とあるのは、「第一種電気通信事業者」と読み替へるものとする。

第八十八条 船舶は、海底線路の敷設若しくは修理に従事している船舶であつて、その旨を示す標識を掲げているものから千メートル以内で郵政省令で定める範囲内(河川については、五十メートル以内又は敷設若しくは修理中の海底線路の位置を示す浮標であつて、その旨の標識を掲げているものから四百メートル以内で郵政省令で定める範囲内(河川については、三十メートル以内)の水面を航行してはならない。

第四章 雑則

(許可等の条件)

第八十九条 許可又は認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、許可若しくは認可の趣旨に照らして、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。

(適用除外等)

第九十条 この法律の規定は、次に掲げる電気通信事業については、適用しない。

一 専ら一の者(電気通信事業者たる一の者を除く。)に電気通信役務を提供する電気通信事業

二 その一部の設置の場所が他の一部の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内である電気通信設備その他郵政省令で定める基準に満たない規模の電気通信設備により電気通信役務を提供する電気通信事業

三 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を提供する第二種電気通信事業

2 前項の規定にかかわらず、第三条及び第四条の規定は、同項各号に掲げる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信についても適用する。

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第九十一条 証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして郵政省令で定める株式を発行している会社である第一種電気通信事業者は、その株式を取得した第十一号第四号から第六号までに掲げる者又はこれらの者の占める議決権の割合が郵政省令で定める割合以上である法人若しくは団体(次項において「外国人等」という。)から、その氏名及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより同条第七号に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載することを拒むことができる。

2 前項の第一種電気通信事業者は、郵政省令で

定めるところにより、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならない。ただし、その割合が郵政省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

(報告及び検査)

第九十二条 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、第一種電気通信事業者若しくは特別第二種電気通信事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関若しくは指定認定機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定試験機関若しくは指定認定機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協議等)

第九十三条 この法律の規定により、第二種電気通信事業に関し、郵政大臣が郵政省令(政令で定めるものに限る。)を定め、若しくは命令その他の処分(政令で定めるものに限る。)を行う場合又は郵政大臣に対し第二種電気通信事業に関する届出(政令で定めるものに限る。)若しくは登録の申請があつた場合における必要な関係行政機関との協議、これに対する通知その他の手続については、政令で定める。

(審議会への諮問)

第九十四条 郵政大臣は、次に掲げる処分等をしたようとするときは、政令で定める審議会(以下この条において「審議会」という。)に諮り、その決定を尊重してこれを行なうなければならない。た

だし、審議会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第九条第一項の規定による第一種電気通信事業の許可

二 第十四条第一項の規定による第一種電気通信事業者の電気通信業務の種類等の変更の許可

三 第二十一条第三項の規定による政令の制定、変更又は廃止の立案

四 第三十一条第一項の規定による第一種電気通信事業者の契約約款に関する認可

五 第四十一条第一項、第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定による技術基準に係る郵政省令の制定、変更又は廃止

(聴聞)

第九十五条 郵政大臣は、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十八条第一項、第三十六条第一項若しくは第二項、第三十七条、第三十九条第一項、第四十六条第五十四条第二項において準用する場合を含む。、第五十九条第三項(第七十二条において準用する場合を含む。、又は第六十六条第一項第七十二条において準用する場合を含む。、)の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。

3 第一項の聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事業について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(不服申立ての手続における聴聞)

第九十六条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、前条の規定の例により聴聞をした後にしなければならない。

(指定試験機関等の処分についての審査請求)

第九十七条 この法律の規定による指定試験機関

又は指定認定機関の処分に対する不服がある者は、郵政大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(手数料)

第九十八条 第十二条第四項の規定による確認を受ける者、電気通信主任技術者試験若しくは工事担任者試験を受けようとする者、技術基準適合認定を受けようとする者又は電気通信主任技術者資格者証若しくは工事担任者資格者証の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。

2 前項の手料は、指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の、指定認定機関が行う技術基準適合認定を受けようとする者の納めるものについては当該指定認定機関の、その他のものについては国庫の収入とする。

(経過措置)

第九十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するとき、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第一百条 第九条第一項の規定に違反して第一種電気通信事業を営んだ者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百一条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十八条第一項の規定に違反して第一種電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

二 第三十四条の規定に違反して電気通信業務の提供を拒んだ者

第一百二条 みだりに電気通信事業者の事業用電気

通信設備を操作して電気通信業務の提供を妨害した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第一種電気通信事業又は特別第二種電気通信事業に従事する者が、正当な理由がないのに電気通信事業者の事業用電気通信設備の維持又は運用の業務の取扱いをせず、電気通信業務の提供に障害を生ぜしめたときも、前項と同様とする。

3 第一項の未遂罪は、罰する。

第一百三条 第二十四条第一項の規定に違反して特別第二種電気通信事業を営んだ者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信(第九十条第二項に規定する通信を含む。、)の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第一百五條 第六十条第一項(第七十二条において準用する場合を含む。、)の規定に違反してその職務に関し知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百六條 第六十六条第二項(第七十二条において準用する場合を含む。、)の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定認定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百七條 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項の規定に違反して第九条第二項第二号から第四号までの事項を変更した者

二 第十五条第一項の規定に違反して電気通信業務の一部を委託した者

三 第三十一条第三項の規定に違反して電気通信業務を提供した者

四 第三十六条第一項若しくは第二項、第三十七条、第三十九条第一項又は第四十二条の規定による命令又は処分違反した者

五 第三十八条第一項又は第四十条の規定に違反して協定又は契約を締結し、変更し、又は廃止した者

六 第四十四条第一項の規定に違反して電気通信主任技術者を選任しなかつた者

第百八条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第一項の規定に違反して一般第二種電気通信事業を営んだ者

二 第二十七條第一項の規定に違反して第二十四條第二項第二号又は第三号の事項を変更した者

三 第三十一条第六項において準用する同条第三項の規定に違反して電気通信業務を提供した者

四 第五十条第三項の規定に違反して技術基準適合認定をした旨の表示又はこれと紛らわしい表示を付した者

第百九条 第九十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした電気通信事業者又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した第一種電気通信事業者若しくは特別第二種電気通信事業者の役員若しくは職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第百十條 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定認定機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第六十三條第七十二條において準用する場合を含む。の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第六十五条第一項(第七十二条において準用する場合を含む。の規定に違反して試験事務又は技術基準適合認定の業務の全部を廃止したとき。

三 第九十二条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第百十一條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十二條第五項(第十四條第四項において準用する場合を含む。)、第二十二條第三項、第二十三條第二項若しくは第三項(第三十条において準用する場合を含む。)、第四十三條第一項若しくは第二項又は第四十四條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十二條第一項の規定に違反して契約約款を揭示しなかつた者

三 第三十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第八十六条第四項又は第八十八条の規定に違反した者

第百十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百条から前条までの違反行為(第百二條、第百五條、第百六條及び第百十條の違反行為を除く。)をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第百十三條 第三十三條の規定に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

第百十四條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十三條、第十四條第二項、第二十二條第二項、第二十三條第四項(第三十条において準用する場合を含む。又は第二十七條第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 正当な理由がないのに第四十六条(第五十条第二項において準用する場合を含む。の規定による命令に違反して電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証を返納しなかつた者

三 第八十六条第三項の規定に違反した者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行の日から三年以内、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(公衆電気通信法の廃止)

第三条 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)は、廃止する。

(経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に解散前の日本電信電話公社(以下「旧公社」という。))が行つている公衆電気通信業務に係る事業であつて第一種電気通信事業に該当し、又はこれとみなされるものについては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))に日本電信電話株式会社(以下「日本電電」という。))が第九條第一項の許可を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に国際電信電話株式会社(以下「国際電電」という。))が行なつている公衆電気通信業務に係る事業であつて第一種電気通信事業に該当し、又はこれとみなされるものについては、施行日に第九條第一項の許可を受けたものとみなす。

3 日本電電及び国際電電は、前二項に規定する事業に関し、郵政省令で定める事項を施行日から一月以内に、郵政大臣に届け出なければならぬ。

第五条 電報の事業(配達業務を含む。次項において同じ。))は、当分の間、第一種電気通信事業とみなし、日本電電及び国際電電のみがこれを行うことができる。この場合において、日本電電及び国際電電が行う電報の取扱いの業務は、電気通信業務とみなし、当該業務の提供の業務は、電気通信業務とみなして、この法律の規定(罰則を含む。))を適用する。

2 日本電電及び国際電電は、第十五條第一項の規定にかかわらず、郵政省令で定めるところにより、電報の事業に係る業務の一部を委託することができる。

3 前二項に規定するもののほか、電報の取扱いに係る業務又は役務に関し必要な事項は、郵政省令で定める。

第六条 この法律の施行の際現にこの法律による廃止前の公衆電気通信法(以下「旧公衆法」という。))第五十五條の十三第三項の郵政省令で定める場合に該当するものとして一般第二種電気通信事業に相当する事業を営んでいる者は、施行日に第二十二條第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第七条 この法律の施行の際現に旧公衆法第七條から第十條までの規定に基づき旧公社又は国際電電が行つていた公衆電気通信業務の一部の委託については、施行日において定められているその期限までの間は、日本電電又は国際電電が第十五條第一項の認可を受け、又は附則第五條第二項の規定に基づいて行つていた委託とみなす。

第八条 附則第四條第一項又は第二項の規定による第九條第一項の許可を受けたものとみなされた第一種電気通信事業に係る電気通信業務の提供に関しこの法律の規定により認可を必要とする事項については、日本電電及び国際電電は、施行日から二月以内に、その認可の申請をしなればならない。

2 日本電電及び国際電電は、施行日から前項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、従前の条件でその電気通信業務を提供することができる。

業とみなし、日本電電及び国際電電のみがこれを行うことができる。この場合において、日本電電及び国際電電が行う電報の取扱いの業務は、電気通信業務とみなし、当該業務の提供の業務は、電気通信業務とみなして、この法律の規定(罰則を含む。))を適用する。

2 日本電電及び国際電電は、第十五條第一項の規定にかかわらず、郵政省令で定めるところにより、電報の事業に係る業務の一部を委託することができる。

3 前二項に規定するもののほか、電報の取扱いに係る業務又は役務に関し必要な事項は、郵政省令で定める。

第六条 この法律の施行の際現にこの法律による廃止前の公衆電気通信法(以下「旧公衆法」という。))第五十五條の十三第三項の郵政省令で定める場合に該当するものとして一般第二種電気通信事業に相当する事業を営んでいる者は、施行日に第二十二條第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第七条 この法律の施行の際現に旧公衆法第七條から第十條までの規定に基づき旧公社又は国際電電が行つていた公衆電気通信業務の一部の委託については、施行日において定められているその期限までの間は、日本電電又は国際電電が第十五條第一項の認可を受け、又は附則第五條第二項の規定に基づいて行つていた委託とみなす。

第八条 附則第四條第一項又は第二項の規定による第九條第一項の許可を受けたものとみなされた第一種電気通信事業に係る電気通信業務の提供に関しこの法律の規定により認可を必要とする事項については、日本電電及び国際電電は、施行日から二月以内に、その認可の申請をしなればならない。

2 日本電電及び国際電電は、施行日から前項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、従前の条件でその電気通信業務を提供することができる。

第九条 旧公社と締結した契約に基づく旧公衆法の規定による電話加入権については、当分の間、旧公衆法第三十八條から第三十八條の三までの規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧公衆法第三十八條第一項及び第二項中「公社」とあるのは「日本電信電話株式会社」と、同条第四項中「賃権の目的」とあるのは「電話加入権」とする。電話加入権質に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第三十八号)に定める場合を除き、賃権の目的とすることができない」と、旧公衆法第三十八條の二及び第三十八條の第三項中「電話取扱局」とあるのは「日本電信電話株式会社において電話に関する現業事務を取り扱う事務所」とする。

2 施行日以後に、日本電電と締結する契約に基づく権利であつて、前項の電話加入権に相当するものとして郵政省令で定める要件に該当するものについては、旧公衆法第三十八條から第三十八條の三までの規定が同項の規定によりなおその効力を有する間は、同項の電話加入権に關して適用されるこれらの規定の例による。

第十条 この法律の施行の際現に国際電電が旧公衆法第八條の認可を受けて締結している協定又は契約については、当該協定又は契約に定められている期限までの間は、第四十條の認可を受けて締結しているものとみなす。

第十一条 日本電電又は国際電電についての第四十三條第一項の規定の適用については、同項中「事業の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後、遅滞なく」とする。

第十二條 第四十四條第一項の規定は、日本電電又は国際電電については、施行日から六月間は、適用しない。

第十三條 この法律の施行の際現に旧公衆法第五十五條の八、第五十五條の十一第三項(旧公衆法第五十五條の十八において準用する場合を含む。)、第五十五條の十三の二第一項、第五十五條の二十一、第五十五條第一項若しくは第八條

の二又は第五十五條の十六若しくは第六十六條の規定に基づき、公衆電気通信業務の利用者等が設置し、電気通信回線設備に接続している端末設備又は私設回線設備については、第五十一條第一項前段(第五十二條第二項において準用する場合を含む。の)検査を受け技術基準に適合していると認められた端末設備又は自営電気通信設備とみなす。

第十四條 この法律の施行の際現に旧公衆法第五十五條の十七若しくは第五十五條第七項の規定又は第八十八條の二に規定する契約約款の条項に基づく工事担任者である者は、施行日から六月間、従前の資格の範囲内において第五十三條第一項に規定する工事担任者とみなす。次項の規定による届出をした場合において、工事担任者資格者証の交付があるまでの間も、同様とする。

2 前項に規定する者は、郵政省令で定めるところにより、同項に規定する期間に郵政大臣に届出をしたときは、第五十四條第二項において準用する第四十五條第三項第三号の認定を受けたものとみなす。

第十五條 この法律の施行前に旧公社又は国際電電が旧公衆法第八條第一項の規定により行つた届出は、日本電電又は国際電電が第八十五條第一項の規定により行つた届出とみなす。

第十六條 この法律の施行の際現に旧公衆法第八十一條第一項の規定により指定されている区域については、第八十六條第一項の規定による保護区域の指定があつたものとみなす。

第十七條 この法律の施行前に、旧公衆法又はこれに基づく命令により旧公社若しくは国際電電に対して行い、又はこれらの者が行つた処分、手続その他の行為は、この法律の相当する規定により、日本電電若しくは国際電電に対して行い、又はこれらの者が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

第十八條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前の旧公社又は国際電電の取扱に係る通信の秘密に關しては、旧公衆法第一百二十二條の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「公衆電気通信業務に従事する者」とあるのは、「電気通信事業法の施行の際公衆電気通信業務に従事していた者で同法の施行後引き続き電気通信事業に従事するもの」とする。

第十九條 第十一條第一号及び第三号、第二十六條第一項第一号及び第三号並びに第五十七條第二項第二号及び第四号イ(第六十九條第二項において準用する場合を含む。の)の規定の適用については、この法律の施行前に旧公衆法の規定により罰金以上の刑に處せられ、若しくはこの法律の施行後に前条の規定によりなおその例によることとされ、若しくはなおその効力を有することとされる旧公衆法の規定により罰金以上の刑に處せられた者(その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者に限る。の)又はこれらの者をその役員に含む法人若しくは団体は、これらの規定に該当する者とみなす。

(政令への委任)

第二十條 附則第四條から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

理由

今後における社会経済の進展及び電気通信分野における技術革新等に対処するため、電気通信事業に競争原理を導入することによりその効率化、活性化を推進するとともに、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするに、電気通信業務の円滑な提供を確保し、及び利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

電話設備費負担臨時措置法及び電信電話債券に係る需給調整資金の設置に關する臨時措置法の廃止

第一条 次の法律は、廃止する。

一 電話設備費負担臨時措置法(昭和二十六年法律第二百二十五号)

二 電信電話債券に係る需給調整資金の設置に關する臨時措置法(昭和三十三年法律第五十七号)

(會計検査院法の一部改正)

第二条 會計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條第六号中、「日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第四十八條の二第二項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第七十條第二項」を「及び日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第四十八條の二第二項に改める。

第二十三條第一項第二号中、「日本国有鉄道及び日本電信電話公社以外のものが国又は公社(日本国有鉄道又は日本電信電話公社をいう。以下同じ。の)」を「及び日本国有鉄道以外のものが国又は日本国有鉄道」に改め、同項第三号及び第五号から第七号までの規定中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第二十九條第六号中、「日本国有鉄道法第四十八條の二第二項及び日本電信電話公社法第七十條第二項」を「及び日本国有鉄道法第四十八條の二第二項」に改める。

第三十一條、第三十三條、第三十五條第一項及び第三十七條第二項中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四十三条中「日本電信電話公社を「日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第百五十六号)の」に改める。

附則第四十四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社に改める。

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)

第四条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「公共企業体又はを公共企業体、日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第百五十六号)の」に改める。

附則第四十四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社又はに改める。

(国家公務員等退職手当法の一部改正)

第五条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「又は日本電信電話公社及びこれらの法人の」を削る。

(国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「日本電信電話公社を「日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第百五十六号)の」に改める。

附則第四十四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社に改める。

(北海道開発法の一部改正)

第八条 北海道開発法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社を」又は日本国有鉄道に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第九条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百一条第一項中「日本電信電話公社を」日本電信電話株式会社に改める。

第一百一条の見出し中「公共電気通信設備」を「電気通信設備」に改め、同条第一項中「公共電気通信設備」を「電気通信事業法(昭和五十九年法律第百五十六号)の」に改める。

第二条第五号に規定する電気通信設備に、「第三条第三項第三号」を「第三条第四項第三号」に改める。

(国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部改正)

第十条 国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(昭和五十六年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「日本国有鉄道等」を「日本国有鉄道」に改め、同条第二項を削る。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正)

第十一条 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「日本電信電話公社その他」を削る。

第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備に、「第三条第三項第三号」を「第三条第四項第三号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第七十九条中「公共電気通信設備」を「電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備」に、「第三条第三項第三号」を「第三条第四項第三号」に改める。

(工場抵当法の一部改正)

第十三条 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「又ハ」を「若ハ」に改め、「供給」の下に「又ハ電気通信設備ノ提供」を加える。

(国債整理基金特別会計法の一部改正)

第十四条 国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「日本電信電話公社施行法(昭和二十七年法律第百五十一号)第八條第二項」及び「日本電信電話公社」を削る。

(会計法の一部改正)

第十五条 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の十二中「公共電気通信の役務」を「電気通信役務」に改める。

(財政法第三條の特例に関する法律の一部改正)

第十六条 財政法第三條の特例に関する法律(昭和二十三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二号中「電信、電話」を削る。

付に関する法律(昭和二十四年法律第百七十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「日本国有鉄道及び日本電信電話公社」及び日本国有鉄道に改める。

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正)

第十九条 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「日本電信電話公社」を削る。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第二十条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「日本電信電話公社」を削る。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)

第二十一条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「公社等」を「日本国有鉄道」に改め、同条中「及び日本電信電話公社(以下「公社等」という。))」を削り、「当該公社等の負担」を「その負担」に、「当該公社等の予算」を「日本国有鉄道の予算」に改める。

第三条中「公社等」を「日本国有鉄道」に、「補てん」を「補てん」に改める。

(資産再評価法の一部改正)

第二十二條 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第五條第四号を次のように改める。

四 削除

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

第一條第十一号(附屬の三)

通信委員会大蔵委員会社会労働委員会連合審査会議録第一号

昭和五十九年七月十八日

三五

第二十三条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中、「日本電信電話公社」を削る。

第十條第一項中「日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「日本国有鉄道」に改め、「及び日本電信電話公社」を削る。

(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正)

第二十四條 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号を次のように改める。

四 削除

第二条第二項第四号を次のように改める。

四 削除

(鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律の一部改正)

第二十五條 鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律(昭和二十八年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

題名中「及び電信電話債券」を削る。

本則中「及び日本電信電話公社」及び「及び電信電話債券」を削り、「並びにこれらの者が」を「及びその」に改める。

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第二十六條 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中第九章 日本たばこ産業共済組合に係る特例(第百十一條の二、第百十一條の三)を「第九章 日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合に係る特例(第百十一條の二、第百十一條の三)」に改める。

第二条第一項第一号ロ中「若しくは第三十一条第一項又は日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第三十二条第一項若しくは

は第三十三條第一項」を「又は第三十一條第一項」に改め、同項第七号ロを削り、「ハをロとし、同号に次のように加える。

ハ 日本電信電話株式会社

第八條第一項中「及び日本電信電話公社の總裁」を削り、「日本たばこ産業株式会社」を「日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社」に改める。

第十二條の見出し中「若しくは日本電信電話公社」を削り、同条第三項中「又は日本電信電話公社の總裁」及び「又は郵政大臣」を削り、「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第九十九條第一項第二号及び同条第二項第二号中、「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改め、同条第三項中、「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」と改め、「(以下)日本たばこ産業共済組合」という。の下に「及び日本電信電話株式会社」に所属する職員をもつて組織する組合(以下「日本電信電話共済組合」という。)を加え、同条第四項中、「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改める。

第九條 日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合に係る特例
第百十一條の二の見出し及び同条第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加え、「定款」を「それぞれ定款」に改め、同条第二項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加え、同条第三項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

第百十一條の三の見出し及び同条第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加え、「定款」を「それぞれ定款」に改め、同条第二項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加え、同条第三項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

第百十一條の四「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加える。

第百十一條の五「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加える。

の下に「及び日本電信電話共済組合」を加える。
第百十一條の五第一項中「日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。))」を「日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社(以下「会社」と総称する。))」に改め、「日本たばこ産業共済組合の運営規則で定める者は、当該組合を、日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合の運営規則で定める者は、それぞ

れの組合」に改める。
第百十一條の六中「会社」を「指定に係るそれぞれの会社」に改める。

第百十一條の七第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加え、「当該組合」を「それぞれの組合」に改め、同条第四項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

第百十一條の八から第百十一條の十までの規定中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

第百十二條第二項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加える。

第百十六條第五項第二号を削り、第三号を第二号とし、同項に次の一号を加える。
三 日本電信電話株式会社 郵政大臣
第百十六條第六項中「厚生大臣の下に(日本電信電話株式会社に係る指定にあつては、厚生大臣及び郵政大臣)」を加える。

第百二十三條ただし書中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

附則第十三條の十一の見出し中「国鉄共済組合等」を「国鉄共済組合」に改め、同条第一項中「又は日本電信電話公社に所属する職員をもつて組織する組合(以下「日本電信電話公社共済組合」という。))」を削り、同条第二項中「又は日本

電信電話公社共済組合」を削り、同条第三項中「日本電信電話公社並びに」及び「及び日本電信電話公社共済組合」を削る。

附則第十四條の十第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加える。

附則第二十條の二第一項及び第二項中、「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改める。

附則第二十條の三「当該組合」を「日本電信電話共済組合並びにこれらの組合」に改める。
(接収貴金属等の処理に関する法律の一部改正)
第二十七條 接収貴金属等の処理に関する法律(昭和三十四年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十六條第三項中、「日本電信電話公社」を削る。
(所得税法の一部改正)
第二十八條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本電信電話公社の項を削る。
(法人税法の一部改正)
第二十九條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本電信電話公社の項を削る。
(印紙税法の一部改正)
第三十條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二日本電信電話公社の項を削る。
(登録免許税法の一部改正)
第三十一條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

四十七の二 電気通信事業の許可又は登録

別表第一第四十七号の次に次のように加える。

- (一) 電気通信事業法(昭和五十九年法律第九十条第一項(第一種電気通信事業の許可)の第一種電気通信事業の許可)
- (二) 電気通信事業法第二十四条第一項(特別第二種電気通信事業の登録)の特別第二種電気通信事業の登録

許可件数	一件につき十五万円
登録件数	一件につき十五万円

別表第一第四十八号中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

別表第二日本電信電話公社の項を削る。

(航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部改正)

第三十二条 航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律昭和五十二年法律第五十四号の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の規定に基づき、」を削る。

(国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十三条 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八十六条、第八十八条及び第九十条中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

(災害救助法の一部改正)

第三十四条 災害救助法(昭和二十二年法律第一百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「公衆電気通信設備」を「電気通信事業法(昭和五十九年法律第九号)第二十五条に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備」に、「第三条第三項第三号」を「第三条第四項第三号」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第三十八条 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四十一条 農林中央金庫ハ当分ノ間第十六条ノ規定ニ拘ラズ日本電信電話株式会社ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ預リ金ヲ為シ又ハ主務大

第三十五条 医療法(昭和二十三年法律第二百五

号)の一部を次のように改正する。

第一類第十一号(附属の三)

通信委員会大蔵委員会社会労働委員会連合審査会議録第一号

臣ノ認可ヲ受ケ日本電信電話株式会社ノ業務ノ一部ヲ代理スルコトヲ得

第十五条第一項及び第二項中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

(漁港法の一部改正)

(郵便法の一部改正)

第三十九条 漁港法(昭和二十五年法律第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第四十五条 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

(海岸法の一部改正)

第四十六条 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四十条 海岸法(昭和三十一年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

第四十七条 電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十号第二項中、「日本電信電話公社」を削る。

第四十八条 電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第五十条第二項第六号中「の開設するもの」の下に「(電気通信業務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第九号)第二十六条第六号の電気通信業務をいう。以下同じ。)を行うことを目的とするものを除く。)」を加える。

第四十一条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十一条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第九号)第二十六条第六号の電気通信業務をいう。以下同じ。を行うことを目的とするものを除く。を加える。

第六十二条 商工組合中央金庫ハ当分ノ間第三十条ノ規定ニ拘ラズ日本電信電話株式会社ヨリ預金ノ受入ヲ為シ又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ日本電信電話株式会社ノ業務ノ一部ヲ代理スルコトヲ得

第五十二条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第九号)第二十六条第六号の電気通信業務をいう。以下同じ。を行うことを目的とするものを除く。を加える。

(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正)

第五十三条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第九号)第二十六条第六号の電気通信業務をいう。以下同じ。を行うことを目的とするものを除く。を加える。

第四十二条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五十四条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第九号)第二十六条第六号の電気通信業務をいう。以下同じ。を行うことを目的とするものを除く。を加える。

第二条第二項中「公共企業体(日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいう。以下同じ。)」を「日本国有鉄道に改める。」

第五十五条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第九号)第二十六条第六号の電気通信業務をいう。以下同じ。を行うことを目的とするものを除く。を加える。

昭和五十九年七月十八日

第九十九条の二中「地方電波監理局長」を「地方電気通信監理局長」に改める。

第九十九条の三第三項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「その他の電気通信事業者を」を「その他電気通信の事業を営む者に」、「職権若しくは」を「職権又は」に、「この条中」を「この条において」に改める。

第九十九条の十一第一項第一号中「第四条第一項第一号及び第二号」を「第四条第一号及び第二号」に改める。

第二百一条の二第一項第一号中「公衆通信業務」を「電気通信業務」に改め、同条第二項中「行なわなければ」を「行わなければ」に、「公衆通信障害防止区域」を「電気通信業務障害防止区域」に改め、同条第三項中「備えつけ」を「備え付け」に、「公衆通信障害防止区域」を「電気通信業務障害防止区域」に改める。

第二百一条の六中「公衆通信障害防止区域」を「電気通信業務障害防止区域」に、「行ない」を「行い」に、「行なわせば」を「行わせば」に改め、同条第二号中「行なう」を「行う」に、「とつた」を「調つた」に改める。

第二百三条の二第二項第二号中「公衆通信業務」を「電気通信業務」に改め、同項第三号中「公衆通信」を「前号に掲げるもの」に改める。

第二百四条の四中「地方電波監理局長」を「地方電気通信監理局長」に改める。

第二百八条の二第一項中「公衆通信業務」を「電気通信業務」に改める。

第二百八条第一号中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

附則第十三項の前の見出しを削り、同項を次のように改め、附則第十四項を削る。

(電報の事業に関する経過措置)

13 電気通信事業法附則第五項第一項の規定により電報の事業が第一種電気通信事業とみなされる間は、第五項第二項第六号、第十六条の二、第五十条第一項、第六十三条第一項、第二百二条の二第一項第一号、第二百三条の二第

二項第二号及び第二百八条の二第一項に規定する電気通信業務には、当該電報の事業に係る業務が含まれるものとする。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律の一部改正)

第四十八条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律(昭和二十七年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

題名中「公衆電気通信法」を「電気通信事業法」に改める。

第一条中「電信及び電話」を「電気通信役務」に、「公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)」を「電気通信事業法(昭和五十九年法律第七号)」に改める。

第三条中「電信及び電話」を「電気通信役務」に改める。

(国際電信電話株式会社の一部改正)

第四十九条 国際電信電話株式会社法(昭和二十七年法律第三百一十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国際公衆電気通信事業」を「国際電気通信事業」に改める。

第二条中「国際公衆電気通信事業を営む外」を「国際電気通信事業を営む外」に改める。

第四条第二項に後段として次のように加える。

転換社債又は新株引受権附社債を発行しようとするときも、同様とする。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十一条中「利益金」を「利益」に改め、同条に

次の一項を加える。

2 前項の合併の決議会社と第一種電気通信事業(電気通信事業法(昭和五十九年法律第百七号)第六條第二項に規定する第一種電気通信事業をいう)を営まない法人との合併であつて会社が存続するものについての決議を除く。)についての郵政大臣の認可は、同法第十六條第二項の規定の適用については、同項の認可とみなす。

第十四条中「第十条」を削り、「利益金」を「利益」に改める。

第十六条中「左の」を「次の」に、「十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「第六條但書」を「第六條ただし書」に改める。

第十七条第一項中「五万円」を「二十万円」に改める。

(有線電気通信法の一部改正)

第五十条 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「左の」を「次の」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「日本電信電話公社(以下「公社」という。又は国際電信電話株式会社(以下「会社」という。))」を「第一種電気通信事業者」に改め、同項第二号中「以下「構内等設備」というを」を「第二項各号に掲げるもの(同項の郵政省令で定めるものを除く。))」に改め、同項第三号中「設置するもの」の下に「(第二項各号に掲げるもの(同項の郵政省令で定めるものを除く。))」を加え、同項第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前三号」に、「ものの外」を「もののほか」に改め、同号を同項第四号とし、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号の事項を」を「第一項各号の事項若しくは前項の届出に係る事項を変更しようとするとき、又は同項に規定する設備に該当しない設備をこれに該当するものに改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の届出をする者は、その届出に係る有

線電気通信設備が次に掲げる設備(郵政省令で定めるものを除く。)に該当するものであるときは、同項各号の事項のほか、その使用の態様その他郵政省令で定める事項を併せて届け出なければならない。

一 二人以上の者が共同して設置するもの

二 他人第一種電気通信事業者(電気通信事業法(昭和五十九年法律第百七号)第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者をいう。以下同じ。)を除く。)の設置した有線電気通信設備と相互に接続されるもの

三 他人の通信の用に供されるもの

第四条から第七条までを削る。

第八条中「公社又は会社でなければ」を「第一種電気通信事業者がその事業の用に供する設備として設置する場合を除き」に「但し」を「ただし」に改め、同条を第四条とする。

第九条から第十条までを削る。

第十一条第二項中「政令は、左に掲げるところによらなければ」を「技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない」に改め、同条を第五条とする。

第十二条第二項中「証票」を「証明書」に、「呈示」を「提示」に改め、同条を第六条とする。

第十三条の見出しを「設備の改善等の措置」に改め、同条中「第十一条」を「第五条」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第七条とする。

2 郵政大臣は、第三条第二項に規定する有線電気通信設備(同項の郵政省令で定めるものを除く。)を設置した者に対しては、前項の規定によるほか、その設備につき通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、その他その設備の運用が適切でないため他人の利益を阻害すると認めるときは、その支障の除去その他当該他人の利益の確保のために必要な限度において、その設備の改善その他の措置をとるべきことを勧告することができる。

第十四条を削り、第十五条を第八条とする。

第十六条中「公衆電気通信法第五條第一項」を「電気通信事業法第四條第一項又は第九十條第二項」に改め、同条を第九條とする。

第十七條の見出しを「異議申立ての手續における聴聞」に改め、同条第一項中「第十四條の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者」を「この法律又はこの法律に基づく命令の規定による郵政大臣の処分についての異議申立てに対する決定をしようとするときは、当該異議申立てをした者」に改め、同条第三項中「処分に係る者」を「異議申立てをした者」に改め、同条を第十條とする。

第十八條を削る。

第十九條中「第十一條から第十三條まで」を「第五條、第六條、第七條第一項」に、「第十二條第一項、第十三條」を「第六條第一項、第七條第一項」に、「あつては」を「あつては」に改め、同条を第十一條とする。

第二十條中「第十七條」を「第十條」に、「第二十六條」を「第十八條」に改め、同条を第十二條とする。

第二十一條の前の見出しを削り、同条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条を第十三條とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第二十二條を削る。

第二十三條第一項中「第十六條」を「第九條」に、「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「五十万円」を「三十万円」に改め、同条を第十四條とする。

第二十四條中「第二十一條及び前條」を「前二條」に改め、同条を第十五條とする。

第二十五條中「左の」を「次の」に、「一万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「又は第八條」を削り、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「第十三條」を「第七條第一項」に、「第十九條」を「第十一條」に、「第十五條第一項」を「第八條第一項」に改め、同条を同条第二号とし、同条を第十六條とする。

第二十六條中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「若しくは第二項、第六條第二項又は第七條第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第二号を次のように改め、同条第三号を削り、同条を第十七條とする。

一 第六條第一項第十一條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十七條中「第二十二條及び」を削り、「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条を第十八條とする。

(有線放送電話に関する法律の一部改正)

第五十一條 有線放送電話に関する法律(昭和三十一年法律第五十二號)の一部を次のように改正する。

第四條第一号中「有し、かつ、その相互間における電話による連絡が不便となつて居る地域」を「有して居る地域(一の市町村の区域及び当該一の市町村に隣接する市町村の区域内に含まれる地域に限る。)」に改め、同条第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同条第五号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同条を同条第三号とし、同条第六号を同条第四号とする。

第十六條中「前二條」を「前三條」に改め、同条を第十九條とする。

第十五條中「一万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「第一條」を「第十三條」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号中「第七條又は第九條第二項」を「第八條又は第十一條第二項」に改め、同条を同条第二号とし、同条を第一号として次の一号を加え、同条を第十八條とする。

一 第七條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十四條の前の見出し及び同条を削り、第十三條を第十五條とし、同条の次に次の見出し及び二條を加える。

(罰則)

第十六條 第三條の規定に違反して有線放送電話業務を行つた者及び第十條の規定に違反して線路を設置した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第十七條 第九條の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十二條中「第十條第一項から第三項まで」を「第九條及び第十條第一項から第四項まで」に改め、同条を第十四條とする。

第十一條を第十三條とする。

第十條第二項中「第六條第二項」を「第五條第二項」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同条を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え、同条を第十二條とする。

3 郵政大臣は、第六條第一項の許可を受けた有線放送電話業者が正当な理由がないのに、六月以内にその接続により行うべき業務を開始しないときは、同項の許可を取り消すことができる。

第九條を第十一條とし、第八條中「もつぱら」を「専ら」に改め、同条を第十條とする。

第七條中「有線放送電話業務」の下に「(前條の接続をする場合にあつては、当該接続に係る役務を含む。次條において同じ。)」を加え、同条を第八條とし、同条の次に次の一號を加える。

(改善命令)

第九條 郵政大臣は、前條の規定により届け出た契約約款に定める有線放送電話業務の提供条件が利用者の利益を阻害していると認めるときは、有線放送電話業者に対し、当該契約約款の変更を命ずることができる。

第五條を削り、第六條第一項中「有線放送電話業者」を「第三條の許可を受けた者(以下「有線放送電話業者」という。))」に改め、同条を第五條とし、同条の次に次の見出し及び二條を加える。

(他の有線放送電話業者等との接続)

第六條 有線放送電話業者が他の有線放送電話業者と有線放送電話業務の用に供する設備を相互に接続しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。

2 郵政大臣は、当該接続に係る各有線放送電話業者の業務区域のすべてが第四條第一号に規定する地域に含まれる場合でなければ、前項の許可をしてはならない。

第七條 有線放送電話業者は、電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)第五十二條第一項の規定により、その業務の用に供する有線電気通信設備を同法第十二條第一項に規定する第一種電気通信事業者の電気通信回線設備に接続しようとするときは、郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正)

第五十二條 電話加入権質に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。

第一條を次のように改める。

(質権の設定)

第一條 電話加入権(電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号。以下「事業法」という。))附則第九條第一項又は第二項に規定する権利をいう。以下同じ。を有する者は、同条第一項の規定により事業法附則第三條の規定による廃止前の公衆電気通信法第三十八條から第三十八條の三までの規定がなおその効力を有する間は、この法律の定めるところにより、その電話加入権に質権を設定することができる。

第五條第一項中「電話取扱局」の下に「(日本電信電話株式会社以下「会社」という。))」において電話に関する現業事務を取り扱う事業所をいう。以下同じ。を加え、「日本電信電話公社(以下「公社」という。))」を「会社」に改める。

第六條第一項中「加入電話の加入」を「電話加入権に係る契約」に改め、同条第二項中「公衆電

入権に係る契約」に改め、同条第二項中「公衆電

気通信法」を「事業法附則第九条の規定により、なおその効力を有することとされ、又はその例によることとされる事業法附則第三条の規定による廃止前の公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号。次項において「旧公衆法」という。))に、「差押え」を「差押え」に、「仮差押え」を「仮差押え」に改め、同条第三項中「公衆電気通信法を旧公衆法」に改め、同項第一号中「差押え」を「差押え」に改める。

第七条第一項中「公社」を「会社」に改める。

第八条の見出し中「公社」を「会社」に改め、同条中「加入電話の加入者」を「電話加入権を有する者」に、「公社」を「会社」に、「加入電話加入契約の解除又は」を「電話加入権に係る契約の解除」に、「加入電話の種類の変更の請求若しくは郵政省令で定めるその他の請求」を「又は郵政省令で定める契約の内容の変更の請求」に改める。

第九条の見出し中「公社の行う処分」を「会社」に改め、同条中「公社」を「会社」に、「加入電話について、公衆電気通信法第四十二条の規定により加入電話加入契約を」を「電話加入権に係る契約に」、「加入電話の種類の変更又は郵政省令で定めるその他の処分をしたときは」を「当該契約の内容で郵政省令で定めるものを変更したときは」に改める。

第十条第一項中「申立て」を「申立て」に、「公社」を「会社」に、「加入電話による通話」を「電話加入権に係る契約による電気通信役務の提供」に改め、同条第二項を削る。

第十二条第一項中「公社」を「会社」に、「加入電話について、公衆電気通信法第四十二条の規定による加入電話加入契約を」を「電話加入権に係る契約に」、「加入電話加入者」を「電話加入権を有していた者」に改める。

第十三条中「公社」を「会社」に改める。

(郵政省設置法の一部改正)

第五十三條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

第四条第四十二号及び第四十三号中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改め、同条第四十七号の次に次の三号を加える。

四十七の二 電気通信事業に関する許可、認可及び登録に関すること。

四十七の三 電気通信事業に関する料金その他の提供条件に関すること。

四十七の四 電気通信事業の発達、改善及び調整に関すること。

第五条中第二十二号の二を削り、第二十二号の三を第二十二号の二とし、第二十二号の四を第二十二号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二の四 法令の定めるところに従い、電気通信事業に関し、許可し、認可し、登録し、又は必要な処分をすること。

第六条第一項中「地方電波監理局」を「地方電気通信監理局」に改め、同条第五項中「地方電波監理局」を「地方電気通信監理局」に、「第四十八号、第四十九号」を「第四十七号の二から第四十九号まで」に改め、同条第六項中「第四十八号、第四十九号」を「第四十七号の二から第四十九号まで」に改める。

第七条中「地方電波監理局」を「地方電気通信監理局」に改める。

(労働関係調整法の一部改正)

第五十四條 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「電信又は電話」を「又は電気通信」に改める。

附則第一項を附則第一条とし、附則第二項を附則第二条とし、附則第三項を削り、附則に次の一条を加える。

第三条 日本電信電話株式会社に關する事件であつて、争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済又は公衆の日常生活に相当程度の障害を及ぼすおそれがあると認められ

るものについて、労働大臣が当該事件がこれに該当すると認定した旨及び当該認定をした理由を明らかにして第十八条第五号の規定により中央労働委員会に対して調停の請求をしたときは、当該調停に關しては、当分の間、第三章に定めるもののほか、次項から第四項までに定めるところによる。

2 中央労働委員会は、前項の調停に關し、適当と認めるときは、随時、当該事件の事情及び調停の経過を公表することができる。

3 中央労働委員会は、第一項の調停について、第三十五条の四に定める場合を除き、他の公益事業に關する事件に優先してこれを処理しなければならない。

4 労働大臣は、第一項の請求をしたときは、その旨公表するものとし、その公表があつたときは、関係当事者は、当該公表の日から中央労働委員会が当該調停を終了した旨を公表する日までの間(その期間が十五日間を超えるときは、十五日間)は、争議行為をしてはならない。

5 第一項の調停以外の調停で同項に規定する事件に係るもののうち中央労働委員会に係属している調停について、労働大臣が、あらかじめ中央労働委員会の意見を聴いた上、当該事件が同項に規定する事件に該当すると認定した旨及び当該認定をした理由を明らかにして中央労働委員会に通知したときは、当該調停については、当該通知があつた日に同項の調停の請求があつたものとみなして、前各項の規定を適用する。この場合において、前項中「第一項の請求」とあるのは、「次項の通知」とする。

(労働基準法の一部改正)

第五十五條 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第十一号中「電信又は電話」を「又は電気通信」に改める。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第五十六條 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第五十五條の次に次の一条を加える。

(船員組合員に係る特例)
第五十五條の二 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第百九條に規定する船員組合員のうち日本電信電話共済組合の組合員は、当分の間、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七條の規定にかかわらず、同條の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

(公共企業体等労働関係法の一部改正)

第五十七條 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「左に掲げるもの」を「次に掲げる公共企業体及び国の経営する企業」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 日本国有鉄道

第二条第二項第二号中「左に」を「次に」に改め、同号イ中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に、「買上」を「買上げ」に、「受入払渡」を「受入れ払渡し」に改め、同号ニ中「章はい」を「章はい」に改める。

第三十九條中「日本電信電話公社及び」を削る。

(身体障害者雇用促進法の一部改正)

第五十八條 身体障害者雇用促進法(昭和三十三年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「及び日本電信電話公社」を削る。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第五十九條 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七條の次に次の一条を加える。

(船員組合員に係る特例)

第七條の二 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第百十九條に規定する船員組合員のうち日本電信電話共済組合の組合員は、当分の間、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七條の規定にかかわらず、同條の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第六十條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第百十九條に規定する船員組合員のうち日本電信電話共済組合の組合員は、当分の間、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七條の規定にかかわらず、同條の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

(中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第六十一條 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項及び附則第三條中「並びに日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「及び日本国有鉄道」に改める。

(雇用保険法の一部改正)

第六十二條 雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三條の次に次の一條を加える。

第三條の二 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第百十九條に規定する船員組合員のうち日本電信電話共済組合の組合員は、当分の間、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七條の規定にかかわらず、同條の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)

第六十三條 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十條中「並びに日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「及び日本国有鉄道」に改める。

(特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正)

第六十四條 特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一條中「並びに日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「及び日本国有鉄道」に改める。

(水防法の一部改正)

第六十五條 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第三十條第二項中「公衆通信施設」を「電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)第二條第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第六十六條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三十五條の二を次のように改める。

第十五條の二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)第十二條第一項に規定する第一種電気通信事業者がその事業の用に供する施設(同法の規定により土地等を使用することができないものを除く。)

第十七條第一項第三号ハを次のように改める。

ハ 電気通信事業法第十二條第一項に規定する第一種電気通信事業者(その業務区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。がその事業の用に供する施設に関する事業

(道路法の一部改正)

第六十七條 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三十五條中「若しくは日本電信電話公社」を削る。

第三十六條第一項中「又は電気事業法(昭和三十三年法律第七十号)を、電気事業法(昭和三十三年法律第七十号)又は電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)に、「基き」を「基づき」に、「電柱又は電線」を「又は電柱、電線若しくは公衆電話所(これらのうち、同法に基づくものにあつては、同法第十二條第一項に規定する第一種電気通信事業者がその事業の用に供するものに限る。)」に、「但し」を「ただし」に改める。

(公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正)

第六十八條 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「日本電信電話公社」を削る。

(都市公園法の一部改正)

第六十九條 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第九條中「若しくは日本電信電話公社」を削る。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第七十條 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二條第五号中「公衆電気通信役務」を「電気通信役務」に改める。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第七十一條 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第一号を次のように改める。

一 電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)による第一種電気通信事業者

第十五條を次のように改める。

(建設省設置法の一部改正)

第七十二條 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第五十八号中「日本電信電話公社」を削る。

(地方自治法の一部改正)

第七十三條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第百五十六條第七項中「地方電波監理局」を「地方電気通信監理局」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第七十四條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百三十六條の二第二項第二号中「日本電信電話公社の経営委員会の委員、役員若しくは職員」を削る。

第百四十五條第一項中「日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社」を「若しくは日本国有鉄道」に改める。

第百六十六條第一号中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改める。

第百九十九條第一項中「公共企業体(日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいう。)」を「日本国有鉄道」に改める。

第二百一十條の十三第三号中、「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道に、「もつぱら」を「専ら」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第七十五條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中、「日本電信電話公社」を削る。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、附則第九條第二項の規定は、公布の日から施行する。

(旧電話設備費負担臨時措置法における戦災電話に係る支払)

第二條 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)は、第一條の規定による廃止前の電話設備費負担臨時措置法(以下この項において「旧負担法」という。)第三條第一項の規定により、日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第

号)附則第四條第一項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧公社」という。)が復旧工事を行った加入電話につきその加入者が旧負担法第三條第一項又は旧負担法第四條の五第一項において準用する旧負担法第四條の三第一項の規定による支払をした額の合計額旧公社が旧負担法第四條の五第一項において準用する旧負担法第四條の四の規定による支払をしてい

るときは、その加入者の支払の合計額から旧公社の支払の額の合計額を控除した額を、この法律の施行の際現にその加入電話に係る権利を有する者(この法律の施行後にその権利の移転があつたときは、その者とする。以下この条において「権利者」という。)の請求により支払うものとする。

2 会社は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から六月以内に少なくとも三回の公告をもつて、権利者に対し、最後の公告の日か

ら一年以内にその請求の申出をすべき旨を催告しなければならぬ。

3 会社は、知れている権利者には、各別にその請求を催告しなければならない。

4 第一項に規定する請求は、第二項の申出をすべき期間を経過したときは、することができない。

(会計検査院法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 第二條の規定による改正前の会計検査院法第二十三條第一項各号の会計経理で旧公社に係るものの会計検査院の検査については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前の事実に基づく旧公社の職員に係る第二條の規定による改正前の会計検査院法第三十一條の規定による懲戒処分等の要求、同法第三十三條の規定による犯罪の通告、同法第三十五條の規定による会計経理の取扱いに関する審査及び判定並びに同法第三十七條第二項の規定による会計検査院の意見の表示については、なお従前の例による。

3 旧公社の職員の日本電信電話株式会社法附則第十二條第五項に規定する弁償責任の検定に関する検査官会議の議決事項及び検査報告の掲記事項については、なお従前に例による。

(国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第四條 この法律の施行の際現に第五條の規定による改正後の国家公務員等退職手当法(以下この条において「新退職手当法」という。)第二條第二項に規定する職員として在職する者で旧公社の職員としての在職期間を有するものの新退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を新退職手当法第二條第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 施行日の前日に旧公社の職員として在職する者が、引き続き旧公社の職員となり、かつ、引き続き旧公社の職員として在職した後引き続き

新退職手当法第二條第二項に規定する職員となつた場合におけるその者の新退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の施行日の前日までの第五條の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第二條第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び施行日以後の会社の職員としての在職期間を新退職手当法第二條第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が会社を退職したことに伴い退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

3 この法律の施行前に旧公社を退職した職員及び施行日の前日に旧公社の職員として在職し、引き続き旧公社の職員となつた者であつて施行日から雇用保険法による失業給付の受給資格を取得するまでの間に会社を退職したものに対する国家公務員等退職手当法第十條の規定による退職手当の支給については、なお従前の例による。

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五條 この法律の施行前にした旧公社の契約については、第十九條の規定による改正前の政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六條 この法律の施行前に旧公社が有していた第二十條の規定による改正前の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第二條第一項に規定する債権又は債務の金額についての端数計算については、なお従前の例による。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七條 附則第四條第三項の規定によりなお従前の例によることとされる国家公務員等退職手当法第十條の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるために負担すべき金額の政府の一般会計への納付については、会社がなお従前の例により行うものとし、この場合における一般会計の受入金の過不足額の調整については、なお従前の例による。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八條 第二十三條の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律(以下この条において「改正前の予算執行責任法」という。)第九條第一項に規定する旧公社の予算執行職員のこの法律の施行前にした行為については、改正前の予算執行責任法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第九條 第二十六條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「改正前の共済法」という。)第三條第一項の規定により設けられた共済組合で旧公社に所属する職員をもつて組織されたもの(以下「旧組合」という。)は、施行日において、第二十六條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法(以下「改正後の共済法」という。)第三條第一項の規定により設けられた会社に所属する職員をもつて組織された共済組合(以下「新組合」という。)となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 旧組合の代表者は、この法律の施行前に、改正前の共済法第九條に規定する運営審議会の議を経て、改正前の共済法第六條第一項、第十一條第一項及び第十五條第一項の規定により、施行日以後に係る新組合の定款及び運営規則を定めるとともに新組合の昭和六十年度の事業計画及び予算を作成し、当該定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受け、並びに当該運営規則につき大蔵大臣に協議するものとする。

3 旧組合の昭和五十九年度の決算については、改正後の共済法第十六条の規定により新組合が行うものとする。

第十条 改正後の共済法第九十九条、第二百二十三条、第二百二十五条及び附則第二十条の二の規定は、昭和六十年度以後における新組合の長期給付に要する費用の負担について適用し、同年度前において旧組合の長期給付に要する費用及び国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号。以下「昭和五十八年法律第八十二号」という。）附則第三條第一項に規定する旧組合の長期給付に要する費用として旧公社が負担すべきであつた負担金の額と、昭和六十年度以後における新組合の長期給付に要する費用として改正後の共済法第九十九条第三項及び附則第二十条の二の規定（他の法令においてその例によることとされるこれらの規定を含む。）により国が負担すべき額との調整に関し必要な事項は、政令で定める。

2 新組合の長期給付のうち昭和五十八年法律第八十二号附則第十八条から第二十九条まで及び第三十四条の規定により支給するものに要する費用に係る昭和五十八年法律第八十二号附則第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「公共企業体」とあるのは「日本電信電話株式会社」と、「第二条」とあるのは「日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第百二十六号）」とする。

3 昭和五十八年法律第八十二号附則第三十五条第二項の規定は、新組合の長期給付に要する費用については、適用しない。

第十一条 施行日の前日において昭和五十八年法律第八十二号附則第十六条第一項の規定により改正前の共済法及び国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員とされなかつた旧公社の役員であつた者で、施行日に会社の取締役又は監査役となつたものについては、その者が会社の取締役又は監査役として引き続き在職する間、改正後の共済法又は国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

2 施行日の前日において昭和五十八年法律第八十二号附則第十六条第二項の規定により年金である給付が支給されていらない旧公社の役員に係る改正後の共済法の規定による年金である給付については、その者が会社の取締役又は監査役として引き続き在職する間、同項の規定の例により、支給しない。

第十二条 改正後の共済法附則第十三条の十一の規定は、旧組合の組合員である間の旧公社若しくは旧組合の業務若しくは通勤（同条第一項に規定する通勤をいう。）により病氣にかかり、若しくは負傷し、その傷病の結果として障害の状態にある者に係る障害給付又は当該傷病により死亡した者に係る遺族給付に関する規定の適用について準用する。

第十三条 この法律の施行の際現に旧組合が保有する電信電話債券は、新組合の責任準備金の運用に関する改正後の共済法附則第三条の二第四項の規定の適用については、旧公社の解散後も、資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第七條第一項第三号に掲げる債券とみなす。

第十四条 施行日の前日において、旧公社の総裁又はその委任を受けた者がした第三十七条の規定による改正前の児童手当法第七條第一項（行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第九十三号。以下この条において「行革関連特例法」という。）第十一条第二項において準用する場合を含む。）以下同じ。の規定による認定を受けている者が、施行日において児童手当又は行革関

連特例法第十一条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、施行日において第三十七条の規定による改正後の児童手当法第七條第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、児童手当又は特例給付の支給は、同法第八條第二項（行革関連特例法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、昭和六十年度四月から始める。

第十五条 この法律の施行前に第三十九条の規定による改正前の漁港法第三十九条第四項の規定により旧公社が農林水産大臣にした協議に基づく行為は、第三十九条の規定による改正後の漁港法第三十九条第一項の規定により会社に対して農林水産大臣がした許可に基づく行為とみなす。

第十六条 この法律の施行前に第四十条の規定による改正前の海岸法第十條第二項の規定により旧公社が海岸管理者にした協議に基づく占有又は行為は、第四十条の規定による改正後の海岸法第七條第一項又は第八條第一項の規定により会社に対して海岸管理者がした許可に基づく占有又は行為とみなす。

第十七条 この法律の施行前に第四十三條の規定による改正前の港灣法第三十七條第三項において読み替えられた同条第一項の規定により旧公社が港灣管理者の長とした協議に基づく行為は、第四十三條の規定による改正後の港灣法第三十七條第一項の規定により会社に対して港灣管理者の長がした許可に基づく行為とみなす。

第十八条 この法律の施行前にした第四十七條の規定による改正前の電波法第二百二條の二第一項の電波法第二百二條の二第二項又は第二百二條の五第一項の規定により電気通信業務障害防止区域に係るものとしてした指定又は通知とみなす。

2 この法律の施行前にした第四十七條の規定による改正前の電波法に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十九条 この法律の施行前にした第四十九條の規定による改正前の国際電信電話株式会社法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした第五十條の規定による改正前の有線電気通信法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

については、その者は、会社が電気通信事業法第三十一条第一項の認可を受けた契約約款に基づき当該接続に係る役務の提供を受けることとなつた後一月以内にこれらの規定により必要とされる届出を行うことをもつて足りるものとする。

(電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 この法律の施行前に第五十二條の規定による改正前の電話加入権質に関する臨時特例法により、旧公社がした質権の設定等の登録その他の行為又は旧公社に対してされた質権の設定等の登録の請求その他の行為は、それぞれ同条の規定による改正後の電話加入権質に関する臨時特例法の規定により会社がした行為又は会社に対してされた行為とみなす。

(公共企業体等労働関係法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三條 この法律の施行前に旧公社がした行為についての公共企業体等労働関係法(以下この条において「公労法」という。)第二十五條の五第一項の申立てについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に公共企業体等労働委員会に係属している旧公社とその職員に係る公労法第三條第二項の労働組合(以下この項において「組合」という。)とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件、この法律の施行前に旧公社と組合とが締結した協定であつて公労法等十六條第一項に該当するもの及びこの法律の施行前に公共企業体等労働委員会がした旧公社と組合との間の紛争に係る裁定であつて公労法第三十五條ただし書に該当するものに関する公労法第三章(第十二條を除く。)、第二十五條の六第一項及び第六章の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為であつ

て、公労法第二十五條の六において準用する労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の規定に違反するものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(道路法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四條 この法律の施行前に第六十七條の規定による改正前の道路法第三十五條の規定により旧公社が道路管理者とした協議に基づく占用は、第六十七條の規定による改正後の道路法第三十二條第一項及び第三項の規定により会社に対して道路管理者がした許可に基づく占用とみなす。

(都市公園法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五條 この法律の施行前に第六十九條の規定による改正前の都市公園法第九條の規定により旧公社が公園管理者とした協議に基づく占用は、第六十九條の規定による改正後の都市公園法第六條第一項及び第三項の規定により会社に対して公園管理者がした許可に基づく占用とみなす。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六條 この法律の施行前に第七十一條の規定による改正前の共同溝の整備等に関する特別措置法第十五條の規定により旧公社が道路管理者にした協議に基づく占用は、第七十一條の規定による改正後の共同溝の整備等に関する特別措置法第十二條第一項の規定により会社に対して道路管理者がした許可に基づく占用とみなす。

(公職選挙法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七條 この法律の施行前にした第七十四條の規定による改正前の公職選挙法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十八條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法の一部改正)

第二十九條 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法(昭和五十三年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「第二十一条」を「第十三条」に改める。

理由

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴い、電話設備費負担臨時措置法等を廃止するほか、有線電気通信法等関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。